農業災害補償法の一部を改正する法律案参照条文目次

\bigcirc	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ
○ 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第 号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 保険法(平成二十年法律第五十六号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
: 115	: 115	: 112	: 110	: 109	: 108	: 102	: 101	• • 98	97	• • 93	• • 88	: 87	· · 1

目 次

農業共済団体の組織 則 第十 应

第一節 設 立 組合員(第十五条—第十九条 (第二十条—第三十条)

第四節 第三節 管理(第三十一条—第四十五条) 解散及び清算(第四十六条―第五十八条の五)

第五節 登記 (第五十九条—第八十二条)

第三章 組合等の共済事業

第一節 第二節 農作物共済(第百四条―第百十条の二) 通則(第八十三条—第百三条)

第三節 家畜共済 (第百十一条—第百二十条)

第 第 第 六 五 節 節 果樹共済(第百二十条の二―第百二十条の十一) 畑作物共済(第百二十条の十二―第百二十条の十八)

第七節 園芸施設共済 (第百二十条の十九―第百二十条の二十五) 任意共済(第百二十条の二十六―第百二十条の二十八)

第四章 農業共済組合連合会の保険事業(第百二十一条―第百三十二条の二)

第五章

再保険事業(第百三十三条―第百四十一条の二)政府の再保険事業及び保険事業

第二節節 保険事業 (第百四十一条の三―第百四十二条)

第五章の二 監督 (第百四十二条の二―第百四十二条の七)

第五章の三 独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務 (第百四十二条の八―第百四十二条の十四

第六章 補則 (第百四十三条―第百四十五条の三)

第七章 罰則 (第百四十六条—第百四十八条)

章 総則

第一条 す ź 農業災害補償 は、 農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図 り、 農業生産力の発展に資することを目 的と

業及び政府の行う再保険事業又は保険事業とする。 農業災害補償は、 農業共済組合又は市町村 (特別区のある地にあつては、 特別区。 以下同じ。) の行う共済事業、 農業共済組合連合会の 行う保険

農業共済組合及び農業共済組合連合会 (以下農業共済団体という。) は、 法人とする。

第四 条 (共済団体でない者は、その名称中に農業共済組合又は農業共済組合連合会なる文字を用いてはならない。農業共済組合又は農業共済組合連合会なる文字を用いなければならな農業共済組合又は農業共済組合連合会なる文字を用いなければならな

2 農業共済団体でない者は、

第五 は 都道府県の区域による。 《共済組合連合会の区域は、都道府県の区域による。足府県の区域による。ただし、特別の事由があるときは、農業共済組合の区域は、第五十三条の二第四項の特定組織 この区域によらないことができる。畑合以外の農業共済組合にあつては一 又は二以上の市町村 の 区 域、 同項の特定組合にあつて

2 農業共済組合連合会の区域は、

第六条 農業共済 団体の 住所は、 その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七 条 この 法 律の規定により 登記 すべ き事項は、 登 記の後でなけ ればこれを以て第三者に対抗することができない。

第八条 農業共済 団 体の事業年度は、 兀 月一 日 から翌年三月三十一日までとする。

第九条及び第十 条 削 除

第十一 農 業災害補償に関する書類には、 印紙税を課さない。

る共済金額に、 共 物 農業共済組 済事業を行う市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者 共済の共済目的の種類等ごと及び第百七条第 国庫は、 合又は市 その者が組合員となつている農業共済組合又はその者と当該共済関係の存する市町村に係る第百七条第一項の農作物基準共済掛金率が市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者(以下組合員等と総称する。)の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等 農作物共済につき、 町村が同条第四項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、)第百七条第一項の農作物共済の共済事故等による種別ごとに、農業共済組合の組合員又は第八十五条の六第一項の水稲及び第八十四条第一項第一号の政令で指定する食糧農作物に係るものにあつては、第百六条第一項第一号の農 その者に係る危険段階の農作物危険段階基 当該組合員等に係 ・ (そ

準共済掛金率。 |虫害を共済事故としない農作物共済に係る当該農作物共済の共済目的の種類等については、その金額から、 次項において同じ。)を乗じて得た金額 (第八十五条第四項 (第八十五条の七において準用する場合を含む。) の規定により水 その金額に第八十六条第二項の規定 稲 により に つき

-) 国庫は、農作物共済につき、麦に係るものにあつては、第百六条第一項第一号の農作物共済の共済目的の種類等ごと及び第百七条第農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額を控除して得た金額)の二分の一に相当する金額を負担する。 て得た金額に相当する金額を負担する。 はその者と当該共済関係の存する市町村に係る同項の農作物基準共済掛金率及びその農業共済組合又は市町村に係る農作物共済掛金国庫負担割合を乗じ 共済事故等による種別ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、 「村に係る農作物生を引き引きる人」である。 その者が組合員となつている農業共済組合又
- 3 よる種別ごとに、 :金率をそれぞれ次表の上欄に掲げる各級に区分して逓次に当該下欄に掲げる割合を乗じて得た率を合計して得た率を同項の農作物基準共済掛金率で除 て得た商に 前項の農作物共済掛金国庫負担割合は、 相当する数とする。 農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村(以下共済掛金国庫負担割合は、第百六条第一項第一号の農作物共済の共済目的 (以下組合等と総称する。)に係る第百七条第一項の農作物基準共済済目的の種類等ごと及び第百七条第一項の農作物共済の共済事故等に の種類等ごと及び第百七条第一項

4			
第一項又は第二項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年	- ○・○三を超える部分	○・○三以下の部分	区分
-度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。	百分の五十五	百分の五十	割

合等にこれを交付する。 前条第一項又は第二項 の規定による負担金は、 組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一 部に充てるため、 政令で定めるところにより当 該組

当該農業共済組合連合会が支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入にこれを計上することができる。 前 当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てるため、当該農業共済組合連合会にこれを交付し、又は 項の規定により組合等(第五十三条の二第四項の特定組合を除く。 以下この項において同じ。)に交付すべき交付金は、 組合等に交付するのに代え

全部又は 第一項の規定により第五十三条の二第四項の特定組合に交付すべき交付金は、当該特定組合に交付するのに代えて、当該特定組合が支払うべき保険料 一部に充てて、 食料安定供給特別会計の保険料収入にこれを計上することができる。

第十三条の二 るものにあつてはその五分の二に相当する金額 国庫は、 家畜共済につき、 組合員等の支払うべき共済掛金のうち、 (その金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、 牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の その農林水産大臣の定める金額)を負 豚に係

等による種 別ごとに、 国庫は、 収穫共済につき、第百二十条の六第一項第一号の収穫共済の共済目的の種類等ごと及び第百二十条の七第一項の収 組合員等の支払うべき共済掛金のうち、 当該組: 合員等に係る共済金額に、 次の各号の区分により当該各号に掲げる率を乗じて得 穫共済の 共済事

た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

- その者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る共済掛金率について同条第二項の規定の適用があるときは、当該収穫基準共済掛金率を基礎として農 その者が組合員等である組合等が第百二十条の七第一項の規定により共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る収穫基準共済掛 水産省令で定めるところにより算定される率) 金
- その者が組合員等である組合等が第百二十条の七第五項 危険段階基準共済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率) 収穫危険段階基準共済掛金率(その者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る共済掛金率について同条第二項の規定の適用があるときは、 の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、 その者に係る危 当該収
- (済金額に、その者に係る樹体基準共済掛金率(その者が組合員等である組合等が第百二十条の七第九項の規定により危険段階別の共済国庫は、樹体共済につき、第百二十条の六第六項の樹体共済の共済目的の種類等ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該 る場合にあつては、 その者に係る危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率)を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。 該組 掛 、等に係る

第十三条の四 険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率)を乗じて得た金額の百分の五十五(蚕繭に係るものにあつては、二分の一)に相当する金額を作物基準共済掛金率(その者が組合員等である組合等が同条第六項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、 体及び第百二十条の十三第一項に規定する団体にあつては、 L物基準共済掛金率(その者が組合員等である組合等が同条第六項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危L及び第百二十条の十三第一項に規定する団体にあつては、その代表者の住所)の存する第百二十条の十五第一項の区域又は地域の属する危険階級の畑当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所(第十五条第一項第五号に規定する栽培又は養蚕を行うことを目的とする同項第八号の農業共済資格団 :共済の共済目的の種類等ごと及び第百二十条の十五第一項の畑作物共済の共済責任期間による種別ごと)に、組合員等の支払うべき共済掛金|条の四||国庫は、畑作物共済につき、第百二十条の十二第一項第一号の畑作物共済の共済目的の種類等ごと(蚕繭に係るものにあつては、同 のにあつては、二分の一)に相当する金額を負担する。 一のうちの畑

第十三条の五 合にあつて は、 玉 |庫は、 その農林水産大臣の定める金額)を負担する。 園芸施設共済につき、組合員等の支払うべき共済掛金の二分の一に相当する金額 (その金額が農林水産 大臣の定める金額を超 える

第十三条の六 及び前条の負担金であるときは、 第十三条の二から前条までの負担金には、 第十三条第一項中「政令で定めるところにより当該組合等に」とあるのは、 第十二条第四項及び第十三条の規定を準用する。この場合において、 「当該組合等に」と読み替えるものとする。 当該負担金が第十三条の二

第十四 玉 庫 は 政令の・ 定めるところにより、 毎会計年度予算の範囲内において、 組合等及び農業共済組合連合会の事務費を負担する

第二章 農業共済団体の組織

第一節 組合員

ころにより定款で定める者を除く。)とする。 域内に住所を有するもの、第八号に掲げる者にあつてはその構成員のすべてが当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの 業共済組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で、 第一号及び第三号から第七号までに掲げる者にあつては当該農業共済組 (農林水産省令で定めると 合 の区

一 水稲、麦その他第八十四条第一項第一号に規定する食糧農作物の耕作の業務を営む

二削除

三 牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者

兀 果樹につき栽培の業務を営む者 第八十三条第一項第四号の果樹共済事業を行う農業共済組合にあつては、その行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とされ

五. 蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者 第八十三条第一項第五号の畑作物共済事業を行う農業共済組合にあつては、 その行う畑作物共済においてその共済目的の種類とさ 物又

六 第八十三条第一項第六号の園芸施設共済事業を行う農業共済組合にあつては、第八十四条第一項第七号の特定園芸施設を所有し又は管理する者 で農

七 第八十三条第一項第七号の任意共済事業を行う農業共済組合にあつては、当該共済事業の共済目: 的である農作物 の耕作の業務を営む 者又は 共済

業の共済目的である農産物、建物若しくは農機具等を所有する者で農業を営むもの

 \mathcal{O} 農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定め、かつ、農林水産省令で定めるところにより、 第一号、第四号又は第五号に掲げる者のみが構成員となつている団体(法人を除く。)で、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、 第四号に規定する栽培又は第五号に規定する栽培若しくは養蚕を行うことを目的とするもの(以下農業共済資格団体という。) 第一号に規 %定する

のうち、 若しくは養蚕を行うことを目的とするものを、それぞれ同項第一号、第四号又は第五号に規定する業務を営む者とみなし、当該農業共済資格団 項第四号に規定する栽培の業務又は同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕の業務とみなす。 項第一号に規定する耕作、同項第四号に規定する栽培又は同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕を、それぞれ同項第一号に規定する耕作 .項第八号の農業共済資格団体で同項の規定により組合員たる資格を有するものについてのこの法律の規定の適用については、当該農業共済資 同項第 (一号に規定する耕作を行うことを目的とするもの、同項第四号に規定する栽培を行うことを目的とするもの又は同項第五号に規定する栽農業共済資格団体で同項の規定により組合員たる資格を有するものについてのこの法律の規定の適用については、当該農業共済資格団体]体が行

農業共済 組合連合会の組合員たる資格を有する者は、 当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする組合等とする。

するもの及び農業共済資格団体のうち同項第一号に規定する耕作を行うことを目的とするもの(以下農作物共済資格団体という。)で同項の規定により 、いずれもその農作物ごとに政令で定めるところにより都道府県知事が定める基準に達していない者については、この限りでない。 合員たる資格を有するものは、その時に、すべて、 農業共済組合が成立したとき(合併によつて設立した場合を除く。 その農業共済組合の組合員となる。ただし、その営む同項第一号の農作物ごとの) は、 前条第一項第一号に掲げる者で同項の規定により組 耕 作 -の業務 の規模 を有

2 の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる者についても、また前項本文と同様とする。ただし、当該農業共済組合が第八十五条第二項 定によりその農作物共済において前条第一項第一号の農作物の一部 をその共済目的の種類としない場合において、 その現に行つてい 、る農作 段又

規定により農作物共済を行つていない場合において、その亍つていまい豊臣勿ち等こついこの目よこ中で、「……」にない第一号に規定する農作物共済加入資格者又はその者となるに至つた者及び当該農業共済組合が第八十五条第二項後段又は第八項の定める基準に達しない第一号に規定する農作物共済加入資格者又はその者となるに至つた者及び当該農業共済組合が第八十五条第二項後段又は第八項の定める基準に達しない第一号に規定により都道府県知事が 至つた者については、この限りでない。 規定により農作物共済を行つていない場合において、その行つていない農作物共済についての同号に規定する農作物共済加入資格者又はその者となるに

- 一 農業共済組合が合併によつて設立されたとき。
- する者以外のもの(以下農作物共済加入資格者という。) 条第一項第一号に掲げる者及び農作物共済資格団体で同項の規定により当該農業共済組合の組合員たる資格を有するもののうち前
- 農業共済組合が成立した後に、組合員でない者が農作物共済加入資格者となるに至つたとき、 |農業共済組合が現に行つている農作物共済の共済目的の種類とされている農作物についてその営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模のいず||農業共済組合が成立した後に、組合員でない者が農作物共済加入資格者となるに至つたとき、又は組合員でない農作物共済加入資格者につい 項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達することとなるに至つたとき。 て、 か が 当

その農 作物共済加入資格者となるに至つた者又はその基準に達することとなるに至つた農作物共済加入資格者

- 3 合員でない農作物共済加入資格者で、当該農作物共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同号の農作物につき耕作の業務を営むもののう だとすることとなつたとき、又は前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済を行うこととなつたときは、 第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定により、その共済目的の種類としていない農作物をその農作物共済においてその共済目 その営む当該農作物ごとの当該業務の規模のいずれかが第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達しているものについても、 また 組種
- 4 会の組合員となる。 §農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする市町村が第八十五条の三第一項の規定により共済事業を行うこととなつたときは、当該組合の組合員となる。農業共済組合連合会が成立した後に、当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする農業共済組合が成立したとき、農業共済組合連合会が成立したときは、当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする組合等は、その時に、すべて、当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする組合等は、その時に、すべて、当該農業共済組 ても、また同様とする。 当該農業共済組 当該組合等につ 及び当 合連 合

本文と同様とする。

その加入を 農業共済組合は、 拒んではならない。 組合員たる資格を有する者で当該農業共済組合の組合員になろうとするものから加入の申込を受けたときは、 正当 な理 由が な け れば

農業共済組合連合会は、前項の規定にかかわらず、七条 農業共済団体の組合員は、各々一箇の議決権 の議決権及び役員 (農業共済組合の組合員にあつては、 役員及び総代)の選挙権を有する。

- 0 数に基づき、 二個以上の議決権及び役員の選挙権を与えることができる。 政令で定める基準に従い、 定款の定めるところにより、 その組合員に対して、 当 該 組 合員 0 合員
- 十八 つて議決権 又は選挙権を行うことができる。 共済団体 の組合員は、 定款の定めるところにより、 第三十八条第三項の規定によりあらかじめ通 知の あつた事項につき、 書面又は 人を
- 2 業共 八済団 体の 組 合員 は、 定款の定めるところにより、 前項 の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、 議決権を電磁的 方法 (電子情 報処

織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。 以下同 により行うことができる。

- 4 代理人は、 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。 代理権を証する書面を農業共済団体に提出しなければならない。この場合において、 電磁的方法により議決権を行うことが定款で定 5 れ
- 第十八条の二 農業共済団体と特定の組合員との関係について議決をする場合には、 その 組合員は、 議決権を有しない。

当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

ているときは、

第十九条 農業共済団体の組合員 んは、 左の事由に因つて脱退する

- 組合員たる資格の喪失
- 農業共済組合の組合員は、前項の事由に因る外、共済関係の全部の消滅(第四十七条第一項の規定による場合を除く。)に因つて脱退する。一死亡又は解散(第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の全部の廃止) 水産省令の定めるところにより定款で特別の定をしたときは、この限りでない。 但 農
- 3 農業共済組合の組合員で、 (農林水産省令で定めるものを除く。) は、 前項但書の規定により共済関係の全部の消滅があつても脱退をしないものその他当該農業共済組合との間 定款の定めるところにより脱退することができる。 に共済関 係 0 存

二節

- るには、 は、農業共済組合連合会を設立しようとする二以上の組合等が発起人とならなければならない。 農業共済組合を設立するには、第十五条第一項に規定する者で農業共済組合を設立しようとするもの十五人以上が、 農業共済 組 合連合会を設立
- れを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。二十一条の農業共済組合を設立する場合には、発起人は、予め農業共済組合の区域及び組合員たる資格に関する目論見書を作り、 定 0 期間 前 ま いでにこ
- 2 農業共済組合連合会を設立する場合には、発起人は、 一定の期間前までに設立準備会の日時及び場所を公告して、 設立準備会を開か な け れ ば ならない。
- 前二項の一 定の期間は、二週間を下つてはならない。
- 第二十二条 共済規程又は保険規程の作成に当たるべき者 は出席した組合員たる資格を有する農業共済組合の業務を執行する役員又は出席した組合員たる資格を有する市町村の職員とする。 人等」という。)を除き、 き事項及び共済掛金又は保険料その他共済規程又は保険規程作成の基本となるべき事項を定めなければならない。 設立準備会においては、出席した組合員たる資格を有する者(農業共済組合を設立する場合にあつては法人及び農業共済資格団 4を有する農業共済組合の業務を執行する役員又は出席した組合員たる資格を有する市町村の職員とする。)の中から定款及び出席した組合員たる資格を有する法人等の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立する場合にあつて (以 下 「定款等作成委員」という。)を選任し、かつ、 区域、組合員たる資格その他定款 作成の基本となる 下

- ② 前項の定款等作成委員は、十五人を下つてはならない。
- 3 を有する者)の過半数の同意を以てこれを決する。 設立準備会の議事は、 出席した組合員たる資格を有する者 (農業共済組合を設立する場合にあつては、 前 条第一項の目論見書に定め る組合員たる資格
- 第二十三条 公告して、 以 上の同意がなければ、創立総会を開くことができない。 創立総会を開かなければならない。ただし、農業共済組合を設立する場合にあつては、 定款等作成委員が定款及び共済規程又は保険規程を作成したときは、 発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに その設立につき農作物共済加入資格者の総数の三分
- ② 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。
- 3 ならない。 定款等作成委員が作成した定款及び共済規程又は保険規程の承認、 事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、 創立総会の議決によらなけ れば
- 4 は、この限りでない。 創立総会においては、 前 項の定款及び共済規程又は保険規程を修正することができる。 ただし、 区域及び組合員たる資格に関する定款 の規定に こついて
- (5) 以上でこれを決する。 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、 その 議 決権の三分
- ⑥ 前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。
- 7 前 項」とあるのは 創立総会については、 「第二十三条第六項」と、 第十七条第一項、第十八条第二項から第四項まで及び第十八条の二の規定を準用する。 同条第三項中 前二 項」とあるのは 「第二十三条第六項又は前項」 と読み替えるものとする。 この場合において、 第十八条第二 項 中
- 第二十四条 発 起 人は、 創立総会終了の後遅滞なく、 定款、 共済規程又は保険規程及び事業計 画書を行政庁に提出 して、 設 立 の 認可を申 請 L なけ れ ば なら
- 2 発起人は、 行 政庁の要求があるときは、 農業共済団 体の設立に関する報告書を提出 L なければならない
- 第二十五条 令に基づいてする行政庁の処分に違反せず、 行政庁は、 前条第一項の申請があつた場合において、 かつ、 その事業が健全に行われ、 設立の手続又は定款、 公益に反しないと認められるときには、 共済規程若しくは保険規程若しくは事業計画の内容が法令又は法 設立の認可をしなければならない。
- ればならない。 第二十四条第一 項の 申請があつたときは、 行政庁は、 申 請書を受理した日から二箇月以内に、 発起人に対し、 認可又は不認可 (T) 通知を 発 しな
- 2 は、 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、 行政庁に対し、 認可に関する証明をすべきことを請求することができる。 その期間満了の 日に第二十 -四条第 項の 認可があつたものとみなす。 この場合には、 発起
- 3 政庁が第二十四条第二項の規定により報告書提出の要求を発したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、 これを第一 項 0)

間に算入しな

- 5 4 なければならな
- 発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載し があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。 裁判所がその取消しの判決をしたときは、 その 判決確定の 日に第二十四条第 項 0) 認

第二十七条 第二十四条第一 項の 設立の認可があつたときは、 発起人は、 遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

第二十八条 農業共済団体は、 主たる事務所の所在地におい て、 設立の登記をすることに因つて成立する。

三 二 名 和 目 的 条 業共 介済団 体 \mathcal{O} 定款には、 次の事項を記載し なけ ればならない。

十九八七六五四三 事務所の 所 在

組合員たる資格並びに組合員 の加 入及び脱退に関する規

定

役員の定数及び選挙又は選任に関する規定共済事業又は保険事業の種類

準備金の額及びその積立ての方法

剰余金の処分及び不足金の処理に関する規定

公告の方法

3

第一項第七号の役員の選挙に関する規定及び前項の総代の選挙に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦又は農業共済組合の定款には、前項の事項の外、総代会を設ける場合には、総代の定数及び選挙に関する規定を記載しなければならない けることとしたときは選挙区に関する事項を定めなければならない。 選挙立会人、投票、 開票及び当選に関する事項並びに役員又は総代を総会外において選挙することとしたときはその旨、 選挙に関する通知、候補者の推薦又は立候補、 総代の選挙につき選挙区を推薦又は立候補、選挙管理

行政庁は、 模範定款例を定めることができる。

農業共済組合は、 共済規程をもつて、 次 の事項を規定しなけ ればならない。

共済事業の種類別の共済目的 の種類に関する事 項

共済金額に関する事項

共済掛金及び事務費に関する事項

兀 共済責任に関する事

六 五 損害評価会に関する事項

前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事

農業共済組合連合会は、 保険規程をもつて、 次の事項を規定しなけ ればならな

保険金額に関する事項

保険料及び事務費に関する事項

保険責任に関する事項

五四 前各号に掲げるもののほか、損害評価会に関する事項 農林水産省令で定める事

政庁は、 模範共済規程例又は模範保険規程例を定めることができる。

節 管理

農業共済団体に、役員として理事及び監事を置く。

事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員を除く。)は、定款の定めるところにより、総会外においてこれを選挙することができる。 役員は、定款の定めるところにより、 組合員が総会(設立当時の役員は創立総会)においてこれを選挙する。 但 農業共済組合の役員 (設立当 時 \mathcal{O}

役員の選挙は、 無記名投票によつてこれを行う。ただし、 役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、 定款の定めるところにより、 投票を

4

とする。

(5) 省略することができる。 投票は、一人(第十七条第二項の規定によりその組合員に対して二個以上の選挙権を与える農業共済組合連合会にあつては、 選挙 権 個) につき一 票

役員の選挙をしたときは、選挙管理者は選挙録、 投票管理者は投票録、開票管理者は開票録を作り、それぞれこれに署名しなけ れば なら

総会外において役員の選挙を行うときは、投票所は、 第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会(創立当時の役員は、創立総会)において選おいて役員の選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

役員を含むものとし、 を執行する役員又は組合員たる市町村の職員とする。 農業共済団体の理事の定数の少なくとも四分の三は、 役員は、 は組合員たる市町村の職員とする。)でなければならない。ただし、設立当時の理事は、設立の同意者農業共済組合連合会にあつては組合員たる組合等の組合員等で法人等でないもの、組合員たる組合等 組合員(農業共済組合にあつては法人等たる組合員を除き、 創立総会)において選任することができる。 組合員たる組合等の組合員等である法人等の業 組合員たる法人等の業務を執行する (農業共済組合にあつては法

人等たる同

意者を除き、

同意者たる法人等の業務を執行する役員を含むものとし、

農業共済組合連合会にあつては同意者たる組合等の

組

合員等で法

人等

でないもの、 同 意者たる組合等の組合員等である法人等の業務を執行する役員又は同意者たる市町村の職員とする。) でなけ ればならない。

第三十二条 役員の任期は、三年以内において定款で定める。

- は、一年を超えてはならない。 設立当時の役員の任期 は、 前 項の規定にかかわらず、 創立総会 (農業共済組合の合併による設立の場合は設立委員) において定める。 但 その期間
- 3 就任するまで、 定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、 なお役員としての権利義務を有する。 任 !期の満了又は辞任により退任した役員は、 新たに選任された役員 (第三十三条の六の仮理事を含

第三十二条の二 0) 職務を遂行しなければならない。 役員は、 法令、法令に基づいてする行政庁の処分、 定款、 共済規程又は保険規程及び総会の議決を遵守し、 農業共済団 体のため忠実にそ

- 2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、農業共済団体に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。
- 3 十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。 また同様とする。 重要な事項につき、 第

理 事は、 監事又は農業共済団体の使用人と、 監事は、 理 事又は農業共済団体の使用人と相兼ねてはならない。

第三十三条の二 農業共済 1 体の業務は、 定款に特 莂 の定めがな V ときは、 理 事の 過半数で決する。

第三十三条の三 代会の議決に従わなけ 理事は、 農業共済団体の ればならない。 すべての業務につ 7 て、 農業共済団体を代表する。 ただし、 定款の規定に反することはできず、 また、 総会又は

第三十三条の 兀 理事の 代表権に加えた制限 は、 善意の第三者に対抗することができない。

第三十三条の 五. 理事は、 定款又は総会若しくは総代会の議決によつて禁止されていないときに限り、 特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第三十三条の六 仮理事を選任しなければならない。 三条の六 理事が欠けた場合におい て、 業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、 行政庁は、 利害関係人又は検察官の請 成求によ

第三十四条 農業共済団体が理事と契約をするときは、 監事が、 農業共済団体を代表する。 農業共済団体と理事との訴訟についても、 また同様とする。

第三十四条の二 監事の職 次のとおりとする。

- 農業共済団体の財産の状況を監査すること。
- 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 財産の 状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、 又は著しく不当な事項があると認めるときは、 総会又は行政庁に報告をすること。
- 前号の報告をするため必要があるときは、 総会を招集すること。

第三十五 通常総会を招集しなければならない。

- 理 事は 必要があると認めるときは、理事は、毎事業年度一回通常 何時でも臨時総会又は総代会を招集することができる
- たときは、 事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総代会の招集を請求したときも、 理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。総代が総代総数の五分の一以上の同意を得て、会議の目組合員が総組合員の五分の一以上の同意をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請 また同様とする。 会議の目的たの招集を請求し
- 前項の場合において、 電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、 同項の規定による書面の提出に代えて、 当該
- 3 べき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみな |機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、 理事の使用 に係る電子計
- 第三十七条 な いときは、 理 監事は、 事の職務を行う者がないとき、又は前条第一項の請求があつた場合において理事が正当な理由 総会又は総代会を招集しなけ ればならない。 がないのに総会又は総代会の招集の 手 ,続をし
- 2 町村にあつてはその事務所の所在地)に、その者が別に催告を受ける場所を農業共済団体に通知したときは、その場所にあてることをも 項の通知又は催告は、 農業共済団体の組合員に対してする通知又は催告は、 通常到達すべきであつた時に、 到達したものとみなす。 組合員名簿に記載したその者の住所(農業共済資格団体にあつてはその代表者の つて足りる。 住
- 3 総会又は総代会の招集の通知は、その会日から十日前までに、 その会議の目的たる事項を示してこれをしなければ ならない。
- (名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。 九条 理 事は、 定款、 共済規程又は保険規程及び総会又は総代会の議事録を各事務所に備え置き、 カン ~つ、 農林水産省令の定めるところにより、 組
- 2 業共済団体の組合員及び債権者は、 前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる
- 第四 一十条 理 事は、 通常総会の会日 から一 週間前までに、 事業報告書、 財 産目 録 貸借対照表、 損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提

出 れらを主たる事務所に備えて置かなければなら

- 農業共済団 体の組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。
- 3 2 第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、 監事の意見書を添附しなければならない。
- 4 きない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録 (電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によつては認識することがで)の添付をもつて、 当該

理事は、

当該監事の意見書を添付したものとみなす。

第四 + 役員は、 総組合員の五分の一以上の請求に因り、 できる。

監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、

- 定款又は共済規程若しくは保険規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。 前項の規定による請求は、 理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。ただ《の五分の一以上の請求に因り、任期中でも総会においてこれを改選することが ただし、法令、 法令に基づいてする行政庁 の処分
- 3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を農業共済団体に提出してこれをしなければならない。
- 4 弁明する機会を与えなければならない。 項の規定による書面の提出があつたときは、 農業共済団体は、 総会の会日から七日前までに、 役員に対し、その書面を送付し、 且 つ、 総会に おいて

第四十二条 役員については、 般社団法人及び一 般財団法人に関する法律 (平成十八年法律第四十 -八号) 第七十八条の規定を準 ·用する。

第四 十二条の二 農業共済団体は、 参事を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所に お いて、 その業務を行なわせることができる。

- 3 2 事の選任及び解任は、 理事の過半数によつて決する。
- 事については、 会社 法 (平成十七年法律第八十六号) 第十一条第一項及び第三項、 第十二条並びに第十三条の規定を準用 でする。

第四 十二条の三 組合員は、 総組合員の十分の一以上の同意を得て、 理 事に対し、 参事の解任を請求することができる。

- 前項の規定による請求は、 解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- 3 2 前項の規定による書面の提出があつたときは、 理事は、 当該参事の解任の可否を決しなければならない。
- 理事は、 前 項の可否を決する日の七日前までに当該参事に対して第二項の書面を送付し、 カコ つ、 弁明する機会を与えなけれ ば ならな

第四 十三条 次の事項 なは、 総会の 議決を経なけ ればならない。

- 定款の 変
- 共済規程又は保険規程の 変更
- 事務費を徴収する場合には、その額及び徴収
- 兀 事業報告書、 財 産目 録、 貸借対照表、 損 益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理

方

- 2 その効力を生じない。 定款又は共済規程若しくは保険規程の変更 (軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。 は、 行政庁 の認可を受けなけ れば、
- 3 前項の認可については、 第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。
- 4 け 農業共済団体は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款又は共済規程若しくは保険規程の変更をしたときは、 出なければならない。 遅滞なく、 その旨を行政庁に届

第四 るところによる。 一十四条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いては、 出席者の議決権の過半数でこれを決し、 可否同数のときは、 議長の決す

- 2 議長は、総会においてこれを選任する。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 ときは、この限りでない。 総会においては、第三十八条第三項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、 議決をすることができる。ただし、 定款に特別の定めがある

第四 十四条の二 次の事項は、 総組合員の半数以上が出席し、 その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 定款の変更
- 農業共済団体の解散
- 農業共済組合の合併

第四 1十五条 農業共済組合は、 定款の定めるところにより、 総会に代わるべき総代会を設けることができる。

- 総代の定数は、三十人以上でなければならない。
- 総代は、農業共済組合の組合員でなければならない。
- 5 4 3 2 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び解散の議決をすることができない。総会に関する規定を、総代には、第三十一条第三項から第九項まで、第三十二条及び第四十一条の規定を準用する。

第四 節 解散及び清算

第四 1十六条 農業共済団体 は、 次 の事由 によつて解散する。

- 農業共済組合の合併総会の議決
- 破産手続開始の決定

第百四十二条の六第三項の規定による解散の命

- 解散の議決は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 3 2 前項の場合には、 第二十六条の規定を準用する。
- 農業共済組合連合会は、 第一項各号に掲げる事由によるほ か、 第五十三条の二第二項の規定による権利義務の承継があつたことによつて解散する。

第四十七条 農業共済団体が解散したときは、 農業共済組合の合併及び 前条第四項の規定による解散の場合を除いては、 共済関 係又は保険関係は、

2 前 項の場合には、 農業共済団体は、 まだ経過しない期間に対する共済掛金又は保険料を払い戻さなければならない。

第四十八条 農業共済組合が合併しようとするときは、 総会において合併を議決しなければならない。

- 3 2 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 項の場合には、 第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。

2 第四十九条 農業共済組合は、 農業共済組合が合併の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。 前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、 且つ、 知れている債権者には、

にこれを催告しなければならない。

前 頭の一 定の期間は、一箇月を下つてはならない。

3

2

若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この債権者が異議を述べたときは、農業共済組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。 ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、 限りで

第五十一条 行する役員を含む。 合併によつて農業共済組合を設立するには、各農業共済組合の総会において組合員(法人等たる組合員を除き、)の中から選任した設立委員が共同して、 定款及び共済規程を作成し、役員を選任し、 その他設立に必要な行為をしなければならな 組合員たる法人等の業務を執

- 2)の中から、これをしなければならない。 前項の規定による役員の選任は、合併しようとする農業共済組合の組合員 (法人等たる組合員を除き、 組合員たる法人等の業務を執行する役員を含む
- 3 項 の規定による設立委員の選任には、 第四十 四条の二の規定を準用する

各別

第五十二条 ・四条に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。 農業共済組合の合併は、合併後存続する農業共済組合又は合併に因つて設立する農業共済組合が、 その主たる事務所の所在 地 にお て、 第六

第五 その行う事業に関し、 合併後存続する農業共済組合又は合併に因つて設立した農業共済組合は、 行政庁の許可、 認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。 合併に因つて消滅した農業共済)を承継する。 組合の権利義務 (当該農業共 済 組合

第五 より、農林水産大臣に、当該農業共済組合連合会の権利義務(当該農業共済組合連合会がその行う事業に関し、 [合員たる組合等の区域のすべてを合わせた区域をその区域とする農業共済組合が成立したときは、当該農業共済組合は、 いて有する権利義務を含む。 農業共済組合連合会の組合員たる一の農業共済組合の他に当該農業共済組合連合会の組合員がなくなつたとき又は農業共済組合連 次項において同じ。)を承継することについて、認可を申請しなければならない。 行政庁の許可、 農林水産省令で定めるところ 認可その他の処分に基 合会の

- 農業共済組合連合会は、その時において解散するものとする。 前項の認可があつたときは、当該農業共済組合連合会の権利義務は、 その時において当該認可の申請に係る農業共済組合に承継されるものとし、 当該
- 3 るまでの間は、これを当該農業共済組合連合会の組合員とみなす。 第一項に規定する場合に存する農業共済組合は、 第十五条第三項 及び第十六条第四項の規定にかかわらず、 前項の規定による権利義務 の承 継 が 行 わ れ
- 4 家畜共済に係るものにあつては、 ·畜共済に係るものにあつては、共済掛金期間)が終了するまでの間は、同項の規定により農業共済組合連合会の権利義務を承継した農業共済組第二項の規定による権利義務の承継の際現に存する農業共済組合連合会と政府との間の再保険関係については、当該再保険関係に係る共済責任 特定組合という。)を当該農業共済組合連合会とみなして、この法律の規定を適用する。 期間 合
- (5) 業共済組合連合会の権利義務を承継した場合の当該農業共済組合連合会と政府との間の再保険関係に係る経過措置に関し必要な事 各項に規定するもののほか、 第二項の規定により農業共済組合が農業共済組合連合会の権利義務を承継する場合の手続及び当該農業共済組合が当該 項 は、 政令で定める

第五 十三条の三 解散し た農業共済団体は、 清算の 目 的の範囲内におい て、 その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第五 十四四 、人となる。 農業共済団体が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定並びに第四十六条第四項の規定による解散の場合を除いては、 ただし、 総会において他人を選任したときは、 この限りでない。 理 事 ずが、 その清

第五 検察官の請 十四条の二 求により又は職権で、 前条の規定により清算人となる者がないとき、 清算人を選任することができる。 又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、 裁 判 所 は、 利害関係人若しく

五 十四四 条の三 重要な事由があるときは、 裁判所は、 利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、 清算人を解任することができる。

第五 十四条の四 清算人の職務は、 次のとおりとする。

- 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債 務の弁済
- 残余財産の引渡し
- 清算人は、 前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第五十五条 清算人は、 就職の後遅滞なく、農業共済団体の財産の状況を調査し、 財産目録及び貸借対照表を作り、 財産処分の方法を定め、 これを総会に

提出してその承認を求めなければならない。

第五 0) 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債とでしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨

- 2 権者を除斥することができない。
- 4 3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 第一項の公告は、 官報に掲載してする。

第五 座に対してのみ、 五十五条の三 前 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、 請求をすることができる。 農業共済団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていな 財

第五 をし、その旨を公告しなければならない。 十五条の四 清算中に農業共済団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、 清算人は、 直ちに破産手続開始 の申 立て

- とする。 清算人は、 清算中の農業共済団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、 破産管財人にその事務を引き継いだときは、 その任務を終了し たもの
- 3 前項に規定する場合において、 これを取り戻すことができる。 清算中の農業共済団体が既に債権者に支払い、 又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、 破産管財 人は
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする

第五十六条 清算人は、 農業共済団体の債務を弁済した後でなければ、 農業共済団体の財産を分配することができない。

第五 十六条の二 農業共済団体の解散及び清算は、 裁判所の監督に属する。

- 裁判所は、 職権で、 いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 4 3 2 農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所は、農業共済団体の業務を監督する行政庁に対し、 意見を求め、 又は調査を嘱託することができる。
- 前項に規定する行政庁は、 農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十七条 清算事務が終つたときは、 清算人は、 遅滞なく決算報告書を作り、 これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十八条 清算が結了したときは、 清算人は、 その旨を行政庁に届け出なければならない。

第五十八条の二 農業共済団体の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、 その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五十八条の三 清算人の選任の裁判に対しては、 不服を申し立てることができない。

第五十八条の四 できる。この場合においては、五十八条の四 裁判所は、第五 ·は、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。第五十四条の二の規定により清算人を選任した場合には、農業共済団 農業共済団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることが

第五 十八条の五 裁判所は、 農業共済団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、 検査役を選任することができる。

2 (業共済団体及び検査役」 前二条の規定は、 前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。 と読み替えるものとする。 この場合において、 前条中 「清算人及び監事」とあるの

第五 節 登記

第五 内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。 十九 設立の登記は、 設立の認可があつた日 (第二十六条第二項 及び第五項の場合にあつては、 設立の認可に関する証明の あ つた日) から二週間以

- 2 設立の登記においては、 次に掲げる事項を登記しなければならない。
- 第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる事項
- 事務所の所在場所
- 代表権を有する者の氏名、 住所及び資格

第六十条 なけ ればならない。 農業共済団体において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、 その主たる事務所の所在地におい て、 変更の登記を

は、

においては第五十九条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない 農業共済団体がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転 たときは、 二週間以内に、 旧 所在地においては移転の 登記をし、 新 所在

第六十二条 す決定がされたときは、 代 表権を有する者の職務の執行を停止し、 主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。タ者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、 は

第六十三条 を登記しなければならない。 業共済団体が参事を選任したときは、 その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。》事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、 参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所

て消滅する農業共済組合については解散の登記をし、合併後存続する農業共済組合については変更の登記をし、合併によつて設立する農業共済組合については変更の登記をし、合併によつまた十四条(農業共済組合が合併をするときは、第四十八条第二項の認可があつた目から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併によつ ては設立の登記をしなければならない。

第六十五条 その主たる事務所の所在地において、 第四十六条第一 5在地において、解散の登記をしなければならない。 項の規定により農業共済団体が解散したとき(同項第二号又は第三号の事由によつて解散したときを除く。 は、 週 間 以内

第六十六条 げ れば なら 農業共済団 な 体 の清算が結了したときは、 第五十七条の 承認の日から二週間以内に、 その主たる事務所の所在地において、 清算結 了の 登 記 をし

一 農業共済団体の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に規定する場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした 当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。 ハ十七条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。 には

- 二週間以内 う た 日 から
- 合併によつて設立する農業共済組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第四十八条第二項の 認 可があつた日から三 一週間以
- 農業共済団体の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以
- .域内に新たに従たる事務所を設けたときは、 従たる事務所の所在地における登記においては、 第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。 次に掲げる事項を登記しなければならない。 ただし、 従たる事務所の所在地を管轄する登記所 の管轄
- 名称
- 一主たる事務所の所在場所

- 従たる事務所 (その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。) の所 在場 所
- 3 頭各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地におい て、 変更の登記をしなけれ ば なら

第六十八条 '内にある場合を除く。) においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地 る登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、 以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。 農業共済団体がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、 新所在地においては、 (主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く 同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる 旧所在地 (主たる事務所の所在地を管轄する ただし、 従たる事務所の所在地を管轄 登記所 の管轄 X

第六十九条 生じた場合に限り、 定に規定する登記をしなければならない。 第六十四条及び第六十六条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、 するものとする。 ただし、合併後存続する農業共済組合についての変更の登記は、 従たる事務所の 第六十七条第二項各号に掲げる事項に変更 所 在地においても、 らの

各登記 脈所に、 農業共済組合登記簿及び農業共済組合連合会登記簿を備える。

農業共済団体を代表すべき者の申請によつてする。

設立の の登記の申請書には条の登記は、 の申請書には、 定款及び農業共済団体を代表すべき者の資格を証する書面を添付し なけ ればならない。

第七十二条 第五十九条第二項各号に掲げる事項の変更の登記 の申 ・請書に は 当該事項の変更を証する書面を添付 しなけ ればならな

農業共済組合の合併による変更の登記の申請書には、 次に掲げる書面を添付しなければならない。

- を証する書面 供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしてもその債権者を害するおそれがな 第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、 その債権者に対し弁済し若しくは相当の 担 保 を提
- 合併によつて消滅する農業共済組合 (当該登記 所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。 0) 登記事項 証 明

第七十三条の二 げる書面を添付しなけ 合併による農業共済組合の設立の ればならない。 登記の申請書には、 定款及び当該農業共済組合を代表すべき者の資格を証する書面 \mathcal{O} ほ か、 前条各号に

2 第七十三条の三 政庁が農業共済団体 第六十五条の規定による農業共済団体の解散 の解散を命じた場合における解散の登記は、 の登記の申請書には、 当該行政庁の嘱託によつてこれをする。 解散の事由の発生を証する書面を添付 しなけ ればならな

第七十四 ならない 条 業共済団 体 の清算結 了の 登記 の申請書には、 清算人が第五十七条の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面 を添 附 L なけ れば

第七十五 場合には 認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。登記すべき事項で行政庁の認可を要するものは、その認可書 その認可書の到 達し た時 から登記の期間を起算する。 但し、 第二十六条第二項及び 第 五. 項の

第七十六条 削 除

だし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの(同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「農業災害補償法第六十七条第二項各号」と、同法第七十一条第三項たおいて、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第百三十二条から第百四十八条までの規定を準用する。この場合に七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十八条から第五十三元七十七条 農業共済団体の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十 えるものとするほか、 ·項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの)」とあるのは 必要な技術的読替えは、 政令で定める。 「農業災害補償法第五十四条本文の規定により清算人となつたもの」と読み

第七十八条から第八十二条まで

削

除

三章 組 合等の共済事業

通 則

農業共済組 合 の行う共済事業は、 次のとおりとする。

農作物共

削除

果樹共済

五四三二 畑作物共済

六 園芸施 設 共 済

任意共 済

果樹共済は 収穫共済及び 樹 体共済とする。

生じた損害について、 共済にあつては第五 兀 業共済組 組合員に対し共済金を交付するものとする。 合 は、 畑作物共済にあつては第六号、 農作物共済にあつては第一号、 園芸施設共済にあつては第七号に掲げる共済目的につき、 家畜共済にあつては第三号、 果樹共済のうち収穫共済にあつては第四号、 当該各号に掲げる共済事故によつて 果樹共 0 うち

共済目的 共済事故 風水害、 水稲、 麦その他政令で指定する食糧農作物 干害、 冷害、 雪害その他気象上の 原因 (地 震及び噴火を含む。)による災害、 火災、 病虫害及び鳥獣害

削除

共済目 的 ときは、 の農林水産大臣の定めた日)を経過した馬、 定めた日)を経過した牛、出生の年の末日(農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その出生後第五月の月の末日(農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、 出生後第五月の月 離乳した日。以下同じ。)から出生後第八月の月の末日までの肉豚(種豚以外の豚をいう。以下同じ。 出生後第五月の月の末日を経過した種豚及び出生後第二十日の日 (その日 その地域については、そ その農林水産 に離乳して いない \mathcal{O}

共済事 故 牛、 係る部分に限る。)の規定による手当金、 馬及び種豚にあつては死亡(と殺による死亡及び家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十八条第一 同条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による補 償 項

原因となる死亡を除く。以下同じ。)、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚にあつては死亡

兀

共 済 目 的 うんしゆうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし、ももその他政令で指定する果樹 (農林水産 省令で定める品 種 に 属するも \mathcal{O} 及び

済事 故 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含農林水産省令で定める栽培方法により栽培されているものを除く。 質の低下(第百二十条の六第一項第三号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済(以下 干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、 火災、 「特定収穫共済」という。 病虫害及び鳥獣害による果実の に あ って 減 収 及び品 果実 0

減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少)

五

共 済 目 的 除く。) 前号の果樹 (農林水産省令で定めるその支持物を含むものとし、 農 林水産 省令で定める生育の程度に達してい な い果 樹 及びその 支持 物を

共 済事 故 風水害、 寒 害、 雪害その他気象上 \mathcal{O} 原 因 (地震及び噴火を含む。)による災害、 火災、 病虫害及び鳥獣害による枯 死、 流 失、 滅 失

六 共 済 目 的 ばれいしよ、大豆、、埋没及び損傷 農作物にあつては風水害、干害、冷害、ひよう害その他気象上の原因法により栽培されているものを除く。)並びに第一号の農作物、桑及ばれいしよ、大豆、小豆、いんげん、てん菜及びさとうきび(農林水) (農林水産省令で定める品種に属するもの及び農林水産省令で定め 桑及び果樹以外の農作物で政令で指定するもの並びに蚕繭 る 焙方

共済事 故 農作物にあつては風水害、干害、冷害、 よる農作 物の減収 (てん菜その他政令で定める農作物にあつては、 農作物の減収及び糖度の低下)、蚕繭にあつては蚕児 (地震及び噴火を含む。) による災害、 火災、 病虫害及び鳥獣 の風水害 地震 害に

金の

交付の

(第

(は噴火による災害、 む。)による災害、 火災、 火災、 病虫害及び獣害による減 病 宝虫害及び鳥獣害並びに に桑葉の 収 風 水 害 干 害 凍 害、 V よう害、 雪害その 他気象 Ě 0) 原 因 地 及び 噴 火を

共済 目 的 害されることを防止するための施設 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。 「施設園芸用施設」 という。)のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。)の用に供する施設(以 (これらに附属する設備を含むものとし、 農林水産省令で定める簡易なものを除く。 特 定 園芸

七

施設」という。)

済事 故 風水害、 ひよう害その他気象上の原 因 (地震及び噴火を含む。) による災害、 火災、 破裂、 爆発、 航 空機 0 墜落及び接 触 航 空機 カゝ 5 0

前 項第三号に掲げる牛以外の牛及び牛の胎児をいい、 物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、 農林水産省令で定める生育の程度に達したものに限る。 病虫害並びに 鳥獣 害 は 共 済規 程 \mathcal{O} 定

- るところにより、 家畜共済の共済目的とすることができる。 以下同じ。
- 3 第一項第三号の廃用並びに同項第五号の埋没及び損傷の範囲は、
- 4 次に掲げる物は、共済規程で定めるところにより、
- 以下「附帯施設」という。) 農林水産省令で定める施設園芸用施設 (特定園芸施設を除く。)であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物のろにより、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができる。埋没及び損傷の範囲は、農林水産省令でこれを定める。 栽培の用 に供されるも
- 内農作物」という。) 特定園芸施設を用いて栽培される農作 物 (農作 物共済、 果樹共 済 及び畑作物共済に 係る農作物そ 0) 他 農 林 水産省令で定める農作物を除 以 下
- (5) 共済金を交付するものとする。 農業共済組合は、 |芸施設及び附帯施設以外の建物及び農機具その||業共済組合は、任意共済にあつては、第一項第 の他農林水産省令で定める物について生じた損害又は家畜の輸送中に生じた損害に第一号の農作物、同項第四号の果樹、同項第六号の農作物及び施設内農作物以外の 項第六号の農作物及び施設内農作物以外の農作物、 つい て 組 合員 産 に 対 特

十五 業共済組合は、 第八十三条第一項第一号及び第三号に掲げる共済事業を行わなければならない

- 定にかかわらず、 :水産大臣の定める基準に達しないことその他当該種類を共済目的の種類としないことについて政令で定める相当の事由があるときは、農業共済組合は、農作物共済の一の共済目的の種類につき、当該農業共済組合の組合員の営む当該種類についての耕作の業務の総体と 農作物の全部を共済目的の種類としないこととなるときは、 その農作物共済において、当該種類を共済目的の種類としないことができる。この場合において、その農作物共済に 前項の規定にかかわらず、 当該農業共済組合は、農作物共済を行わないものとする。 の総体とし おいて同 前条第一項の規 ての 1項第一 模 が農
- しくは第八項の規定により農作物共済を行わない農業共済組合は、必要があるときは、 頭前段若しくは第八項の規定によりその農作物共済において前条第一項第一号の農作物の一部を共済目的の種類としない農業共済組合又は前 (済目: 的の種類とすることができ、また、 同号の農作物の全部又は一部を共済目的の種類として農作物共済を行うことができる。 その共済目的の種類としていない農作物をその農作物 共 バ済にお 項 後段
- 4 域 0 E 意見を聴いて指定する地域の全部又は おける水稲 に係る病虫害の防止のため必要な施設が整備され、 一部をその区域に含む農業共済組合と当該 その他その防止が適正に行われる見込みがあるものとして農林 地 域内に住所を有する組合員又はその構 成員の 水産 す 大臣 が が 当

同 住 項第 所を有する農作物共済資格団体との間に成立する農作物共済の共済関係に係る農作物共済においては、前 一号の共済事故のうち病虫害(政令で定めるものを除く。 以下同じ。)を共済事故としないものとする。 条第 項 の規定 に カン カ わ 5 ず、 水

- ⑤ 前項の規定による指定は、農業共済組合の申請に基づいてするものとする。
- 6 農業共済組合は、 前項の申請をするには、あらかじめ総会の議決を経なければ ならない。
- ⑦ 前項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。
- 次の各号の区分により当該各号に掲げるところによる。 済組合であつたときは、 農業共済組合が合併した場合において、その合併前の農業共済組合(以下本条において合併組合という。)の全部又は 当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合のその合併当時における農作物共済につ 部が第三項に規定する農 ては、
- 当該合併の際、 合併組合のすべてにつき共通して農作物共済が行われていないときは、 第一項の規定にかかわらず、その共通して 行 われてい
- 二 当該合併の際、 作物共済は、 行わない。 (第一号の農 作 があるときは
- 同項の規定にかかわらず、その共通して共済目的の種類とされていない農作物は、農作物共済においてその共済目的の種類とし当該合併の際、合併組合のすべてが行う農作物共済において、共通してその共済目的の種類とされていない前条第一項第一号の 当該合併の際、合併組合の一部につき (当該一部の組合が二個以上の組合であるときは、そのすべてに共通して) 農作物共済が行 な われてい

種類とされていない前条第一項第一号の農作物があるときは、同項の規定にかかわらず、その共済目的の種類とされていない農作物は、農作物共済に、その他の合併組合の行う農作物共済において(当該その他の組合が二個以上の組合であるときは、当該農作物共済において共通して)共済目的

- 前各号に掲げる場合を除き、 いてその共済目的の種類としない。 前条第一項第一号の農作物のすべてを共済目的の種類とする農作物共済を行
- 9 この法律に規定するもののほか、 共済の共済関係に係る経過措置に関し必要な事項は、 第三項に規定する農業共済組合が合併する場合の手続及び当該農業共済組合が合併した場合の合併 政令で定める。 組 合に 0 Ņ て 0) 農
- あるのは「同項第三号の家畜」と、第三項中「前項前段」とあるのは「第十項において準用する前項前段」と、「前条第一項第一号の農作物」とあるの [作物] とあるのは「同号の家畜」と、第八項中「第三項」とあるのは「第十項において準用する第三項」と、同項第二号及び第三号中「前条第一項第 耕作の業務の総体としての規模が農林水産大臣の定める基準に達しないことその他当該種類」とあるのは「当該種類」と、「同項第 第二項、 の農作物」とあるのは「前条第一項第三号の家畜」と、「農作物は」とあるのは「家畜は」と、 「前条第一項第三号の家畜」と、 条第一項第三号の家畜」と、 第三項及び前二項の規定は、家畜共済について準用する。この場合において、第二項中「当該農業共済組合の組合員の営む当該種類 「前項後段」とあるのは「第十項において準用する前項後段」と、 前項中 「第三項」とあるのは「次項において準用する第三項」と読み替えるものとする。 同項第四号中 「農作物を」とあるのは「家畜を」と、 「前条第一項 第一号の農作物」とある 一号の農作 に 同号の :物」と 0 1 7
- る保険事業を行う場合に限り、 農業共済組合 (特定組合を除く。 第八十三条第 第十三項において同じ。)は、その所属する農業共済組合連合会が第百二十一条第二項の規定により 一項第四号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。 っその共 済 責任
- (12) 共済事故としないものとする。 |項に規定する収穫共済以外の収穫共済においては、 前条第 一項の規 定にかかわらず、 同項第四号の共済事故 のうち 果実の 品

0)

低

(13) 合連合会の承認を経て、 八共済組 へ 合 は、 その所属する農業共済組合連合会が第百二十一条第二項の規定によりその 第八十三条第一項第七号に掲げる共済事業を行うことができる。 共済責任に係る保険事業を行う場合に限 b, 当 該 農 業 共済

 \mathcal{O} 十五 町村に対し、 定める基準に達しない場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、 条の 農業共済 当該市町村が本章の規定により共済事業を行うことにつき申出をすることができる。 組合 $\widehat{-}$ 市町 村 の区 |域の全部又は一 部をその区域とする農業共済組合に限る。) あらかじめその区域を管轄する市町村と協議し、 は、 その行う共済事業の規模が農林水 総会の議決を経 産 当該 大臣

- 2 業共済組合は、 前項の申出をしたときは、 遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 第一項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

.共済事業を行つているものが二個以上存するときは、そのすべての農業共済組合から前条第一項の申出があつた場合)において、その申出に基.十五条の三 市町村は、前条第一項の申出があつた場合(当該市町村の区域の一部をその区域とする農業共済組合で第八十五条第一項の規定に より共済事業を行うことができる。 業を行うことを必要且つ適当と認めるときは、 都道府県知事の認可を受け、当該申出に係る農業共済組合の区域に相当する区域において、 において、本章の規定、その申出に基き共済第一項の規定により現

村にあつては、 請 市町村は、 書に添え、 前項の認可を受けようとするときは、 都道府県知事に提出しなければならない。 共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び新たに共済事業の実施区域となる地域に係る共済事業の実施計画)を定め、これ項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例及び共済事業の実施計画(第八十五条の六第一項の共済事業を行う市 町

3 町 村に対し書面で認可又は不認可の通知を発するとともに、その旨を、当該申請の原因となつた前条第一項 都道府県知事は、 前項の規定による申請書の提出を受けたときは、これを受理した日から二箇月以内に、 の申出をし 農林水産省令の定めるところにより、 た農業共済組合に . 対 L 書 面

認可処分に係る場合にあつては共済事業の実施区域を明らかにして公示しなければならない。

且つ、

4 五. 条中「定款、 第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第二十五条及び第二十六条第二項から第五項までの規定を準用する。 共済規程若しくは保険規程」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例」と読み替えるものとする。 この場合 E お 第二十

(5) にあつては 前項において準用する第二十六条第二項又は第五項の場合には、都道府県知事は、同条第二項の場合にあつては同項の期間満了 同項 の判決の確定後、 遅滞なく、農林水産省令の定めるところにより、 その旨を、 共済事業の実施区域を明らかにして公示 後、 L 同 **E**条第五 なければ 項 への場合 ならな

十五 済 事 ·業 の 条の三の二 実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。 市 町 村の共済事業の実施に関する条例には、 第二十九条第一項第六号、第八号及び第九号並びに第三十条第一 項各号に掲げる事

十五 合が行う共済事業は、 兀 第八十五条の三第三項の公示 第八十三条及び第八十五条の規定にかかわらず、 同 条第五項の公示を含む。 以下本条において同じ。 次に掲げるものに限るものとする。 があつた日以後においては、 当該 公示に係る農業共

当該市

で通

知

- 済 責任 期間 が当該公示前に始まり当該公示の際まだ満了し ていない 共 目 的 に 0 7 0 農作物
- 二 当該公示以前にその共済責任期間が満了した共済目的についての農作物共済
- 当該公示以前に共済事故が発生した家畜共済に係る共済目的についてその共済事故 の発生の際 存 た当 一該共済関係に係る家畜 1共済
- 兀 果樹共済又は畑作物共済を行う農業共済組合にあつては、 次に掲げる果樹共済又は畑作物共 済
- 1 その共済責任期間が当該公示前に始まり当該公示の際まだ満了していない共済関係に係る果樹共済又は 加作物
- ロ 当該公示以前にその共済責任期間が満了した共済関係に係る果樹共済又は畑作物共済
- 五. その共済事故の発生の際存した当該共済関係に係る園芸施設共済又は任意共済 園芸施設共済又は任意共済を行う農業共済組合にあつては、当該公示以前に共済事故が発生した園芸施設共済又は任意共済に係る共済目的
- 六 前各号に掲げるものの外、当該公示の際現に行つている共済事業の残務
- は任意共済の共済関係は、 任意共済の共済関係は、消滅する。 第八十五条の三第三項の公示があつたときは、その公示の際現に当該公示に係る農業共済組合とその組合員との間に存する家畜共済、 園芸施設 共 済又
- 険関係に係る再保険関係についてのまだ経過しない期間に対する保険料又は再保険料をそれぞれ当該農業共済組合又は当該農業共済組合連合会に払い戻ない期間に対する共済掛金を払い戻さなければならない。この場合には、農業共済組合連合会又は政府は、これらの共済関係に係る保険関係又はその保) 前項の規定により家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係が消滅したときは、当該農業共済組合は、これらの共済関係についてのまだ経過し
- 4 に係る再保険料で農林水産省令で定めるものと相殺することができる。前項後段の規定により政府が払い戻すべき家畜共済又は園芸施設共済に係る再 なければならない。 保険 料 は、 農業共済 組合連合会が払い込むべき家畜共 済 又 は 芸 **加設共**
- (5) 第一 ごの満了していない農作物共済又は果樹共済若しくは畑作物共済に係る共済目的 .物共済に係る共済関係のすべてについて共済責任期間が満了した日として都道府県知事が認定する日(第八十五条の三第三項の公示の際共済責任期 項の農業共済組合は、同項の規定により行う同項第一号の農作物共済に係る共済目的又は同項の規定により行う同項第四号イの 筃 月を経過した時に解散する。 又は共済関係の 存しない農業共済組合にあつて は、 当 該 果樹共済若しくは 欧公示の 月) か
- 共済事業の結了に 十五条の 五 この法 関し必要な事項は、 律に規定するものの外、第八十五条の二第 政令で定める。 一項 の申 出出 その申出に係る市町 村の共済事業の開始及びその申出 に 係 る農業共 済 組 合
- 十五 に属しないものがある場合において、 においても、 条の六 第八十五 本章の規定により共済事業を行うことができる。 条の三第一項の認可を受けた市町村 当該地域を共済事業の実施区域に含めることを必要且つ適当と認めるときは、 (以下共済事業を行う市町村という。) は、 当該市町村の区域内の地域で農業共済組 都道府県 が知事の 認可を受け 合 当該 \mathcal{O} 区
- を申請書に 一町村は、 · 添え、 前項の認可を受けようとするときは、 都道. 府県知事に提出しなければならない。 共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び当該地域に係る共済事業の 実 施計 を定

- 3 町 村に対し して公示しなければ 道 府 県 書面 知 事 で認可又は不認可 は、 前 ならない。 項 の規定による申請書の提出を受けたときは、これを受理した日から二箇月以内に、 0 通知を発するとともに、 認可処分に係る場合にあつては、 その旨を、 新 農林水産省令の定めるところにより、 たに共済事業の実施区域となる地域 を 当 明 6 該 カン 市
- 第二項の 規定による申請書の 提 出 があつた場合に は、 第八十五条の三 第 兀 項 及 び 第五 項 \mathcal{O} 規定を準 一用する。

、「前 るのは とあ 事業の実施区域」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、 済組 条の七において準用する同項」と、同条第九項中 \mathcal{O} 十五 るも 町 前 十五 七において準用する第三 いて準用する第八項若しくは同条第二項第一号」と、「同号」とあるのは「前条第一項第一号」と、 の七において準用する前項前段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八項若しくは同条第二項 るのは いるのは 村との 項前 合の組合員」とあるのは 十二項までの規定を準用する。この場合において、 お いて 条の 7 条の七において準用する前項」と、 のとする。 項後段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項後段若しくは第八項、 「第八十 準用する第八項」と、「前項中」とあるのは「同条において準用する前項中」と、 段 一項」と、「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同 準 <u>_</u> ح 間に農作物共済の共済関係の存する者」と、 七 「第八十五条の七において準用する第八十三条第一 用 同 でする前に 条第四項において準用する同条第二項第一号」と、」と、「「同号の農作物」とあるのは「同号の家畜」と、 五条の七において準用する第二項、」と、「第二項中「当該農業共済組合の組合員」とあるのは ر کر 済事業 第八十五条の八第二項第二号」とあるのは「第八十五条の八第四項において準用する同条第二項第二号」と、「同条第二項 条第一 第八十四条第二項及び第四項中 を行う市 「項」と、「第一項の規定」とあるのは 項」と読み替えるものとする。 「当該市町村との間に農作物共済の共済関係の存する者」と、「前条第一 町 対については、 同条第六項中「総会の議決」とあるのは 「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、 第八十三条、 第八十三条第一項中「次のとおりとする。 「第三項中」とあるのは 「共済規程 項第四号から第六号まで」と、 第八 」とあるのは 十四四 条第 項 「同条において準用する第三項中」と、「前 「共済事業の実施に関する条例」と、第八十五条第 から 第 条第三項中「前項前段若しくは第八項」とあるのは 兀 同条第十一項中「第八十三条第一項第四号から第六号 項まで並 同条第十二項中「前条第一項」とあるの 」とあるのは びに 同条第五項及び第六項 同条第四項中「その区域」とあるのは「その共済 項」とあるのは「第八十五条の七において準 第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項に 第八十五条第一 同 「第一号及び第三号から第 条において準用する第二項 項から第六項 同条第十項中「第二項、」とあ 第八項」とあるの 中 **!項前段」と、」とあるのは** 「前項」とあるの は まで及び 「第八十五 当 (第一号」と 中 第一号」 ま 八十五 「当該 でに は 八 で 甪す 条の 同条 「第 項

実 十五 施 区域の \mathcal{O} 全部 業 八 (共済組合が同項の規 又は 共済事業 をその を行う市 区域とする農業共済 計
时
村
は
、 定により行 前 ごう 同 条に .項第四号イの共済事業の共済関係 お :組合が第八十五条の四第一項の規定により行う同項第一号の共済事業 いて準用する第八十三条並びに第八十五条第一 の申出により第八十五条の三第一項に係る果樹共済及び畑作物共済を行 項及びな 第十一項 の規定にか うことが 0 共 済目的に係る農 カコ わらず、 できない。 その 共 作 物 済 共 事 業 済 並 \mathcal{O}

そ 第八十五条第 0) 共 (済事業 0 三項に規定する農業共済組 開 所始当時 における当該 市 町村の 合からの第八十五条の二第一項 農作 物共 済に つい ては、 前 条におい て 準用する第 八 十四四]条第 の認可を受けて新たに共 項又は第八 十五条第 項 済 0 事 規定 を

にかかわらず、次に掲げるところによる。

- 第三項の公示 の種類としていない農作物は当該市町村の農作物共済においてその共済目的の種類としないものとする。 .農業共済組合がその行つている農作物共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部をその共済目的の種類としていないときは、 一個の農業 共済組合からの申出により共済事業を行う場合における当該市町村の農作物共済については、 (同条第五項の公示を含む。)があつた際、当該農業共済組合が農作物共済を行つていないときは、農作物共済は行わないものとし、当 当該共済事業の実施に係る第八十五 共済
- とする。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村の共済事業の実施に係る第八十五条の三三 二個以上の農業共済組合からの申出により共済事業を行う場合における当該市町村の農作物共済については第八十五条第八項の規定を準用するも 」と、同項第一号中「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号及び第三号中「同項」とあるのは「第八十五条三項の公示(同条第五項の公示を含む。)があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合 七において準用する同項」と読み替えるものとする。 条の三第
- 含む。)」と、 合において、 な実施区域につき共済事業を開始する場合の、その開始当時における当該市町村の農作物共済については、第八十五条第八項の規定を準用する。この場共済事業を行う市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新た 」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。 条第五項の公示を含む。)があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組 いて準用する同項」と、 同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村のその新たな実施区域に係る第八十五条の三第三項の公示(同項第一号中「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、 同項第三号中「組合が二個以上の組合」とあるのは「組合(当該市町村を含む。)が二個以上の組合(当該市町村を含む。-「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号中「同項」とあるのは「第八十五条の七 合(当該市 町村を
- と、同項第二号及び前項中「第八十五条第八項」とあるのは「第八十五条第十項において準用する同条第八項」と読み替えるものとする。第三項」と、同項第一号中「第八十四条第一項第一号の農作物」とあるのは「第八十四条第一項第三号の家畜」と、「農作物は」とあるの前二項の規定は、家畜共済について準用する。この場合において、第二項中「第八十五条第三項」とあるのは「第八十五条第十項において いて準 は 甪 「家畜 「家畜はパする同

第八十五 九 共済事業を行う市町村は、 都道府県知事の認可を受けて当該共済事業の全部を廃止することができる。

- 2 なければならない。 町村は、 前項の認可を受けようとするときは、 共済事業の実施に関する条例 の廃止に関する条例を定め、 これを申請書に添 え、 都 [道 府 県知 事 出
- ③ 前項の規定による申請書の提出があつた場合には、第二十六条の規定を準用する。
- ④ 市町村が共済事業の全部を廃止した場合には、第四十七条の規定を準用する。

十五 府県知事の認可を受けなければならない。 、済事業を行う市 町村は、 共済事業の実施に関する条例 の変更 (共済事業の実施区域の拡張に係る変更を除く。) をしようとするときは

2 場合には、 第二十五条及び第一 二十六条の規定を準用する。 この場合において、 第二十五条中 「定款、 共済規程若しくは保険規程 る 0)

「共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例」と読み替えるものとする。

第八十五 当該共済事業についての経過措置並びに当該廃置分合後の市町村の当該廃置分合に係る地域についての当該共済事業の開始当時におけるその事業の び共済目的の種類その他当該共済事業の開始に関し必要な事項は、 + -この法 律に規定するもの のほか、 共済事業を行う市町村につき廃置分合があつた場合における当該廃置分合に係る市町村 政令で定める。 いた 種類

十五条の十二 損害防止のため必要な施設に係るものその他農林水産省令で定めるものを農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。「条の十二(組合等は、その行なう共済事業に係る事務のうち、共済掛金の徴収(第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。)

て同項に規定する事務を行なうことができる。 農業協同組合及び農業協同組合連合会は、農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号)第十条の規定にかかわらず、 前項の規定による委託 を受

等に支払わなければならない。 共済規程又は共済事業の実施に関する条例(以下 「共済規程等」と総称する。)の定めるところにより、 定額 の共済掛金を組合

2 員等との間に成立する組合等においては、 めるものとする。 第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共 当該共済関係に係る共済掛金は、 病虫害に対応する部分の割合として農林水産大臣が定める割合だけ 済の共済関 係 が して 組

2 第八十七条 前項の規定による賦課金の賦課については、政令の定めるところによる。 組合等は、 共済規程等の定めるところにより、第十四条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。

3 第百三十二条第一 項において準用する前二項の規定により賦課される賦課金の支払に充てる費用についても、 また前二項と同様とする

第八十七条の二 金等という。) を滞納する者がある場合には、督促状により、 農業共済組合は、農作物共済に係る第八十六条の共済掛金又は前条第一項若しくは第三項の規定による賦課金 期限を指定して、これを督促しなければならない。 (以下本条にお て共済掛

る第七項の延滞金を完納しないときは、 農業共済組合は、 前項の規定による督促をした場合において、 市町村に対し、 その徴収を請求することができる。 その督促を受けた者が督促状で指定する期限までに滞納に係る共済掛金等及びこ れ に係

3 百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。 市町村は、 前項の規定による請求があつた場合には、 地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。 この場合には、 農業共済組合は、 その 収 金 額 \mathcal{O}

4 市 県知事の認可を受けて、 町村が第 項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、 地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。 農業共済組 合は、 都

(5) 前 項 規定による徴収金の先取特権の順位は、 国税及び地方税に次ぐものとする。

- 第一項の規 定による督促は、 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第百五十三条の規定にかかわらず、 時 '効中断の効力を有する'
- 7 6 えない範囲内において共済規程で定める割合で、 できる 農業共済組合は、 共済規程の定めるところにより、 納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収すること 共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る共済掛金等の額につき年十・七五パー セントの割合を超
- 8 条の三の規定を準用する。 共済事業を行う市町村が徴収する共済掛金等については、 本法に特別の定があるものを除き、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十

第八十八条 受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、三年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。八十八条 共済掛金若しくは第八十七条第一項若しくは第三項の規定による賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、 共済掛金の返還又は 払戻を

第八十九条 共済金の支払を受ける権利は、 これを譲り渡し、 又は差し押えることができない

できない 組合員等は、 組合等に支払うべき共済掛金及び第八十七条第一項又は第三項の規定による賦課金について相殺を以て当該組合等に対抗すること

組 合等が組合員等に対して支払う共済金の額は、 当該組合等が政府又は農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下つてはならない。

第九

八十二条

共

済金の支払に不足を生ずるときは、

組

合等は、

政令の

定めるところにより、

共済金額を削減することができる。

だし、当該共済目的の譲受人が譲渡人と同一の組合等の組合員等でないときは、この限りでない。 う耕作に係る共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この項及び第四項において同じ。) 当該農業共済資格団体。以下この項及び第四項において同じ。)は、共済関係に関し譲渡人(農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団 作物共済の共済目的の譲受人(農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う耕作に係る共済目的を譲り受けた場合にあ の有する権利義務を承継する。 体の行 つて

- 項において「果樹共済資格団体等」という。 する栽培若しくは養蚕を行うことを目的とする農業共済資格団体又は第百二十条の三第一項若しくは第百二十条の十三第一項に規定する団体 に係る共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該果樹共済資格団体等) 果樹共済資格団体等) 家畜共済 果樹共済、 は、 畑作物共済、 組合等の承諾を受けて、 園芸施設共済又は任意共済の共済目的の譲受人(第十五条第一項第四号に規定する栽培若しくは同項第五号に)の構成員が当該果樹共済資格団体等の行う栽培又は養蚕に係る共済目的を譲り受けた場合にあつては、当 共済関係に関し譲渡人(果樹共済資格団体等の構成員が当該果樹共済資格団体等の行う栽培又は養 0) 有する権利義務を承継することができる。 以 下この 規定
- 3 合等は、 正 当な理由がなければ、 前項の承諾を拒むことができない。
- 4 済 の共済目的の譲受人で譲渡人と同一の組合等の組合員等でない ものについては、 前 項 0 規定を準用する。

(5) 共済目的 について相続その他の包括承継があつた場合には、 前四 項 の規定を準用する。

第九十四条 6、前項の管理その他損害防止について組合員等を指導することができる。組合員等は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠って1 共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠つてはならない。

組合等は、

|該組合等の負担とする。| |十五条 組合等は、組合 組合員等に、 損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、 組合員等の負担した費用

十六条 組 合等は、 共済規程等の定めるところにより、 損害防止のため必要な施設 (次条第一項に規定する施設に該当するものを除く。) をすること

できる。

② 組合等は、その事業に支障がない場合に限り、共済規程等の定めるところにより、家畜共済に付していない牛、馬又は豚につき前項の施設を利用第九十六条の二 組合等は、共済規程等の定めるところにより、家畜共済に付した家畜の診療のため必要な施設をすることができる。

第九十七条 が が出来る。 組合等は、 損害の防止又は認定のため必要があるときは、 何時でも、 共済目的 のある土地又は工作物に立ち入り、 必要な事項を調査すること

第九十八条 共済事故が発生したときは、 遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

6 組合員等は、共済金の ない。 共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、 共済規程等の定めるところにより、 遅滞なくその旨を組合等に通 知しなけ れ ばな

第九十八条の二 組合等が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、 農林水産大臣が定める準則に従つてこれをしなければならない。

第九十九条 次の場合には、組合等は、 共済金の全部又は一部につき、 支払の責めを免れることができる。

組合員等が第九十五条の規定による指示に従わなかつたとき。組合員等が第九十四条第一項の規定による義務を怠つたとき。

組合員等が第九十八条の規定による通知を怠り、 又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

五 四 組合員等が第百五条第一項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて共済細目書に不実の記載をしたとき。

組合員等が正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅滞したとき。

- の規定による通知を怠り、 等が第百五条第五項、 又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき 第百十三条の二若しくは第百二十条 の五 (第百二十条の十八及び第百二十 条の二十五にお いて準用する場合を含
- 又は不実の通知をしたとき(組合等がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。)。 若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によつてこれを通第百十一条第一項の規定による申込みをした組合員等が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病に 知 か せ カン ず、
- 等」という。)に関する農林水産省令で定める重要な事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき 係る果樹、 第百二十条の二第一 合等がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。)。 農作物、 項、 蚕繭又は特定園芸施設 第百二十条の十二第一項又は第百二十条の十九第一項の規定による申込みをした組合員等が、 (第八十四条第四項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。 当]該申込 以下「特定園芸施設 み Ó 当 申 込み
- と当該組合員等との間に肉豚に係る他の同条の包括共済関係が存するときは、その包括共済関係に係る共済金の全部又は一部につき、組合等は、組合員等が正当な理由がないのに肉豚に係る第百十一条の五の包括共済関係につき共済掛金の払込みを遅滞した場合にお いて、 当 組 合等
- ることができる。 支払の 責めを免れ
- 係る栽培方法以外のものに変更した場合には、 済目的の種類に係る農作物又は果樹につき、 組合等は、その組合員等が植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の規定に違反した場合には、 合等は、 第百六条第一 項第一号、 『につき、組合員等がその栽培方法をこれらの規定により定められた区分で当該農作物又は果樹に適用されるも第百二十条の六第一項第一号又は第百二十条の十二第一項第一号の規定により栽培方法に応ずる区分が定めら その変更の結果通常生ずべき損失の額については、 当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。 当該違反行為の結果通常生ずべき損失の のれた れ

十九条の二 農業共済組合は、その会計を農林水産省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない

ては、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有し

ない。

- る収入をもつて充てなければならない。 済事業を行う市町村は、当該共済事業の経理については、 政令の定めるところにより特別会計を設けてこれを行 ľ, その経費は、 当該共済事業
- 3 つて当該共済事業の経費に充てることができる。 共済事業を行う市町村は、 特別の事由により必要があるときは、 予算の定めるところにより、 般会計又は 他 0) 特別会計 から の繰入金による収 入をも
- 4 繰りもどさなければならない。但し、一般会計又は他の特別会計において支出すべきものを当該共済事業の特別会計において支出したことによる繰入金 前項の規定による繰入金に相当する金額は、 特別の事 由による繰入金については、 議会の議決を経て、 翌年度以降において、 当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさないことができる。 予算の 定めるところにより、 当該繰入金を繰り入れた 一般会計又 は 他 別 会計に

令 定めるところにより、 は 毎事業年度 (共済事業を行う市 責任準備金を積み立てなけ 町村にあつては、 ればならない。 毎会計年 度。 次条において同じ。 0) 終わりにおいて存する共済責任 に 0 き、 林

第百 条 組 合等 は 不 足 金 0 補てんに備えるため、 農林水産省令の 定めるところにより、 毎事業年度 0 剰 余 金 の中から準備金を積み立 てなけ れ ば ならな

第百二条 支払を受けた共済金が一定の額に満たないときは、 組合員等が、 自 己の 責めに帰すべき事由がなくて、 当該組合等は、 農林水産省令の定めるところにより、一定年間組合等から共済金の支払を受けな 当該組合員等に対して共済掛金の一部に相当する金額を払い戻すことができる。 又

第百 0 規定組合 合等の共済事業には、 を準用 小する。 保険法 (平成二十年法律第五十六号) 第十一条、 第十七条第 項、 第二十五条及び第三十二条 第 号に係る部 分に限

第二節 農作物共产

とする。ただし、 作物 .し、第十六条第二項ただし書に規定する者については、この限りでない。 .共済加入資格者が農業共済組合の組合員となつたときは、その時に、その者と農業共済組合との間に農作物共済の共済関係が成立するも

同 農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済の共済関係の存しないも 様とする。 のが、 農作物共済 加入資格者となるに至つたときも、 ま た 前 項

3 作物共済の共済目的の種類とされている農作物についてその営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模のいずれかが第十六条第一項ただし、農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済の共済関係の存しない農作物共済加入資格者が、当該農業共済組合が現 道 府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、 また第一項本文と同様とする。 現に行 書 規 つて 定 によりいる農

4 とすることとなったとき、 なつた同項第 当該農業 第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定によりその共済目的の種類としていない農作物をその農作物共済においてその共済目 [県知事が定める基準に達するものについても、また第一項本文と同様とする。 共済組合との間に農作物共済の共済関係の存しない当該農業共済組合の組合員で、 一号の農作物につき耕作の業務を営み、その営む当該農作物ごとの当該業務の規模のいずれかが第十六条第一項ただし書の規定に組合との間に農作物共済の共済関係の存しない当該農業共済組合の組合員で、当該農作物共済においてその共済目的の種類とされ 又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済を行うこととなつ ったときは日的の種類 により都

(5) \mathcal{O} は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部をその共済目的の種類としない場合にお、十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第八項 外のもの 時に、当該公示に係る共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者及びその構成員のすべてがその実施区 第八十五条の三第三項若しくは第五項(第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。)又は第八十五条の六第三項の公示があ 物共済資格団体 現に (以下農作物共済資格者という。)と当該公示に係る市町村との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。 行つている農作物共済の共済目的の種類とされてい (農林水産省令で定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。)で第十六条第一 る農作物についてその営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模が 項ただし書に規定する者 ただし、 1 ずれ 域内に住所を有す 当該市町 つたとき も第十六条第 村が第

一項 項、 ただだし ない場合において、 第八十五 の規定により都道府県知事が定める基準に達しない者及び当該市 条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第八項又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農 その行つていない農作物共済についての農作物共済資格者については、この限りでない。 町村が第八十 五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しく 作物共済を行 は

- 公示に係る市町村との間に農作物共済の共済関係の存しない者が農作物共済資格者となるに至つたときも、 第八十五条の三第三項若しくは第五項 書に規定する者となるに至つた者については、この限りでない。 (第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。)又は第八十五条の六第三項の公示があ また前項本文と同様とする。 ただし、 つた後に、 同 項た
- 7 る なるに至つたときも、 農作物についてその営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模のいずれかが第十六条第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達 示に係る市 第八十五条の三第三項若しくは第五項 町村との間に農作物共済の共済関係の存しない農作物共済資格者が、当該市町村が現に行つている農作物共済の共済目的 また第五項本文と同様とする。 (第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。) 又は第八十五条の六第三項 の公示が の種類とされてい あ つた後に、 する者
- ない農作物共済資格者で、 一号の農作物の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済を行うこととなつたときは、当該市町村との間に農作物共済の共済関係の存 十五条第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済を行つていない市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第三項 同 .項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部をその共済目.第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用 . 農作物ごとの当該業務の規模のいずれかが第十六条第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、 規定によりその共済目的の種類としていない農作物をその農作物共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、 町村又は第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八 様とする。 当該農作物共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同項第一号の農作物につき耕作の業務を営み、 又は第八十四条第一項第 的の種類とし する第八 また第五 その営む当 + 項 五. 本文 な
- その構成員のすべてがその実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体についてのこの法律の規定の適用については、 の耕作の業務を営む者とみなし、 当該農作物共済資格団 体が行う農作物の耕作を農 歴作物の 耕 作の業務とみなす。 当 該 **S**農作物 共 済 資 格 寸 体 を農

百 おいてその共済目的 共済の共済関係の成立の申出をすることができる。 農業共済 の種類としている第八十四条第一 組 合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済の共済関係の存しないもの 項 第一 号の農作物につき耕作の業務を営んでいる者に限る。)は、 (当該農業共済組合が現に行つて 当 該農業共 済 組 いる農作 合に 対 Ļ 共 農 済

- する農作物共済資格団体 いる農作物共済においてその共済目的の種類としている第八十四 共済事業を行う市町村 共済の共済関係の成立の申出 の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者及びその構成員のすべてがその実施区域内に (前条第五項の条例で定める者を除く。)で当該市町村との間に農作物共済の共済関係の存しないもの をすることができる。 条第一項 第 一号の農作物につき耕作の業務を営んでいる者に限る。 (当該 市 は 町村が現に行つ 当 該 住 市 所 町村 を有
- 3 文は 前 項の 申出 があったときは、 組合等がその申出を受理した日から起算して二十日を経過した時 に、 当該組合等と当該申出 を Ū た者と 0) 間

この 共済の 限 りで、 共済関係が成立するものとする。 ただし、 組 合等が、 そ の申 出 を受理した日 から 起算して二十日以内に、 正当な 理 由 によ りこ れ を 拒

第百 る当該農作物については、その者と当該組合等との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。 :作に係る第八十四条第一項第一号の農作物がその共済関係の成立の際現に第百十条に掲げる期間の始期を過ぎているものであるときは、四条の三 第百四条又は前条第三項の場合において、これらの規定により組合等との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる考 らの規定により組合等との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者 その 業務 期間 とする に係

済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき当該共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定 .付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されることその他共済事業の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、共組合等との間に農作物共済の共済関係の存する者の業務とする耕作に係る第八十四条第一項第一号の農作物で特定の年産に係るものにつき、当該共済 がある場合において、 しないものとする。 組合等が当該事由の存する旨の都道府県知事の認定を受けて指定をしたときは、 当該指定に係る農作物については、 当該 んめる事

百 その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。 \mathcal{O} 兀 農業共済組 合との間に農作物共済の共済関係の存する者が、 組合員たる地位を失わずに第十五条第一項第一号に掲げる者でなくなつたとき

- 者又はその構成員のすべてがその実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体(第百四条第五項の条例で定める者を除く。)でなくなつたときは、そ、共済事業を行う市町村との間に農作物共済の共済関係の存する者が当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる 時に、当該共済関係は、消滅するものとする。
- 3 その時に、その組合等との間に当該農作物共済の共済関係の存する者でその他の共済目的の種類たる農作物のいずれについても耕作の業務を営んで用する場合を含む。)の規定によりその農作物共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部をその共済目的の種類としないこととしたとき、組合等が第八十五条第二項前段(第八十五条の七において準用する場合を含む。)又は第八項(第八十五条の七及び第八十五条の八第三項におい、 いものに係る当該共済関係は、消滅するものとする。 て準 いな
- 三項において準用する場合を含む。)又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済において第八十四条第一項第 作物共済資格団体又は当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する同項第一号に掲げる者若しくはその構成員のすべてがその実施区域内に住 済目的の種類としない組合等との間に農作物共済の共済関係の存する者が、当該農業共済組合の組合員たる第十五条第一項第一号に 第八十五条第二項前段(第八十五条の七において準用する場合を含む。)若しくは第八項(第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号 作の業務を営む者でなくなつたときは、その時に、 する農作物共済資格団体(第百四条第五項の条例で定める者を除く。)たる地位を失わずに、 当該共済関係は、 消滅するものとする。 その他の共済目的の種類たる農作物 一号の農作物 0 掲げる者若しくは いずれ れについ 0 部 及 び て 所 を
- (5) ことができる。 二号及び第三 ができる。第八十五条第二項前段(第八十五条の七において準用する場合を含む。)若しくは第八項(第八十五条の七並びに第八十五条の合等との間に農作物共済の共済関係の存する者で第十六条第一項ただし書に規定するものは、当該組合等に対し、当該共済関係の消滅の申 項において準用する場合を含む。)又は第八十五条の 八第二項第一号の規定によりその農作物共済において第八十四条 第 項 第 い 八第二項 日出をする

ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないものについても、また同様とする。 行つている農作物共済においてその共済目的の種類とされている農作物についてその営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模がいずれも第十六条第 をその共 済目的の種類とし ない組合等との間に農作物共済の共済関係の存する農作物共済加入資格者又は農作物共済資格者で当該組合 が 現

前 頭の申 出があつたときは、 組合等がその申出を受理した時に、 当該申出に係る共済関係は、 消滅するものとする。

ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物について、 匝 令の定めるところにより、 五. 合等との間に農作物共済の共済関係の存する者は、その営む第八十四条第一項第一号の農作物ごとの耕作の業務の規模が第十六 当該組合等に対し、農作物共済の共済関係の停止の申出をすることができる。 当該基準に達しない年ごとに、 農林 条第 水一

前項の申出があつたときは、 当該申出に係る年産の当該農作物については、 当該組合等と当該申出をした者との 間に農作物共済の共 済関係は、 しな

いものとする。

第百 業務とする耕作に係る第八十四条第一項第一号の農作物がその脱退の際現に第百十条に掲げる期間の始期を過ぎているものであり、 たため当該農業共済組合を脱退した場合又は農業共済組合との間に農作物共済の共済関係の存する農作物共済資格団体がその構成員が住所を当該農業共 なお存続するものとする。 済関係を存続させることについてその脱退前に当該農業共済組合の承諾を受けていたときは、 一条の六 合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため当該農業共済組合を脱退した場合において、その者又は当該農作物共済資格団体の 農業共済組合との間に農作物共済の共済関係の存する者が住所を当該農業共済組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を その期間に係る当該農作物については、 カゝ つ、 当該共済 その者が当該 関係は

その移転の際現に第百十条に掲げる期間の始期を過ぎているものであり、 村との間に農作物共済の共済関係の存する農作物共済資格団体の構成員が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため第百四条の 規 の承諾を受けてい 共済事業を行う市町村との間に農作物共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため又は共済事業を行 定により当該共済関係が消滅すべき場合において、 たときは、 その期間に係る当該農作物に その者又は当該農作物共済資格団体の業務とする耕作に係る第八十四条第一 ついては、 当該共済関係は、 かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当 第百四条の四第二項の規定にかかわらず、 なお存続するも 項 第一号の農 兀 該市町 作物が 第二項 ?う市 町

前二項の承諾には、第九十三条第三項の規定を準用する。

3

第百 五. ま でに、 組合員等は、 組合等に、 農林水産省令の定めるところにより共済規程等で特別の定めをした場合を除いては、毎年農作物共済に係る共済責 共済目的を明らかにすべき事項を記載した共済細目書を提出し、 かつ、共済掛金を払い込まなければならない。 任 間 0 始す

2 頭の共 済 細目書に記載すべき事項は、農林水産省令の定めるところにより共済規程等でこれを定める。

3 より提供することができる。 業共済組 合 の組合員 は、 第一項の共済細目書の提出に代えて、 この 場合において、 当該組合員は、 農林水産省令で定めるところにより、当該共済細 当該共済 :細目書を提出したものとみなす。 目書に記載すべき事項を電磁的 方法

- 4 第一項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員等は、共済規程等の定めるとこな組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該農業共済組合に到達したものとみなす。前項前段の電磁的方法(第三十六条第三項の農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該共済細目書に記述 載す × き事 項 0 提 業共
- (5) 等に通知しなければならない。 共済規程等の定めるところにより遅滞なくその 旨

第百六条 農 作物 共済の共済金額

- 行う耕地ごとに、この種類については 共済目: 種類については、その定めた区分。以下「農作物共済の共済目的の種類等」という。)ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たる農作物 的の種類 単位当たり共済金額に、イの数量に口の割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額 (農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる農作物の品種、栽培方法等に応じて区分を定めたの共済金額は、次の金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとする。 栽培方法等に応じて区分を定めたときは、 その 共 (済目 作
- 1 当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収 穫量
- 農作物 (作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量に一から第百九条第一項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合 ロの割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た
- 1 の規定により定められる基準収穫量の合計当該組合員等が当該農作物共済の共済目的 の種類等たる農作物 の耕作を行う耕地ごとの当該農作物共済の共済目的 の種類等に 係る第 百九 項
- 農作物 (作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、イの)(一から第百九条第二項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割) 領に、イの数量にないて得た割合 ロの 割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じ て得た

- する額を限 :項各号の単位当たり共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該農作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の単位当たり一から第百九条第三項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計 度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき農林水産省令で定めるところにより組合等が 共済規程等で定める金額と
- .あつてはその共済事業の実施区域をいう。以下同じ。</br>

 (因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。 いて準用する場合を含む。)の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区 業を行う市 上 作物 0) 三町村が、 市 ・村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの申出により新たな実施区域につき共済事業を開始する場合に限る。農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出に係る市町村の共済事業の開始(二以上の農業共済組合からの申出に 共済の 町村に係る廃置分合 共済掛金率は、 (以 下 農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別 「農業共済組合の合併等」という。)ごとに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。 以下同じ。)ごと及び組合等の区域(農業共済組合にあつてはその区域、 があつた場合については、 つき共済事業を開始する場合に限る。)又は共済事業を(二以上の農業共済組合からの申出による場合又は共済、い範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業共業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村 当該農業共済組合の合併等が (第八十五条第四項 (第 行 われた後最初 一分する \mathcal{O} 七

区域ごとに、 五 項の 規 定により農 それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。 作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率が 一般に改定されるまでの 間 は、 当該農業共 済 組 合の 合併 0 前 0) 組 合

- び組合等の区域ごとに定める。 当該組合等の農作物共済掛金標準率に一致するように、 前項の農作物基準共済掛金率は、 組合等の区域内における農作物共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその 農林水産大臣が農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと 平均
- 3 前項の農作物共済掛金標準率は、 共済目: 的 \mathcal{O} 種 類ごと、 農 作 :物共 、済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、 次 の率を合計 したも のとす
- 下農作物通常標準被害率という。)を超えないものにあつてはその被害率を、農作物通常標準被害率を超えるものにあつては農作物農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下本条において単に被害率という。)のうち、農林水産大臣が定める通 一礎として農林水産大臣が定める率(以下農作物通常共済掛金標準率という。) 常標準 通
- して得た率(以下異常部分被害率という。)を基礎として農林水産大臣が定める率をいう。)に一致し、 、済事故等による種別ごと及び都道府県の区域ごとに、農林水産省令で定める一定年間における当該都道府県の区域内にある組合等の区域ごとの各年組合等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率(共済目的の種類ごと、農作物共済の 表示する指数の比に一致するように農林水産大臣が定める率(以下農作物異常共済掛金標準率という。) 被害率のうち農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして算術 かつ、その相互の比が各組合等の 危険 の程度 平均
- 4 険段階基準共済掛金率は、 その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、 生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、 組合等は、 第一 術 平均が当該組合等の区域に係る同項の農作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。 項の規定による共済掛金率に代えて、 組合等が都道府県知事の認可を受けて、 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、 その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各農作 その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には祭等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、共済事故の 物危険段 その農作物 準共
- 股作物通: 常共済掛 ;金標準率及び農作物異常共済掛金標準率は、 三年ごとに一般に改定する。

名百八条 削除

旨 芽し 年におけるその耕 種 類 割合のうち農林 (等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量(その耕地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定され、組合等は、次項及び第三項に規定する農作物共済以外の農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済] り調整して得た数量をいうものとする。次項において同じ。)がその基準収穫量に百分の三十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二なかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方 地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、 水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量を超えた場合に、 次条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかつたこと又は 第百六条第 項 第 一号の単位 たそ 目

るところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量を超えた場合に、 :共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に百分の二十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定 .組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量の合計が当該耕地ごとの当該農作 たり共済金額に、 第百六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、 その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする 同号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する 当

数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

3 的の種類等に係る基準収穫量の合計に百分の十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより たその年における当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、 済事故による共済目的の減収量(当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から第九十八条の二の て得た数量を、 に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。 合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量を超えた場合に、 発芽期において共済事故により移植できなかつたこと又は発芽しなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引い 組合等は、 第百六条第一項第三号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組 実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該組合員等の当該農作物共済の共済目 同号の単位当たり共済金額に、 その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金 準則に従い認定され、共 次条の本田 移植期又

前三項の基準収穫量は、 農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。

あつては、 、は、移植期)からそれぞれ収穫をするに至るまでの期間とし、農作物共済の共済責任期間は、水稲については本田移植期(直 水稲については本田移植期(直播をする場合にあつては、 その他の農作物については、これらに準ずる期間とする。 発芽期) から、麦については発芽期 (移植をする場合

合等の 損害評価会の意見を聴かなければならない。 組合等は、 その支払うべき農作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たつては、 共済規程等の定めるところにより、 あら かじ め当

三節 家畜共済

第百 外の牛の胎児をいう。 ;組合の組合員又は第百十一条の三第一項の家畜共済資格者が、肉豚以外の包括共済対象家畜に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごとにの牛の胎児をいう。以下同じ。)、種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚(以下「包括共済対象家畜」と総称する。)に係る家畜共済の共済関係は、農業 水産省令で定める飼養区分ごとに組合等の家畜共済に付することを申し込み、 る馬又は同号に掲げる種豚であるものを一体として、 飼養する包括共済対象家畜で第八十四条第一項第三号に掲げる牛 乳 牛の雌等 (乳牛の雌及び農林水産省令で定める乳牛の子牛等をいう。 肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、 (子牛等を共済目的とする家畜共済にあつては、子牛等を含む。) 、同号に 以下同じ。 組合等がこれを承諾することによつて、 肉用牛等 (乳牛の雌等及び種雄牛以 成立するものとする。 かつ、

- 2 よつて、 !雄牛又は種雄馬で第八十四条第一項第三号に掲げる牛又は馬であるものを組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することに 雄牛又 成立するものとする。 は 種 雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、農業共済組合の組合員又は第百十一条の三第一項の家畜共済資格者がその者の飼 養する
- 規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。 包括共済対象家畜(子牛等及び肉豚を除く。)であつて、 農林水産省令で定める特別の事由があるものについては、 第一 項 の規定にかかわらず、 前 項
- 1十一条 だ付さなければならない。その議決後に当該議決に係る組合等につき義務加入者となるに至つた者についても、また同様とする。 共済事業を行う市町村にあつてはその議会において、その旨の議決をしたときは、 . る馬 (明け十七歳以上の種雄馬を除く。)を飼養するもの(以下本項において義務加入者という。)は、農業共済組合にあつてはその総会においての二 組合等との間に農作物共済の共済関係の存する者で、第八十四条第一項第三号に掲げる牛(十二歳を超える種雄牛を除く。)又は同号に 農林水産省令で定める場合を除き、当該家畜を当該組合等の家畜共
- ② 前項の総会の議決については、第四十四条の二の規定を準用する。
- 済事業の実施区域内に住所を有するもの 共済事業を行う市町村との間に家畜共済の共済関係を成立させることができる者は、 (以下家畜共済資格者という。) とする。 第十五条第一項第三号に掲げる者で当該市 村 共
- 2 共済事業を行う市町村との間に家畜共済の共済関係の存する者が家畜共済資格者でなくなつたときは、その時に、 当該共済関係は、 消 滅するも
- 第百十一条の 受けたときは 兀 農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除いては、組合等は、農業共済組合にあつては組合員から、共済事業 共済事業を行う市町村にあつては家畜共済資格者から第百十一条の規定による申 その承諾を拒んではならない。 -込みを
- 第百十一条の五 その成立していた共済関係は、 れることとなつた家畜につき既に同条第三項の規定により家畜共済の共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責 第百十一条第一項の規定により成立する家畜共済の共済関係 消滅するものとする。 (以下包括共済関係という。) の成立の際、その成立により家畜共済に付さ 任 の始まる時に、
- 馬若しくは種豚で同号に掲げるものとなつたとき又はその者の飼養している牛若しくは牛の胎児が同項の農林水産省令で定める生育の 又は種豚は、 こしくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるものを飼養するに至つたときは、その時 つていないときは、 当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者の飼養している家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、 組合等との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛又は馬 その共済責任の始まつた時) に、 当該牛若しくは牛の胎児で同条第二項の農林水産省令で定める生育の程度に達しているもの、 (その時に当該組合等の当該包括共済関係に係る共済責任が始 程度に達したとき 馬

また同

様とする。

- 2 るものを飼養していたときは、 を承継した者がその承継前から引き続き当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛又は馬若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げ 第九十三条第二項 項前段と同様とする。 (同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により包括共済関係に関し権利義務の承継があつた場合において、 当該牛若しくは牛の胎児で同条第二項の農林水産省令で定める生育の程度に達しているもの、 馬又は種豚についても、 当該 権 利義 ま
- 3 共済に付した家畜 包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類につき養畜の業務を営む者でなくなつたときを除く。) 第三号に掲げるものでなくなつたときも、また同様とする。 組合等との間に包括共済関係の存する者が当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜を飼養しなくなつたとき (牛の胎児を含む。 以下同じ。)でなくなるものとする。 当該家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、 は、 その時に、当該家畜又は牛の胎児は 馬又は豚で第八十四条第一 (その者 L が 同 当該家畜
- 第百十一条の七 たため当該農業共済組合を脱退した場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前に当該農業共済組合の承諾を受けていた百十一条の七 農業共済組合との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所を当該農業共済組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失し きは、当該共済関係は、 なお存続するものとする。
- %定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該市町村の承諾を受けていたとき共済事業を行なう市町村との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため第百十一条の三第二項の 当該共済関係は、 同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。
- ③ 前二項の承諾には、第九十三条第三項の規定を準用する。
- ときは、 病若しくは傷害の全部若しくは一部を共済事故としない旨の申出をすることができる。 十一条の八 包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、農林水産省令の定めるところにより、 組合等との間に包括共済関係の存する者は、その者に係る家畜の飼養頭数その他家畜の飼養に関する条件が政令で定める基準に適合 当該組合等に対し、死亡若しくは 廃用 ガの一部 又は する
- 2 済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。 前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、 当該申出に係る共済掛金期間内は、 第八十四条第一項の規定にかかわらず、 同 項 第三号の
- 第百 ているときは、 ない旨の申出をすることができる。 九 組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該組合等が第八十四条第二項の規定により子牛等をその家畜共済においてその共済目的と 包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、農林水産省令で定めるところにより、 当該組合等に対し、 子牛等を共済目的と
- 2 る子牛等を共済目的としないものとする。 前項の申出があつたときは、 当該包括共済関係においては、 当該申出に係る共済掛金期間内は、 第八十四条第二項の規定にかかわらず、 当]該申 出 に係

第百 組 合等の家畜共済に係る共済責任は、 共済規程等に特別の定めがある場合を除いては、 組合等が組合員等から共済掛金の支払 (第八十六条第

- 項 後第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時から始まる。 の共済規程等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払)を受けた日の翌日から始まる。
- 家畜共済に係る共済掛金期間は、一年(肉豚に係るものにあつては、第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間)とする。た 特別の事由があるときは、共済規程等で別段の定めをすることができる。
- 3 項 家畜共済に係る最初の共済掛金期間(肉豚に係る家畜共済にあつては 本文の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。 当該家畜共済に係る共済掛金期 間。 第百十四条第一項において同じ。 は 第
- 八済関係 (以下個別共済関係という。)に係る家畜共済にこれを付することができない。 左 の各号の一に該当する家畜は、農林水産省令で定める場合を除き、 あらたに第百十一条第二項又は第三項の規定により成立する家畜共済の
- 十二歳を超える牛及び明け十七歳以上の馬
- 六歳を超える種豚
- る共済掛金期間満了の時に消滅する。 家畜が前項各号に該当するに至る前二年以内にあらたに開始した個別共済関係は、 農林水産省令で定める場合を除き、その該当するに至 0)
- 第百十三条の二 生じたときは 共済規程等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的に農林水産省令で定める異動 (死亡及び廃用を除く。 を
- の八十を超えない範囲内において、共済規程等の定めるところにより、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。畜共済に係る最初の共済掛金期間開始の時における共済価額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時における共済価額 |括共済関係に係るものにあつては第百十一条第一項の農林水産省令で定める飼養区分ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに、 家畜共済の共済金額は、 肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、 当該家 に係 の百分
- 前項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。
- その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。 包括共済関係に係る家畜共済(肉豚に係るものを除く。)の共済金 額 は、 死亡又は廃用により共済金が支払われたときは、 当該死亡 又は 廃用 0) 時 に、
- 4 きる。この場合には、 従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払)を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。 なければならないものとし、当該共済金額 期間の中途においても、 包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第百十一条の六第一項又は第二項の規定による共済目的 当該組合員等は、農林水産省令の定めるところにより、 農林水産省令の定めるところにより、 の増額は、 組合等が当該組合員等から当該共済掛金の支払 組合等に対しその増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することがで 当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金を支払 の異動により増 (第八十六条第 加したときは、 一項の共済規程等の定めるところ 組
- (5) 規定及び第百二十条において準用する保険法第十条の規定による場合のほ か、 組合員等は、 新たな共済掛金期間開始 元の時に お いて、 組 合等 0 承

家畜共済の共済金額を変更することができる。この場合には、第百十一条 の四の規定を準用する。

- 6 おける共済価額に同項の最低割合を乗じて得た金額を下らず、 前二項の規定又は第百二十条において準用する保険法第十条の規定による変更後の家畜共済の共済金額は、第一項の規定にかかわらず、 その時における共済価額の百分の八十を超えない範囲内において定めなけ ればならない。 変 更 の時
- 第百十四条の二
- 乳牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的としない家畜共済に係るもの並びに種雄馬以外の馬及び種豚に係る包治四条の二(家畜共済の共済価額は、次の金額とする。 係にあつては、 包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員等ごとに、 当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る家畜の価額を合計した
- 二 乳牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものにあつては、 合員等ごとに次の価額を合計した金額 包括共済対象家畜の種類ごと及び組
- 1
- 口 の価額 イの牛の胎児が、その共済掛金期間中に、第八十四条第二項の農林水産省令で定める生育の程度に達する可能性のある場合における当該牛当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る牛の価額 0 胎児
- 係に係る共済掛金期間開始の時に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額肉豚に係る包括共済関係にあつては、組合員等ごと及び第百十一条第一項の農林水産省令で定める飼養区分ごとに、 当該組合員等が 当該包 括 共 済関
- 個別共済関係にあつては、当該個別共済関係に係る家畜の価
- 畜の価額とする。ただし、組合等と組合員等との協議により新たな共済掛金期間開始の時における家畜の価額に改定すべき旨を決定したときは、始の後第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時)に、 畜の価額とする。 前項第一号若しくは第四号の家畜又は同項第二号イの牛(次項に掲げるものを除く。)の価額は、 最初の共済掛金期間開始の時 (その共済掛 における家 金 その家 期間開
- 同項第三号の肉豚の価額は、 第一項第二号イの牛(その共済掛金期間中に、同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものに限る。 農林水産省令で定めるところにより、 組合等が定める金額とする。 同 号 口 0 牛 Ď 胎 児及
- 第百十五 を勘案して農林水産大臣が定める種類をいう。以下この条において同じ。)ごとに、次の各号の率を合計した率とする。 家畜共済の共済掛金率は、 共済目的の種類(第八十四条第一項第三号及び同条第二項に掲げる共済目的につき、 共 済事故の 発 \mathcal{O} 類 似性
- に る共済掛金標準率甲 に係る共 死亡及び廃用(これらのうち第三号の家畜異常事故に該当するものを除く。)による損害並びに疾病(第三号の家畜異常事故に該当するもの 対象としないことを相当とするものとして農林水産省令で定めるものを除く。 以下この号及び次号において同じ。)及び傷害による損害(疾病及び傷害の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払 済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率。 (第百十一条の八第一 項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、 次号において同じ。)のうち次号の診療技術料等以外のものに対応す 第十項において同じ。)を下らない範囲内におい て共済規程等で定 当]該申出 を除く

- 害に対応する共済掛 程等で定める率 十一条の八第 疾病及び 害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定めるもの 項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損 金割引標準率乙を差し引いて得た率。 第十項において同じ。)を下らず、農林水産大臣の定める率を超えない (以下「診療技術料等」という。) に対応する共済 範囲 掛 内において共 金 率
- て得た率。第十項及び第十一項において同じ。)を下らない範囲内において共済規程等で定める率 いことを相当とするものとして農林水産省令で定めるものを除く。)に対応する共済掛金標準率丙(第百十一条の八第 .申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率丙を差し引 事故」という。 伝染性の疾病又は気象上の)による損害(家畜異常事故に該当する疾病の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対 原因 (地震及び噴火を含む。) による死亡及び廃用並びに伝染性の疾病のうち農林水産 省令で定めるも 項の申出があ $\tilde{\mathcal{O}}$ つたときは、当 (以 下 象としな 家畜
- 準率丙及び共済掛金割引標準率丙は、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定める一定年間における地域別の被害率を基礎として、農林水産大臣治前項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙並びに同項第三号の共済掛・ 地域別に定める。 が 金 標
- 3 況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。こ組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、 危険段階別の共済掛金率は、 次の各号の率及び第一項第三号の率を合計した率とする。 この場合には、そ 共済事故 その状
- 率については、 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲 (定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。) を下らない範囲内において共済規程等で定める率 当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として農林水産省令の (第百十一条の八第一項の申出があつたときは、 当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共 定めるところに 済 より 金
- ·については、 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙 定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。)を下らない範囲内において共済規程等で定める率 当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として農林水産省令の (第百十一条の八第一項の申出があつたときは、 当該申出に係る共済掛金期間につき適用 定 めるところ き共 済 掛金 より
- 4 (5) 済目的の種類ごとの共済金額(第六項に規定する多種包括共済にあつては、その共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものとして農林水産省令の定 の共済掛金標準率甲に、 第三項第二号の率は、 るところにより算定される金額。次項において同じ。)の合計額の見込額を重みとして、 項第 一号の危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の危険段階共済掛金標準率乙は、 同号の危険段階別の共済目的の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が、 各危険段階共済掛金標準率乙を算術平均した率が同項第二号の共済掛金標準率乙にそれぞれ一致するように定めるものとする。 各危険段階共済掛金標準率甲を算術平均した率が第一項第一 組合等が都道府県知事の認可を受けて、 第 一項 その 第一 一号の農林 危 階 :水産大 別 \mathcal{O}
- 6 共済関係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの める率を超えない範囲内において定めるものとする。 規 定に かかわらず、 当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員等が当該共済掛金期間 (以 下 開 「多種包括共済」という。 始 の時 (その共済掛 金期間開 0) 始 共済掛金 の後第 百 は、 应 [条第 項 兀 及び 項

定

定による共 三号の率の合計率) 第十二項において同じ。)の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項各号の率の合計 組合等が第三項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、 済 金 増 を算術平均した率とする。 額 が行われた場合にあつて は、 その増 額 が効力を生じた時)において現に飼 当該組合員等に係る危険段階の同 養しているもの 0 価 額 (前 条第 項各号の率及び 率 項 (当 号 共済 口 \mathcal{O} 第 目 価 的 額

- 第十三項の規定による改定までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率とすることができる 類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等しいと認められる等当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養に関する条 産省令で定める基準に適合する場合には、 組合等は、 多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとに、 前項の規定による共済掛金率に代えて、農林水産省令の定めるところにより、 過去一定年間において当該組合等の 大部 分の組合員等につき当該 次の各号の 組 率を合計し 件 -が農林 \mathcal{O}
- との第 して農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。)を下らない範囲内において共済規程等で定める率 共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基 八第一 前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の共済掛金標準率乙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率乙(第百十一条 当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該 項第一 項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に に 種 一礎と 係る
- 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三号の共済掛金標準率丙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率 度率を超えない範囲内において共済規程等で定める率 丙 (第 百 +

項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。

)を下らず、する第一項第

前号の見込額を重みとして当該共済目的の

種

類ごとの第一項第二号の農林水産大臣の定める率を算術平均して得た多種包括共済掛

- おいて同じ。)を下らない範囲内において共済規程等で定める率 する第一項第三号の共済掛金割引標準率丙を基礎として農林水産省令の の八第一 項の申出があつたときは、 ^{悰準率}丙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済 に係る共済事故による損 第 $\ddot{+}$ 項 及び 第 十一項 名害に対
- 一大臣が定める地域ごとに、 を定めることができる。 組合等は、 前項の場合には、同項の規定による共済掛金率に代えて、 共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、 多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごと及び第二項の その危険 段 規 階 定により 別 0) 共 済 掛 林 金 水
- て農林水産 前項の危険段階別の共済掛金率につい 「第七項第三号」と、同項第一号中 掛金標準率乙」とあるのは 金標準率乙」とあるのは 省令の 「共済目的の種 定めるところにより算定される金額。 「多種包括 類ごとの共済金額 「第九項 、ては、 「危険段階共済掛金標準率甲」とあるのは において準用する前項第 危険段階共済掛金標準率乙」と、 第三項後段、 (第六項に規定する多種包括共済にあつては、 次項において同じ。 第四項及び第五 一号の多種 第四 項の規定を準用する。)」とあるのは 包括 項中 危険段 「多種包括危険段階共済掛金標準 前 項第 階共済掛 一号の危険段階共済掛 「共済金額」と、 その共済目的の種 この場合におい 金標準率甲及び同 「各危険段 て、 項第 ・率甲」と、 類ごとの 金 第三項 標準率甲及び同 一号の多種 、階共済掛 共済金額 曱 同項 第 金 包 第 標準 に 括 項 項 第三 相当するも 危 第 率甲」 険段 二号 階 \mathcal{O} 危 とある 共済掛 険段階 とあ 危 険段

金率乙

第十項において同じ。

は 」とあるのは 多種包括共済掛金標準率乙」と、第五項中「第三項第二号」とあるのは「第九項において準用する第三項第二号」と、「共済目的の 階共済掛金標準率乙」とあるのは 包 括 「共済金額」と、「第一項第二号の農林水産大臣の定める率」とあるのは 危険 段階共済掛金標準率 甲」と、 「各多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、「同項第二号の共済掛金標準率乙」とある 第 一項 第 一号の 共済掛金 標準率甲」とあるのは 「多種包括共済掛金率乙限度率」と読み替えるものとす 「第七 項第一号の多種包括 共済掛 種 金 は 類ごとの 同 項第二号 共済

- る区域内に住所を有する場合には、 項第一号の率、 金標準率乙若しくは同項第三号の多種包括共済掛金標準率丙を下る率を、 組合等は、 同項第二号の共済掛金標準率乙若しくは同項第三号の共済掛金標準率丙又は第七項第一号の多種包括共済掛金標準率甲、 家畜共済の共済金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合又は当該組合等との間に家畜共済の共済関係の存する者が農林水産大臣 同項第二号の率若しくは同項第三号の率として定めることができる。 当該家畜共済に係る共済掛金率については、農林水産省令の定めるところにより、 それぞれ第一項第一号の率、 同項第二号の率若しくは同項 第 同項第一 項 第 号の共済掛金 一号の多種包括共済 第三号の率 - 又は第 业標準率 の定
- 定めることができる。 .項第二号の率若しくは第一項第三号の率又は第九項で準用する第三項第一号の率、第九項で準用する第三項第二号の率若しくは第七項第三号のほする第三項第二号の多種包括危険段階共済掛金標準率乙若しくは第七項第三号の多種包括共済掛金標準率丙を下る率を、それぞれ第三項第一号 .階共済掛金標準率乙若しくは第一項第三号の共済掛金標準率丙又は第九項で準用する第三項第一号の多種包括危険段階共済掛金標準前項の場合には、農林水産省令の定めるところにより、当該組合員等に係る危険段階の第三項第一号の危険段階共済掛金標準率甲、 率甲、 同 項第二号 第九 率とし 0 項 0) で準 危 険
- 前条第二項及び第三項 の規定を準用する。

13

第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、第六項の価額及び第七項第一号の価額には、前条第二項及び第 率丙及び共済掛金割引標準率丙は、三年ごとに一般に改定する。 同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙並 並びに同 項 第三 号 0) 共 掛 金

で定める区分により農林水産大臣が定める金額を限度とする。 金期間ごとに、 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。 個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、 ただし、 包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、 共済金額 に応じ及び前条第二項 Ó 地 地域別そ 組 0 合員等ごと及び 他 林 水 **企省令**

- よつて算定された損害の額に共済金額の共済価額に対する割合(その割合が百分の八十を超えるときは、百分の八十)を乗じて得 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の価額により、 農林水産省令の定めるところにより、 共済規 程等 定 \Diamond る方法
- 一号又は第三号の農林水産省令で定めるものに該当するものを除く。 疾病又は傷害により支払うものにあつては、 当該共済事故によつて組合員等が被る損害(当該共済事故に係る診療に要する費用の)の額に相当する金額 うち、 前 条 第 項
- 項第二号の損害の額 は、 農林水産省令の定めるところにより、 共済規程等で定める方法によつてこれを算定する。

3

第九十三条第二項 共済関係 済関係 独立責任額という。)の合計額が左の金額をこえるときは、 が存することとなつた場合において、 に係る独立責任 (同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による権利義務の承継により同一の包括共済対象家畜につき二個以 額 のその合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。 他の共済関係が存しないものとして各共済関係につき第一項の規定により算定された共済金 各共済関係に つき支払うべき共済金は、 同項 の規定にかかわら 左の 一の家畜 (以下本

- 疾病又は傷害により支払うものにあつては、第一項第二号の金額死亡又は廃用により支払うものにあつては、第一項第一号の損害の額 0 百 分の八 + に相当する金
- 第一項第一号の家畜の価額には、第百十四条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第百十七条 当該組合等は、 家畜共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、 当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払つたものとみなす。 組合等が診療その他の行為をし、 又はその費用を負担したと

第百十四条第五項の規定により家畜共済の共済金額が増額された場合において、その増額された日から二週間以内に共済事故が生じたときは、その共る共済事故となつたものがその変更の日から二週間以内に生じたときは、組合員等は、共済金の支払を請求することができない。但し、その共済事故の原因が共済責任の始つた後に生じた場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係の支払を請求することができない。但し、その共済事故の原因が共済責任の始つた後に生じた場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。によつて生じた共済事故については、その農林水産省令で定めた期間。以下本条において同じ。)以内に共済事故が生じたときは、組合員等は、共済金の支払を請求することができない。但し、その共済事故の原因が共済責任の始つた後に生じた場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。の支払を請求することができない。但し、その共済事故の原因が共済責任の始つた後に生じた場合との他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。の支払を請求することができない。

- 3 済事故により支払うべき共済金は、その増額が行なわれなかつたものとして算定する。
- 4 前二項の場合には、 第一項但書の規定を準用する。

十九 但 条 し、やむを得ない事由のある場合においてとさつしたときは、この限りでない。組合員等は、廃用に係る家畜をとさつしたときは、予め組合等の承諾を得た場合を除いては、 廃用に係る共済金の支払を請求することが でき

第百二十条 二号を除く。 家畜共済には、)の規定を準用する。 保険法第四条、 第六条、 第十条、 第十七条第二項、 第二十二条、 第二十八条、 第三十条並びに第三十一条第一 項及び第二項

第 匹 節 果樹共

第百二十条の二 ごとに、その栽培の業務の規模が、農林水産省令で定めるところにより共済規程等で定める基準に達しないものを除く。 栽培している第八十四条第一項第四号又は第五号の果樹で、組合等が現に行つている収穫共済又は樹体及び第百二十条の九第二号に掲げる期間ごとに、農業共済組合の組合員又は次条の果樹共済資格者が、 が収穫共済又は樹体共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される等果樹共済事業の適 穫共済にあつては第百二十条の六第一項第 果樹共済の共済関係は、 収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の 一号の収穫共済の共済目的の種類等ごと、 組合等が現に行つている収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類としているもの 樹体共済にあつては同条第六項の樹体共済の共済目的の種類等 共済規程等で定める申込期間内に、)のすべて 巡正円滑 (当該果樹のうちに な運営を確保す い現に

ることができなくなるおそれがあるためこれにつき収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由 る果樹があるときは、 組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。 その農林水産省令で定める事由に該当する果樹以外の当該果樹のすべて)を組合等の収穫共済又は樹体共済に付することを申 に

前 項の規定による承諾は、 当該収穫共済又は樹体共済に係る第百二十条の九第一号又は第二号に掲げる期間 の開始前でなけ ń ば、 することができな

第百二十条の三 有 · 行 るもの める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定め、 するもの並びにその者のみが構成員となつている団体 :つている収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類としている果樹につき栽培の業務を営む者で当該市町村の共済事業の実施区域内に住所十条の三 共済事業を行う市町村で果樹共済を行うものとの間に収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させることができる者は、当該市町村が現 (農林水産省令で定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。 (法人を除く。) で共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、 かつ、農林水産省令で定めるところにより当該果樹につき栽培を行うことを目的と 以下果樹共済資格者という。)とする。 代表者その他の農林水産省令で

前項に規定する団体についてのこの法律の規定の適用については、当該団体を果樹の栽培の業務を営む者と、当該団体が行う果樹の栽培を果樹 0) 栽 培

業務とみなす。

第百二十条の三の二 二十条の八第二項に規定する収穫共済又は特定収穫共済に付することを申し込む場合におけるこれらの収穫共済に係る共済目的の種類に 済については、この限りでない 基準に適合するときは、 共済事故のうち病虫害による果実の減収その他の農林水産省令で定めるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。ただし、 農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、その者に係る果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が政令で 収穫共済について、 共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等に対し、 第八十四条第一項第四号 ついての 組合等に第百 収穫共 定 める

的の種類等ごとに、 旨の申出をすることができる。 農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、第百二十条の八第二項に規定する収穫共済について、 農林水産省令で定めるところにより、 当該組合等に対し、 第八十四条第一 項 第四号の共済事故のうち品質の低下を共 第百二十条の六第一項第一号の収 済事故とし 穫共済の 共 ない 済目

3 第一項本文又は前項の申出があつたときは、 当該申出に係る収穫共済の共済関係においては、 第八十四条第一項の規定にかかわらず、 同 項 第 匹 号 の共

第百二十条の 共済規程等で特別の定めをした場合を除いては、 事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。 兀 第百二十条の二第一項の規定により組合等との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係が成立した者は、農林水産省令の定めるところによ 当該収穫共済又は樹体共済に係る共済責任期間の開始する時までに、当該組合等に、 共済掛

程等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、

その第一回の支払に係る共済掛金)を支払わなければならない。

済規程 五. 等 の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。 組合等との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係の存する者は、 当該共済関係に係る共済目的に農林水産省令で定める異動を生じたとき

収 共 金額 は、 次 の金額 で あつて農林 水産 省令で定めるところにより組 合等が共 規 程等で定めるも Ō

- に共済規 係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、 を行う 済 程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、 樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額をいう。 種 の共済目的 が、 類については、その定めた区分。 共済規程等で定めるところにより、 (農林水産大臣が特定の共済目的の 以下 「収穫共済の共済目的の種類等」という。 標準収穫金額(果実の単位当たり価額に、 百分の七十を下らず百分の八十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割 標準収穫金額の百分の七十(第百二十条の三の二第三項の規定の適用 種類につきその種類たる果樹の品種、)ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格 その者が当該収穫共済 栽培方法等に応じて区分を定めたとき の共済目的の種類等たる果樹 以下この号において同じ。 を受ける共済関係 合
- て同じ。)に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の七十を超えない範囲内において、申し額(果実の単位当たり価額に、その者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところに、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところに、収穫共済の共済目的の種類等 以下この号にないにより、標準収録 お穫 金

を超えない範囲内において、

申し出た金額

- 額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、 収穫共 済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、 特定収穫共済限度額 (基準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。 その者が、共済規程等で定めるところにより、 申し出た金額 以下同じ。) 基準生産金
- の平均価格を基礎として、 前項第一号及び第二号の果実の単位当たり価額は、 を超えない範囲内において、申し出た金額 農林水産大臣が定める金額とする。 収穫共済 \mathcal{O} 共 済 目 的 0) 種 類等ごと及び農林水産大臣 . の 定める地域ごとに、 過 去一 定 年 間 お け る果
- 3 えて定めるものとする。 資格者が過去一定年間において収穫した収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の品質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法による共済事故とする収穫共済に係る同号の標準収穫量については、当該収穫共済の共済関係が組合等との間に成立する農業共済組合の第一項第一号及び第二号の標準収穫量は、農林水産大臣の定める準則に従い組合等が定めるものとする。この場合において、果実の ŋ 組 減 合員又は 収 定の 調 整を加質の低
- めるものを含む。 従い、その者が過去一定年間において収穫した当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産金額 第一項第三号の基準生産金額は、 第百二十条の八第三項において同じ。 収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農)を基礎として、 組合等が定める金額とする。 (当該果実に係る収入金額で農林 林水産大臣 口が定め 水産 圧省令で定足める準則
- (5) 農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等につきその細区分を定めたときは、 の種類等の細区分ごとに、」と、 第二項並びに第三項の規定の適用については、 の合計額」と、 第二項及び第三項中 「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは 「収穫共済 第一項第一号及び第二号中 「の共済目的の種類等」とあるのは 「標準収穫金額 「当該細区 当該収穫共済の共済目的 「収穫共済の共済目的 分」と、 () とあるのは 「数を乗じ の種 「標準収穫金 の種 て得た金額_ 類等につ 類等の細区 いての 額 とあ 第 とする **心収穫共** るの は 第 済 の共済 号 を乗 及び
- 6 共済目 済 的 (済金額 種類については、 は、 共済目的の種類 その定めた区分。 (農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその 以下 「樹体共 バ済の 共済目的 の種類等」という。 種類たる果樹の生育の程度に応じて区分を定めたとき)ごと及び農業共済組合の組 合員又は果樹共済資格者

済価 業 共 額の百分の八十を超えない範囲内におい 済 組合の組合員又は果樹共済資格者が、 て、 共済規程等の 申し出た金額とする。 定めるところによ り、 共 済価 額 に共 済 規程等で定める最 低 割合を 乗じ て得 た

- 7 されるものの当該樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における価額として組合等が定めるものを合計した金額とする。 (業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が栽培する果樹(第八十四条第一項第五号の農林水産省令で定めるその支持物を含む。) で前項の共済価額は、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農林水産大臣が定める で当該樹体共済に付 準 則 従
- ⑧ 第一項各号及び第六項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。

第百二十条の七 をいう。以下同じ。)ごと及び組合等の区域ごとに、収穫基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業り果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済とその他の収穫共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産、百二十条の七(収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別(第百二十条の三の二第 等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により収穫通常共済掛金標準率及び収穫異常共済掛金標準率が 般に改定されるまでの間 とができる。 は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とする 農業共済組合の合併 産大臣が定める別界二項の規定によ

- 類等に係る果樹を栽培する組合員等については、農林水産省令で定めるところにより、当該収穫共済の共済目的の種類等に係る前項又組合等は、農林水産大臣の定める共済目的の種類にの主農林水産大臣の定める防災施設を用いて当該共済目的の種類に属する収穫共 項又は第五項 済の共済目 0 対済掛の種
- 3 等の区域ごとに定める。 該 第一項の収穫基準共済掛金率は、 組合等の収穫共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ご一項の収穫基準共済掛金率は、組合等の区域内における収穫共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその ごと及び組 平均 が

金率を割り引くものとする。

- 4 前項の収穫共済掛金標準率は、共済目的 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下この項において「被害率」という。)のうち、農林水産大臣が定める通常標準被害率 の種類ごと、 収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したもの とする。
- 下「収穫通常標準被害率」という。)を超えないものにあつてはその被害率を、収穫通常標準被害率を超えるものにあつては収穫 て農林水産大臣が定める率(以下「収穫通常共済掛金標準率」という。) 通常標準 被害率を
- 被害率のうち、 収 穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として農林水産大臣が定める率 (以 下 収 穫異常共 済 掛 金標 準 率 لح

(5)

この場合には、 共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、 合等は、 済掛 穫危険段階基準共済掛金率は、 金率の 第一項の規 その危険段階別の共済掛 算術平均 定による共済掛金率に代えて、 が当該組合等 組合等が都道府県知事の認可を受けて、 金率は、 の区域に係る同 当該危険段階の収穫危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内に 収穫共済の共済目的の種 項の収穫基準共 八済掛 金率に その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各収 類等ごと、 一致するように定めるものとする。 収穫共済の共済事故等による種別 その危険段階別の共済掛金率を定めることができる おいて共済規程等で定 ごと及び 組 合等の めるものとし 穫危険段 区 |域ごと

- 6 準率及び樹体異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、 等で定めていた共済掛金率とすることができる。 ただし、 :共済の) 共済掛 農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により樹体通常共済掛金標 は、 樹 体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、 当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規 樹体基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規 で定
- 7 組 前項の樹体基準共済掛金率は、 合等の樹体共済掛金標準率に一致するように、 組合等の区域内における樹体共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平 農林水産大臣が樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに定める。 均 が当
- 8 前項の樹体共済掛金標準率は、 共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したものとする。
- て農林水産大臣が定める率(以下樹体通常共済掛金標準率という。) 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下この項において被害率という。)のうち、 体通常標準被害率という。)を超えないものにあつてはその被害率を、 樹体通常標準被害率を超えるものにあつては樹体通常標準被害率を基礎とし 農林水産大臣が定める通常標準被 害率 <u>(以</u> 下
- 被害率のうち、 樹体通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として農林水産大臣が定める率 (以下樹体異常共済掛 金標準率という
- の区域に係る同項の樹体基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。 合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各樹体危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該 を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、 合等は、 当該危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、 第六項の規定による共済掛金率に代えて、 樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、共済事故の発生状 その樹体危険段階基準共済掛金率 その危険段階 い況その 別 危 0 険 うは、 紅組合 共済 \mathcal{O}
- 穫通常共済掛金標準 率、 収穫異常共済掛金標準率、 樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛 金標準率は、 三年ごとに一般に改 気定する。
- との当該収穫共済の共済 うち農林水産省令で定めるものにあつては、 条の二の 合員等が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収量(その樹園地の基準収穫量から 組合員等に支払うものとする。 金額に、 条の 準則に従い認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。 八 その減収量の合計のその基準収穫量の合計に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として 組合等は、 目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の三十(第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収 次項及び第三項に規定する収穫共済以外の収穫共済については、 百分の二十を下らず百分の三十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合) 収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、 以下この項において同じ。)の合計が当該樹園地ご を超えた場合に、 《穫共済 当該 九十
- げる数量の 合等は 当する金 事故による共済目的 - 額を共 百 第百二十条の六第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済については、 分の二十を超えた場合に、 、済金として当該組合員等に支払うものとする。 の減収量(第 一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。 共済金額に、 その減収量の 同号に掲げる数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額 収穫共済の共済目的 以下この項において同 ?の種 類等ごと及び ľ 組 合員等ごとに、 が第一号に

- 一 当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量
- める方法により一定の調整を加えて得た数量) \mathcal{O} 低下を共済事故とする収穫共済にあつては、 八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該収穫共済の共済目的 その年における当該組合員等の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収穫量に農林 の種類等に係る果実の収 後養量 (果実の減 水産 収 大臣 及 び \mathcal{O} 品 定
- \mathcal{O} 低下 類等に係るその年産の果実の生産金額がその特定収穫共済限度額に達しないときに、その特定収穫共済限度額から当該生産金額を差 合等は、 共済金額の特定収穫共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。 (農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合において、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該収穫 特定収穫共済については、 収穫共済の共済目的 の種類等ごと及び組合員等ごとに、 第 八十四条第一項 、第四号に規定する果実 共済の共済目 への減 引いて得た金額 収又は 的 品 \mathcal{O}
- 4 第一 加 えて得た数量とする。 項及び第二項の基準収穫量は、 組合等が第百二十条の六第三項の規定により定められた標準収穫量に農林水産大臣の定める方法 により一 定 の調 整
- (5) とあ た金額の合計額」と、 \mathcal{O} あ 「その樹園地の収穫量」とあるのは「当該樹園地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。 金額 は 共済目的の減収量」とあるのは「共済目的の減収金額」と、「基準収穫量から」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの第百二十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項及び第二項の規定の適用については、第 じて得た金額の合計額」とする。 共済目的の種類等の細区分ごとに、 るのは「金額」と、 て同じ。)の合計額からその樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額(当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、」と、 価額に、 るのは「差し引いて得た金額」と、 「減収金額の合計額」と、第二項中「減収量」とあるのは (当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、 第九十八条の二」と、 「合計が」とあるのは (条の二」と、「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」と、「数量)」とあるのは「数量)に相当する数を同項第二号中「第九十八条の二」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当 当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、 同項第 「合計額が」と、 一号中「当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量」とあるのは「当該収穫共済 当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。 は「減収金額」と、「掲げる数量」とあるのは「掲げる金額」と、「基準収穫量の合計」とあるのは「基準収穫金額の合計額」と、 当該組合員等の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得) の合計額」と、 「減収量の合計」とある 「差し引いて得た数 以下この 第一 量」 準収
- 定める金額を超えた場合に、 合等は、 樹体共済については、 その損害の額に、 樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、 共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組 共済事故によつて組合員等が被る損害の額が農林水産 合員等に支払う 省令で
- 7 共済規程等で定める方法によつて算定するものとする。 項の損害の額は、 共済事故に係る果樹又は支持物の価額 で樹体共済 の共 (済価 額 \mathcal{O} 算定 の基礎となつたものにより、 農林水産省令の 定めるところによ

花 芽の 形 九 成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの果樹共済の共済責任期間は、収穫共済にあつては第一 は穫共済にあつては第一号に掲げる期間 期間 (農林水産大臣が特定の 樹体共済にあつては第二号に掲げる期間とする。 収穫共済 の共済目的 0 種類等に係る果樹又は 特 定 0) 収

は共済の 共 済関係に係る果樹につきこれと異なる期間を定めたときは、 その果樹につ いては、 その農林水産 大臣 の 定

共済目

的

の種類ごとに共済規程等で定める日から

一年間

組合その他の団体でこれらの者からその生産した果実の加工若しくは販売の委託を受け又は当該果実の売渡しを受けたものに対し、 百二十条の二第一 組合等 項の規定による申込みをした者又は当該組合等との間に果樹共済の共済関係の存する者が直接又は間接の構成員となつている農業協 は、 果樹共済の共済金額の決定又は支払うべき果樹共済の共済金に係る損害の額の認定に関し必要があるときは、 当該委託又は 当該組合等に 同

係る果実の数量又は品質 (特定収穫共済にあつては、 果実の数量、 品質又は価格)に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

るのは 二十条の十一において準用する前項」と、第百十一条の三第二項中「家畜共済の」とあるのは「果樹共済の」と、「家畜共済資格者」とあるのは「果樹 第八十四条第一項第三号に掲げる牛(十二歳を超える種雄牛を除く。)又は同号に掲げる馬(明け十七歳以上の種雄馬を除く。)を飼養するもの」と六条、第二十八条、第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項(第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、第百十一条の二第一項中百二十条の十一 果樹共済には、第百十条の二、第百十一条の二、第百十一条の三第二項、第百十一条の四及び第百十一条の七並びに保険法第四条、 むもの」と、「当該家畜」とあるのは 一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「果樹共済」と、 済資格者」と、 一条の三第二項」と、 「当該組合等が現に行つている果樹共済においてその共済目的の種類としている第八十四条第一項第四号又は第五号の果樹につき栽培の業務を営 第百十一条の四中「家畜共済資格者から第百十一条」とあるのは「果樹共済資格者から第百二十条の二第一項」と、 同条第三項中 「当該果樹」と、「家畜共済」とあるのは「収穫共済又は樹体共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは 「前二項」とあるのは 同条第二項中「第百十一条の三第二項」とあるのは「第百二十条の十一において準 「第百二十条の十一において準用する前 二項」と読み替えるものとする。 第百十一条の七第 養するもの」とあ 甪 でする第 「第百

第五節 畑作物共済

第百二十条の十二 が、その者が栽培又は養蚕を行う第八十四条第一項第六号の農作物又は蚕繭で、組合等が現に行つている畑作物共済においてその共済目的の種類として 合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。 (次に掲げる農作物又は蚕繭を除く。以下この条において「対象農作物等」という。)のすべてを組合等の畑作物共済に付することを申し込み 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物又は蚕繭の年産ごとに、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共 /済資格·

繭、 いう。) ごとに、 共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類(農作物に限る。)につき品 7。) ごとに、その栽培又は養蚕の業務の規模が、農林水産省令の定めるところにより共済規程等で定める基準に達しない農作物又は、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたときは、これらの共済目的の種類については、その定めた区分。以下「畑作物共済の共済目的 種 栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は 繭につき لح 蚕

なくなるおそれがあるため畑作物共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当する農作物又 規定による承諾 共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される等畑作物共済事業の適正円滑な運営を確保することがで 農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共済資格者が、 共済規程等で定める申込期間内に、 すべての 種類 Ó 対象農:

2

- することができない。 て 同 項の 規 定による申込みをしている場合で、 か つ、 当該畑作 物 共済に係る第百二十 条の + Ł 第 一号又は第二号に規定する期間 0 開 始 前 で な け れ
- の前項の 分に係る対象農作物等のすべてについて前項」とする。 組 前項の規定の適用については、同項中「すべての種類の対象農作物等について同項」とあるのは、「次項の規定により定められた区分ごとに、合等が農林水産省令で定めるところにより共済規程等で対象農作物等につき共済目的の種類に応じて区分を定めたときは、当該対象農作物等に に 当該
- 7 で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定め、 こする。 (を有するもの並びにその者のみが構成員となつている団体(法人を除く。) で共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表考いる畑作物共済においてその共済目的の種類としている農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者で当該市町村の共済111十条の十三 共済事業を行う市町村で畑作物共済を行うものとの間に畑作物共済の共済関係を成立させることができる者は、 を行うことを目的とするもの (農林水産省令で定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。 《済事業の実施に関する条例で定める者を除く。以下畑作物共済資格者という。)かつ、農林水産省令で定めるところにより当該農作物又は蚕繭につき栽培又は養 町村の共済事業 代表者その他の農林水産省令 当該 の実施区域 市 村が 現 内に住 に行
- ĺ 前項に規定する団体に 養蚕を農作物の栽培又は養蚕の業務とみなす。項に規定する団体についてのこの法律の規定の 適用については、 当 該団 体を農作物 0 栽培又は 養蚕の業務を営む者と、 当 該 団 体が 行 う農 物 \mathcal{O} 栽 培
- 第百二十条の が 共済規程等で定めるものとし、 + 畑作物: 共済の 共済金額は、 蚕繭に係るものにあつては第三号に掲げる金額とする。 農作物に係るものにあつては第一号及び第二号に掲げる金額であつて農林水産省令で定めるところ に ょ 組
- る農作物にあつては、 |農作物にあつては、百分の八十)に相当する数を乗じて得た金額、目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、 の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十(大豆済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者が当 その 該 畑 他政 5令で定め 共済の共
- 畑作物 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、 目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の八十 共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、 (てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の九十)に相当する数を乗じて得た金 単位当たり共済金額に、その者の 単位当たり共済金額に、その者 1の当該 当 |該畑: 8畑作物 作物 共 共 済 済 の共 の共
- 2 係る収穫物又は繭の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき、 済規程等で定める金額とする。 前項各号の単位当たり共済金額は、 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共 農林水産省令で定めるところにより 済目 組 合 等に 等が

目的の種類等に係る基準収繭量の百分の八十に相当する数を乗じて得た金額

3 項第 号及び第 二号の基準収穫量並びに同 項第三号の基準収繭量 は、 農林水産大臣 が定める準則に従い組合等が定めるものとする

4

水産 大臣 地 域 及び畑 が特定の地域における蚕繭を共済目的とする畑作物共済に係る特定 作 :物共 済の共済目的 の種類等につい ての第 項 第三号及び第二 の畑作物共済の共済目的の種類等に 項 の規定の 適用については、 同号中 つき蚕期に応じて区分を定 畑 作物共済 の共済目的 \Diamond 種 たと 類

分の 等ごと」とあ 共済目的 いず 、れかにつき蚕期に応じて区分を定めたときは、 0) 「当該畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは 種 る のは 類等」とあるのは「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とする。 畑 作物共済の共済目的 の種類等 (農林水産大臣 その蚕期に応じた区分。 「当該蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」と、 が蚕繭につき春蚕 以下「蚕繭に係る畑作物共 一繭、 初秋蚕繭 殿及び晩 済の共済目的の蚕期に応じた区分」と 秋蚕繭の区分を定めた場合であ 同項中「畑作物共済 いう。 当 該区

び 二十条 の 畑 他の蚕繭に係る畑作物共済との別をいう。)ごと。 作物共済の共済責任期間による種別 その区域又は地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。 \mathcal{O} + 畑作物共済の共済掛金率は、 (第百二十条の十七第二号の規定により桑の発芽期前の日から共済責任期間が開始する蚕繭に率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと(蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目 以下この条において同じ。)及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県 が開始する蚕繭に係る畑作物 知事が定める地域 的 この種 類 等ごと及 共済と

- 物一次共済掛金標準率(第百二十条の十二第一項第一号の区分が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の畑 (準率) に一致し、 前 項の畑作 物基準共済掛金率は、 かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように、農林水産大臣が畑作物共済の共済目的 都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当 畑作物二次共済掛金ヨ該都道府県の畑作 種 類
- 3 とに危険階級別に定める。 項の危険階級の別、 各危険階級に属する第一 項 \mathcal{O} 区域又 は 地域及び各危険階 級 \mathcal{O} 危険程度を表示する指 数は、 都 道 府県知 事が 畑 作 物 共 済 0 共 済 目 的
- 4 第二項の畑作物一次共済掛金 て農林水産大臣が定める。 业標準率 は、 共済目 的 の種 類ごと及び 都 道 府県の 区域ごとに、 農林水産省令で定める一 定 年間に お ける各 年 Ď 被害率 を 基礎
- ことに定める。 第二項の畑作物二次共済掛金標準率は、 平均が当該都道 府県の同 頭の畑作物 次共済 掛 県 街金標準率に 宗の区域内にな こ一致するたれおける畑佐 するように、 作物共済の共済目 農林水産 大臣 的 の種類等ごとの が 畑 作 物共 済 の共 共済金額 介済目 的 の合計額 \mathcal{O} 種 類 等ごと及 の見込額 を重 び 都 道 みとするその 府 県 \mathcal{O} X 域

(5)

類等ごとに定める。

- とができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定 る地域ごとに、 各畑作物危険段階基準共済掛金率の るものとし、 組合等は、 致するように定めるものとする。 第一 その畑作物危険段階基準共済掛金率は、 共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定 項の規定による共済掛金率に代えて、 算術平均が当該組合等の区域又は 組合等が都道府県知事の認可を受けて、 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同 同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同 その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとす 項の規定により都 .項の畑作物基準共済掛 道 府県知· 事 めるこ が 金率 定
- ⑦ 第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する

当該 組 合員 十六 等が当該畑作 組 合等 は、 物 次項及び第三項に規定する畑 共済 0 共済目的の 種類等たる農作物 作物共済以外の畑作物共済については、 がの耕 作を行う耕地ごとの共済事故 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごと による共済目的 [の減 収量 (その 耕 地 0 第百 <u>-</u> 十

る耕地については、 を超えた場合に、 のとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事「第三項の規定により定められる基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量 金として当該組合員等に支払うものとする。 耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の三十(大豆その他政令で定める農作物にあつては、 その差し引いて得た数量を、 第百二十条の十四第一項第一号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金 実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)の合計 由 を

- る方法により一定の調整を加えて得た数量)を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなか政令で定める農作物に係る畑作物共済にあつては、その年における当該組合員等の収穫に係る当該農作物の糖度に応じ当該収穫量に農林水産大臣が定め とに、共済事故による共済目的の減収量(当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る同条第三項の規定により定められる基準収)組合等は、第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組 えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。 分の二十 計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫 つたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産 が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計 (てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の十)を超えた場合に、第百二十条の十四第一項第二号の単位当たり共済金額に、 量 一(てん菜その他 組合員等ご 穫量の合 その超 の百
- たその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収繭量を差し引いて得た数量をいうものとし、 項第三号 ·の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第百二十条の十四第三項の規定により定められる基準収繭量から第九十八条の二の準 をいうものとする。)が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収繭量の百分の二十を超えた場合に、 その他農林水産省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法に 合等は、 の単位当たり共済金額に、 蚕繭に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減 その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に .相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うもの 共済事故による蚕種の掃 十則に従 第百二十条の十四 より調整して得た 収量 い認 定さ 立て れ 合
- 第百二十条の十四第四 項中 畑 作物共 (済の共済目的の種類等」とあるのは、 項の規定により蚕期に応じた区分が定められた地域及び畑作物共済の共済目的の種類等についての 「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の 蚕期に応じた区分」とする。 前 項 0) 規 定 の 適 用 に 0 11 ては

第百二十条の る期間とする。 十七 畑 作物 共済の共済責任期間 は、 農 作物に係る畑作物共済にあつては第一号に掲げる期間、 蚕繭に係る畑作物共済にあつて は

その農作物については、その農林水産大臣の定め4期)から収穫をするに至るまでの期間(農林水産 林水産大臣が特定 のた期間 の畑作物 共済 0 共 済 目 的 の 種 類 いる農作

桑の発芽期 (農林水産大臣が特定の地域 における特定の 畑作物共済の共 済 目的 0 種 類等につき桑の発芽期前 の目 を定めたときは、 その地域 及び 畑作

るのは 四条第 は「畑 用する。 条の十八において準用する前二項」と、第百二十条の四中「第百二十条の二第一項」とあるのは「第百二十条の十二第一項」と、「収穫共済又は樹体共「第百十一条の三第二項」とあるのは「第百二十条の十八において準用する第百十一条の三第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第百二十 あるのは 二十条の五及び第百二十条の十並びに保険法第四条、 条の二第 済の」とあるのは「畑作物共済の」と、「当該収穫共済又は樹体共済」とあるのは「当該畑作物共済」と、 とうきびを共済目的とする場合にあつては、農林水産大臣の定める日)」と、第百二十条の十中「果樹共済」とあるのは「畑作物共済」と、「第百二十 十七七 の数量」と読み替えるものとする。 作物共済資格者から第百二十条の十二第一項」と、第百十一条の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは 歳以上の種雄馬を除く。)を飼養するもの」とあるのは「当該組合等が現に行つている畑作物共済においてその共済目的の種類としている第八十 「畑作物共済」と、 この場合において、 項第六号の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営むもの」と、「当該家畜」とあるのは 「当該収穫物若しくは蚕繭」 一項」とあるのは「第百二十条の十二第一項」と、 畑作物共済の」と、 作物 共済には、 同条第二項中「前項」とあるのは 第百十一条の二第一項中「第八十四条第一項第三号に掲げる牛 「家畜共済資格者」とあるのは「畑作物共済資格者」と、第百十一条の四中「家畜共済資格者から第百十一条」とあるの 第百十条の二、 と、 「果実の数量又は品質 第百十一条の二、第百十一条の三第二項、 第六条、 「果実の加工」とあるのは 「第百二十条の十八において準用する前項」と、第百十一条の三第二項中 第二十八条、 (特定収穫共済にあつては、 第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項-一条の三第二項、第百十一条の四、第百十一 「農作物に係る収穫物若しくは蚕繭の加工」と、 (十二歳を超える種雄牛を除く。) 又は同号に掲げる馬 果実の数量、 「当該農作物又は蚕繭」と、 品質又は価格) 「開始する時」とあるのは 「畑作物共済」と、 条の七、 (第二号を除 」とあるのは 第百二十条の 「開始する時(さ 「家畜共済 「家畜共 「収穫物又は 「当該果実」と 同条第二項中 0) 済」とあ 規 兀 元定を準 どのと (明

第六節 園芸施設共済

第百二十条の る特定園芸施設を組合等の園芸施設共済に付することを申し込み、 + 園芸施設共済の共済関係は、 特定園芸施設ごとに、 組合等がこれを承諾することによつて、 農業共済組合の組合員又は次条の園芸施設共済資格者が、その 成立するものとする。 者 が 所有 又 は 理

業の適正円滑な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき園芸施設共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令 で定める事由に該当する特定園芸施設又は園芸施設共済に付した特定園芸施設があるときは、 (当該特定園芸施設のうちに、これが園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される等園芸施設 同項の 項の規定による承諾 規 定による申込みをしている場合でなければ、 は、農業共済組合の組合員又は次条の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定 することができない。 これらの特定園芸施設以外の特定園芸施 (設) のすべてにつ 以共済事 遠 芸施

べてを備えている者 <u>-</u> 共済事業を行う市町村で園芸施設共済を行うものとの間に園芸施設共済の共済関係を成立させることができる者は、 (農林水産省令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。 以下園芸施設共済資格者という。 次に掲げる) とする。

- 特定園 .芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むものであること。
- 当該市 町 村 の共済事業の実施区域内に住所を有すること。
- 第百二十条の二十 基準に適合するときは、 一項第七号の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。 農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者は、 施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済について、 その者に係る施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が政 農林水産省令の定めるところにより、 当該組合等に対し、 第八十四条 令で定 8
- 項の申出があつたときは、 当該申出に係る園芸施設共済の共済関係においては、 第八十四条第一項の規定にかかわらず、 同 項第七 号の共済事故 の う
- 2 虫害を共済事故としないものとする。
- れる場合にあつては、 二十条の二十一 1、その第一回の支払)を受けた日の翌日から一年間とする。ただし、特別の事由があるときは、共済規程等で別段園芸施設共済の共済責任期間は、組合等が組合員等から共済掛金の支払(共済規程等の定めるところに従い共済掛 共済規程等で別段の定めをすること 金 の分割支払 がさ
- 第百二十条の二十二 0 百分の八十を超えない範囲内において、共済規程等の定めるところにより、農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者が申し出た金額とする。 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設等ごとに、 共済価額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、 共
- 2 項の最低割合の基準は、 農林水産大臣が定める。
- 3 け る価額を基礎とし、 第一項の共済価額は、 当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、組合等が定める金額とする。(、農林水産大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の 共 済 責任 期 間 開 始 0) 時 にお
- 第百二十条の二十三 ;目的等による種別(施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する要因と 水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごとに、園芸施設基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。 園芸施設共済の共済掛金率は、 農林水産省令で定める特定園芸施設の区分 (以下「施設区分」という。) ごと及び園芸施設共済 なる事 項 に により農 の共
- 被害率を基礎として、 前項の園芸施設基準共済掛金率は、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、 農林水産大臣が当該地域別に定める。 農林水産省令で定める一定 年間 に お け る 地 域 別 0)
- 3 ることができる。 定める地域ごとに、 るものとし、 組合等は 各園芸施設危険段階基準共済掛金率の算術平均が第一項の園芸施設基準共 第 その園芸施設危険段階基準共済掛金率は、 一項の規定による共済掛金率に代えて、 この場合には、 共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、 その危険段階別の共済掛金率は、 施設区分ごと、 組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額5金率は、当該危険段階の園芸施設危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内で共済規5 園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び前 済掛金率に 一致するように定めるものとする。 その危険段階別の共済掛金率を定め 項の規定により農林水産 程 等で定 大臣 みと が
- 4 第 項 0 園芸施設基準共済掛金率は、 三年ごとに 一般に改定する。

第百二十条の二十四 額を超える場合に その損害の額に、 組合等は、 園芸施設共済については、 共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとす 特定園芸施設等ごとに、共済事故によつて組合員等が被る損害の額が農林水産省令で定 んめる金

項の 損 害 0 額 は、 農林水産省令の定めるところにより、 共済規程等で定める方法によつて算定するものとする

項中 委託を受け又は当該果実の売渡しを受けたもの」とあるのは「これらの者に施設園芸用施設に係る資材の売渡しをしたもの又はこれらの者からその生産「園芸施設共済」と、「第百二十条の二第一項」とあるのは「第百二十条の十九第一項」と、「これらの者からその生産した果実の加工若しくは販売の これらの売渡し又は委託」と、 る前項」と、第百十一条の三第二項中「家畜共済の」とあるのは「園芸施設共済の」と、「家畜共済資格者」とあるのは 同号に掲げる馬(明け十七歳以上の種雄馬を除く。)を飼養するもの」とあるのは 十並 条の三第二項」と、 百十一条の四中 者が所有する特定園芸施設」と、「家畜共済」とあるのは「園芸施設共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十条の二十五において準用す 除く。)の規定を準用する。この場合において、第百十一条の二第一項中「第八十四条第一項第三号に掲げる牛(十二歳を超える種雄牛を除く。)又は た施設内農作物に係る収穫物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該収穫物の売渡しを受けたもの」と、 「びに保険法第四条、第六条、第十七条第二項、第十八条第二項、第二十二条、第二十八条、十条の二十五 園芸施設共済には、第百十一条の二、第百十一条の三第二項、第百十一条の 「家畜共済」とあるのは「園芸施設共済」と、同条第二項中「第百十一条の三第二項」とあるのは「第百二十条の二十五において準用する第百十一 「家畜共済資格者から第百十一条」とあるのは「園芸施設共済資格者から第百二十条の十九第一項」と、第百十一条の七第一項及び第二 同条第三項中「前二項」とあるのは「第百二十条の二十五において準用する前二項」と、第百二十条の十中「果樹共済」とあるのは 「果実の数量又は品質 (特定収穫共済にあつては、 果実の数量、 第百十一条の四、 「特定園芸施設を所有するもの」と、「当該家畜」とあるのは「その 第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項(第二号を 品質又は価格) 第百十一条の七、 とあるのは 「当該委託又は売渡し」とあるのは 第百二十条の五 「園芸施設共済資格者」と、第 「資材又は 収穫物の数量又 条の

光七節 任意共済

読

み替えるものとする。

第百二十条の二十六 意共済の共済金額 は、 農林水産大臣は、 当該金額を超えてはならない。 必要があると認めるときは、 任意共済の共済金額につい て、 その最高額を定めることができる。 この場合に は、 任

第百 二十条の二十七 条第 項 及び第二項 任意共済には、 (第二号を除く。 第百十一条の四並びに保険法第四条、 0) 規定を準用する。 第六条、 第九条、 第十条、 第十八条第二項、 第二十八条、 第三十条並びに 第三

第百二十条の二十八 特定組合は、 第八十三条の規定による共済事業の ほ か、 総会の議決を経て、 当該特定組合の区域内に住所を有する農業協同 組 合 又は

2 - 前項の事業には、第百十一条の四並びに保険法第四条、第六条、第九条から第十一条まで、第十七条第一項、第十八条第二項、第二十五条、第二+農業協同組合連合会から共済掛金の支払を受け、第八十四条第五項に掲げる損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行うことができる。 第三十条、 第三十一条第一項及び第二項 (第二号を除く。) 並びに第三十二条 (第一号に係る部分に限る。) の規定を準用する。 第十八条第二項、 第二十五条、第二十八

第四章 農業共済組合連合会の保険事業

第百 責任 を相互に保険する事業を行う。 農業共済組合連合会は、 組合員たる組合等が第八十三条第一項第一号及び第三号に掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済

2 (等に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行うことができる。農業共済組合連合会は、前項に規定する事業のほか、組合員たる組合 組合員たる組合等が第八十三条第一項第四号から第七号までに掲げる共済事業によつてその組

類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、 げる者若しくはその構成員のすべてが当該実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体との間に農作物共済の共済関係が存するときは、百二十二条 農業共済組合連合会の組合員たる組合等と、その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一 つき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。 当該農業共済組合連合会と当該組合等との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれ 共済目的の種 項第一号に掲

2 共済、 ・険事業の保険関係が存するものとする。 農業共済組合連合会の組合員たる組合等と、その組合員又は家畜共済資格者、 園芸施設共済又は任意共済の共済関係が存するときは、 当該農業共済組合連合会と当該組合等との間に当該共済関係につき当該共済事業に係る 畑作物共済資格者若しくは園芸施設共済資格者との間に家畜共済、 畑作

3 済目 農業共済組合連合会と当該組合等との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するもの とする。 農業共済組合連合会の組合員たる組合等と、その組合員又は果樹共済資格者との間に果樹共済の共済関係が存するときは、 的の種類ごと及び農林水産大臣が定める収穫共済の区分(以下収穫共済区分という。)ごと、 樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごとに、当該 収穫共済にあつてはその 共

第百二十三条 農業共済組合連合会の保険金額は、次の金額とする。

計 して得た金額 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、 農作物共済の共済事故等による種別ごと及びその組合員たる組合等ごとに、 次の を合

下 総共済金額から、 農作物異常責任保険金額」という。 総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額 (以下「農作物通常責任共済金額」という。) を差し引いて得た金 額 以

口 家畜共済に係るものにあつては、 農作物通常責任共済金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合 その共済金額の百分の八十に相当する金額 (以 下 「農作物通常責任保険歩合」という。)を乗じて得た金額

- 樹 共 のうち収穫共済に係るものにあつては、 共済目的 の 種類ごと、 収穫共済区分ごと及びその組合員たる組合等ごとに、 次 0 金額 を合
- 収穫異常責任共済金額」という。)の百分の九十に相当する金額総共済金額から、総共済金額に収穫通常標準被害率を乗じて得 た金額 (以 下 収 穫通常責任共済金額」という。 を差し引いて 得た金額 (以 下
- 口 いう。)を乗じて得た金額 収穫異常責任共済金額からイの金額を差し引いて得た金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割 合 以 下 収 穫 責 任 保険歩合」 لح
- 総共済金額から、総共済金額に樹体通常標準被害率を乗じて得た金額(以下「樹体通常責任共済金額」という。)を差し引いて得た金額一 果樹共済のうち樹体共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額収穫通常責任共済金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額 (以下 「
- いう。)を乗じて得た金額 樹体異常責任共済金額」という。)の百分の九十に相当する金額 樹体異常責任共済金額からイの金額を差し引いて得た金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合 (以 下 「樹体責任保険歩合」と
- 樹体通常責任共済金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額
- 任意共済に係るものにあつては、その共済金額の百分の九十以上で保険規程で定める金額畑作物共済及び園芸施設共済に係るものにあつては、その共済金額の百分の九十に相当する金

額

- 定めることができる。 特別の事由があるときは、 農業共済組合連合会は、 農林水産省令で定めるところにより、 保険規程で前項第二号及び第三号の金額に 代 わるべ き金 を
- 第百二十四条 次の金額を合計したものとする。 農業共済組合連合会の農作物共済に係る保険 料 は、 共 済目的の種類ごと、農作物共 、済の共済事故等による種別ごと及び組 合員たる組 合等ご
- て得た率)を乗じて得た金額 済事故としない農作物共済に係る保険料については、 総共済金額に農作物異常共済掛金標準率 ついては、農作物異常共済掛金標準率から、その率に農林水産大臣が定める割合を乗じて得(第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により水稲に その率に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を差 つき病虫 し引
- 額を差し引いて得た金額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額 共済掛金 (前号に規定する農作物共済に係る保険料については、第八十六条第二項の規定による減額後 の共済掛金) 0) 合計 金額か 6 前 げる金
- 2 農業共済組合連合会の畑作物共済及び任意共済に係る保険料率は、 共済掛金率と同率とする。
- 3 農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料は、 金期間に係るものにあつては、 その合計したものに農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。 次の金額を合計したもの (第百十二条第二項ただし書の規定により共済規程等で別 段 の定め
- 第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、 一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率 家畜異常事故に該当しない 共済事故による損害た率(同条第三項、

故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た 条第一項第 に対応するものとし 一号の率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、 て農林水産省令の定めるところにより算定される率)、次条第 一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百 家畜異常事 十五

- 共済金額に第百十五条第一項第三号の率 家畜異常事故による損害に対応するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額共済の場所に係る保険関係については共済金額に第百十五条第一項第三号の率(同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については
- 4 農業共済組合連合会の果樹共済に係る保険料は、 共済目的の種類ごと、 収穫共済区分ごと及び組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額 収穫共済に係るものにあつては第一号、樹体共済に係るものにあつては第二号に掲げる金額とする。
- 1 相 総共済金額に収穫異常共済掛金標準率 当する金額 、済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額(以下収穫異常共済掛金という。 (その保険関係に係る共済関係に係る共済掛金率について第百二十条の七第二項 の規定の)の百分の九十に 適 用 があるときは
- 収穫異常共済掛金からイの金額を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額
- 共済掛金の合計金額から収穫異常共済掛金を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金
- 共済目的の種類ごと及び組合員たる組合等ごとに、 次の金額を合計して得た金額
- 総共済金額に樹体異常共済掛金標準率を乗じて得た金額(以下樹体異常共済掛金という。)の百分の

樹体異常共済掛金からイの金額を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額

口

- 共済掛金の合計金額から樹体異常共済掛金を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額
- (5) ŋ 共 .保にあつては同項の規定により共済規程等で定める危険段階別の共済掛金率に相当する率を乗じて得た金額(第百二十条の二十一ただし書の 関係にあつては同項の規定により共済規程等で定める共済掛金率に相当する率、同条第三項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険 農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険料は、 済規程等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、 保険金額に、第百二十条の二十三第一項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に その金額に農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。 定によ る保

第百二十五条 農業共済組合連合会の支払うべき保険金は、次の金額とする。

- 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合員たる組合等ごとに次の に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額以下である場合にあつては、 組合員たる組合等が支払うべき共 済 金
- 口 険金という。 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額を超える場合にあつては、)と農作物通常責任共済金額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額 その超える部 分の 金 額 (以下農作 :物異常 部 分保
- 削除
- 家畜共済に係るものにあつては、イ又はロの金額

九十に相当する金

- イ 故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべ き共済 金の百分の八十に相当する 金 額 家 畜
- 口 が支払うべき共済金のうち農林水産省令で定めるところにより当該共済事故による損害で診療技術料等以外のものに応じて算定される金額の百 八十に相当する金額、 十に相当する金額、 死亡又は廃用(これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。)により支払うものにあつては組合員たる組 疾病(家畜異常事故に該当するものを除く。 第三項において同じ。)又は傷害により支払うものにあつては 合等が支払うべ き共 組 合員たる組 済 \mathcal{O} 百 合等 分の 分の
- 果樹共済のうち収穫共済に係るものにあつては、 (種共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び組合員たる組合等ごとに次の家畜異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額 金 額
- 収穫責任保険歩合を乗じて得た金額 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が収穫通常責任共済金額以下である場合にあつては 組合員たる組合等が支払うべき共済金の
- その超える部分の金額の百分の九十に相当する金額組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が収穫通常責任共済金額を超える場合にあつては、 次の金額を合計して得た金
- (1)
- (2)穫責任保険歩合を乗じて得た金額
- (3)収穫通常責任共済金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額その超える部分の金額から⑴の金額を差し引いて得た金額に収
- 果樹共済のうち樹体共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び組合員たる組合等ごとに次の金額
- 樹 体責任保険歩合を乗じて得た金額 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が樹体通常責任共済金額以下である場合にあつては、 組合員たる組 合等が支払うべ き共済金 0)
- 口 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が樹体通常 責任共済金額を超える場合にあつては、 次の金額を合計して得た金
- (2) (1)その超える部分の金額の百分の九十に相当する金額
- 体責任保険歩合を乗じて得た金額
- (3)樹体通常責任共済金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額その超える部分の金額から①の金額を差し引いて得た金額に樹
- 畑作物共済及び園芸施設共済に係るものにあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の九十に相当する金
- 五. 四 任意共済に係るものにあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金に、共済金額に対する保険金額の割合を乗じて得た金
- 該農業共済組合連合会とその組合員たる当該組合等とが、その保険関係の成立の時までに協議して定めるものとし、その時までにその協議がととの ときは、 家畜共済に係る保険関係において、農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額を前項第三号イの金額又は同号ロの金額のどちらの額とするか 同号ロの金額をもつて当該農業共済組合連合会の支払うべき保険金の額とする。 わ
- 3 この場合において、同項ただし書中「組合員等」とあるのは、「組合員たる組合等の組合員等」と読み替えるものとする。第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係において農業共済組合連合会が支払うべき保険金には、第百十六条第一項 項 ただし 書 の 規定を準 用 する
- 4 項 第三号の金額 (家畜異常事故に係るものを除く。 $\overline{}$ 及び同項第四号の金額には、 第百二十三条第二項の規定を準用する。

2 を負担したときは、 項の場合には、 農業共済組合連合会は、 当該共済責任を負担する組合等は、 同項の額の限度において保険金を当該組合等に支払つたものとみなす。 当該診療その他の行為に要した費用の 額の限度において共済金を支払つたものとみなす。

第百二十七条 当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に関し必要な事項を通知しなければならない。二十七条 農業共済組合連合会の組合員は、農林水産省令の定めるところにより定期に、保険規程の定めるところにより、 農業共済 組

2 合連合会に通知しなければならない。 項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、 農業共済組合連合会の組合員は、 保険規程の定めるところにより、 遅滞なくこれを農業共済組

第百二十八条 農業共済組合連合会の組合員は、 第九十四条第一項の管理その他損害防止について指導しなければならない。

保険金の全部又は 一部につき、その支払の責めを免れることができる。

- 組合員が法令又は共済規程等に違反して共済金を支払つたとき。一十九条 次の場合には、農業共済組合連合会は、保険金の全部又
- 組合員が損害額を不当に認定して共済金を支払つたとき。
- 組合員が共済規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき。
- 組合員が第百二十七条の規定による通知を怠り、 又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
- 組合員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。
- 八七六五四三 組合員が前条の規定による指導を怠つたとき。
 - 組合員が第百三十二条第一項において準用する第九十五条の規定による指示に従わなかつたとき。
- 組合員が第百三十二条第一項において準用する第九十八条の規定による通知を怠り、 又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

第百三十条 農業共済組合連合会は、 その会計を農林水産省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

第百三十 条 農業共済組合連合会の組合員 は、 保険に関する事項について不服があるときは、 都道府県農業共済保険審査会に審査を申し立てることがで

前 項の 審査の申立ては、 時効の中断に関しては、 これを裁判上の 請求とみなす。

第百三十二条 とする。 を準用する。 条まで、 第九十五条から第九十八条の二まで、 この場合において、 農業共済組合連合会の保険事業には、 第百十条の二中 第九十九条第四項、 「当該組合等の損害評価会」とあるのは、 第八十七条第 、第百条から第百二条まで並びに第百十条の二並びに保険法第六条及び第十一条の規定一項及び第二項、第八十七条の二第一項、第六項及び第七項、第八十八条から第九十一 「当該農業共済組合連合会の損害評価会」と読み替えるもの

2 業共済組 合 連合会の果樹共済、 畑作物 共済及び 園芸施設共済に係る保険事業には、 第九十二条の規定を準用する。

第百三十二条の二 設共済資格者又は当該農業共済組合連合会の区域内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会から共済掛金の支払を受け、)、その構成員のすべてが当該実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体、家畜共済資格者、 組合員たる共済事業を行う市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者(第百四条第五項の条例で定める者を除く三十二条の二)農業共済組合連合会は、第百二十一条の規定による保険事業のほか、総会の議決を経て、所属農業共済組合、当該農業共済組合連合会 項に掲げる損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行うことができる。 果樹共済資格者、 畑作物共済資格者若しくは園芸施 第八十四条第

2 前項の事業には、 第三十一条第一項及び第二項 第百十一条の四並びに保険法第四条、 (第二号を除く。 第六条、 並びに第三十二条 第九条から第十一条まで、 (第一号に係る部分に限る。 第十七条第一項、) の規定を準用する。第十八条第二項、第1 第二十五条、

第五章 政府の再保険事業及び保険事業

第一節 再保険事業

第百三十三条 て負う保険責任を再保険するものとする。 政 府は、 農業共済組合連合会が農作物共済、 家畜共済、 果樹共 済、 畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業によつてその組合員 に

第百三十四条 の再保険関係が存するものとする。 故等による種別ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間 農業共済組合連合会とその組合員との間に農作物共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、共済目的の種類ごと及び農作物共済 に、 当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再 保険共

農業共済組合連合会とその組合員との間に家畜共済、 合会との間に当該保険関係につき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。 果樹共済又は園芸施設共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、 政府と当該農業共 済 組合

3 てこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。 済の共済目的の区分(以下畑作物共済再保険区分という。)ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、 農業共済組合連合会とその組合員との間に畑作物共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、農林水産大臣が都道府県の区域ごとに定める 当該保険関係に係る保険責任を一体と 畑 作物

4 の再保険関係が存するものとする。 合会の事業年度ごとに、 農業共済組合連合会とその組合員との間に園芸施設共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、 政府と当該農業共済組合連合会との間に、 当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再 第二項に規定するもの のほか、 当該農業共済組合 保 険事

第百三十五条 政府の再保険金額は、次の金額とする。

- 合連合会の組合員たる組合等ごとの農作物異常責任保険金額の合計額(以下連合会異常責任保険金額という。)から、その金額に農林水産大臣 共 被害率(以下農作物異常標準被害率という。)を乗じて得た金額を差し引いて得た金額 済に係るものにあつては、共済目的 の種類ごと、 農作物 共済の共済事故等による種別ごと及び農業共済組合連合会ごとに、 当該農業 が 共 定 済 組
- 家畜共済に係るものにあつては、その保険金額に百分の九十の 水産大臣の定める割合を乗じて得た金
- 果樹共済のうち、 収穫共済に係るものにあつてはイの金額、 樹体共済に係るものにあつては口の金額-の範囲内において農林水産大臣の定める
- 口 共済目的の種類ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、樹体異常責任共済金額の百分の九十に相当する金 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、 収穫異常責任共済 金額の百 一分の 九 十に相当する金.
- 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額から、 保険金額 E 産 大臣 が
- .める通常標準被害率(以下畑作物通常標準被害率という。) を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金 額
- 園芸施設共済に係るもののうち、 つてはロの金額 前条第二項に規定する再保険関係に係るものにあつてはイの金額、 同条第四項に規定する再保険関係に係るも のに
- 率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額 その保険金額から、 保険金額に農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険事業の保険責任に係る危険の 態様を勘案して農林 水 産 大臣 が 定 める
- 保険金額にイの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額の合計額から、当該事業年度内に経過した共済責任期間に対する保険金額として農林・農業共済組合連合会ごと及びその事業年度ごとに、当該事業年度内に共済責任期間の全部又は一部が含まれる共済関係に係る保険関係に係る・ 令で定めるところにより算定される金額の合計額 (害率という。)を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額 (以下経過総保険金額という。) に農林水産大臣が定める通常 標準被害率 **议** 下園芸施 通 :水産 常標 1 \mathcal{O}
- |乗じて得た率を差し引いて得た率)||を乗じて得た金額に相当する金額とする。 .事故としない農作物共済に係る再保険料については、農作物再保険料率から、その率に病虫害に対応する部分の割合として農林水産大臣が定め.合会異常責任保険金額に農作物再保険料率(第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により水稲につき病虫 政府の農作物共済に係る再保険料は、共済目的 の種類ごと、 農作物共済の共済事故等による種別ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その が定める割合 「害を共
- 3 作物異常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、 政府の家畜共済に係る再保険料は、 次の金額を合計したもの (第百十二条第二項ただし書の規定により共済規程等で別 農林水産大臣が定める。 段 0 定めをし た共 済 掛 金 期 間

農作物共済の共済事故等による種別ごと及び農業共

済

組合連合会ごとに、

異

常部

分

被

害率

0

うち、

前項の農作物再保険料率は、共済目的の種類ごと、

るものにあつては、 た率 金額 共済事故による損害に対応するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される率) に、 (同条第三項、 第百二十五条第一項 その合計したものに第百二十四条第三項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額) 第六項、 第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、 第三号イの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第百 第百二十五条第 とする。 十五条第 項第 項 一号及び 家畜異 ロの 金 常事故に 額 の保険

第三号

産省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額 られる共済関係に係る再保険関係については、 を支払う 険関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第 家畜異常事故に 一項 該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして農林 第一号の率 (同条第三項、 第六項、 第七項又は第八項の規定により共済掛 金 が 定

- 共済金額に第百十五条第一項第三号の率 家畜異常事故による損害に対応するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額 (同条第六項、 第七項又は第八項の規定により共済掛 金率が定められる共済関係に に係る再 保険関係に 0
- 4 政府の果樹共済に係る再保険料は、 収穫共済に係るものにあつては第一号、樹体共済に係るものにあつては第二号に掲げる金額とす
- 共済目的の種類ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、 共済目的の種類ごと、 収穫共済区分ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、 樹体異常共済掛金の百分の九十に相当する金額 収穫異常共済掛金の百分の九十に相当する金
- た金額の百分の九十五に相当する金額とする。 政府の畑作物共済に係る再保険料は、 畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、 その総保険金額に畑作物再保険料基礎率を乗じて得
- 6 うち、畑作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、農林水産大臣が定める。 前項の畑作物再保険料基礎率は、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、農林水産省令で定める一定年間における各 年の 被 害 率の
- 7 関係に係るものにあつては第二号の金額とする。 政府の園芸施設共済に係る再保険料は、第百三十四条第二項に規定する再保険関係に係るものにあつては第一号の金額、 保険金額に園芸施設再保険料基礎率甲を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額(第百二十条の二十一ただし書の規定により 同 6条第四 項 に規定する 共 済規 程 で別 保 険
- 得た金額を超えるもののその超える部分に対応するものとして、 定年間における地域別の被害率を基礎として、 段 項第 経過総保険金額に園芸施設再保険料基礎率乙を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額 の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、 号の園芸施設再保険料基礎率甲は、 特定園芸施設等の共済事故による損害のうち共済金額に前条第六号イの農林水産大臣が定める率を 農林水産大臣が当該地域別に定める。 その金額に第百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額 施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、 農林 水産省令で定める 乗じて
- えるもの .金額に同号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額)の合計額を経過総保険金額で除して得た率をいう。 済組合連合会が支払うべき保険金の額(その金額が保険金額に前条第六号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合にあつては、 第七項第二 のその超える部分の率を基礎として、 号の園芸施設再保険料基礎率乙は、農業共済組合連合会ごとに、農林水産省令で定める一定年間における各年度の連合会責任被害率 農林水産大臣が定める。 のうち、 園芸施設通常標準被害率を (農業 保

第百三十七条 政 府の支払うべき再保険 会は、 次の金 額とする。

- 合連合会の組合員たる組合等ごとの 農作物 を乗じて得た金額 共済に係るものにあつては、 を差 し引いて得た金額 農作物異常部 共済目的の種類ごと、 分保険金を合計して得た金額 農作物共済の共済事故等による種別ごと及び農業共済組合連合会ごとに、 から、 当 該農作物に係る連合会異常責任保険金額に農作物異常標準 当該農業共済
- 削

- 0) 家畜共済に係るもののうち、 保険金額に対する割合を乗じて得た金額、家畜異常事故により支払うものにあつては農業共済組合連合会が支払うべき保険金に相当する金額 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては農業共済組合連合会が支払うべき保険 欧金に再 保 険 金 額
- 兀 果樹共済のうち、 収穫共済に係るものにあつてはイの金額、樹体共済に係るものにあつては口の金額
- 1 が 定める金額を超えるときは、農林水産大臣が定める金額) 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、 当該果樹に係る収穫通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額 (特定収穫共済にあつては) その組合員たる組合等が支払うべき共済金の その金 額が農林水産 大臣 額 カン
- 口 樹体通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額 共済目的の種類ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、 その 組合員たる組合等が支払うべき共済金の 総 額 カン 76° 当該果 樹 国に係る
- 五. 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、 農業共済組合連合会が支払うべき保険 金 額 から
- るものにあつてはロの金額 畑作物共済再保険区分に係る総保険金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金 園芸施設共済に係るもののうち、第百三十四条第二項に規定する再保険関係に係るものにあつてはイの金額、 同条第四項に規定する再保険 関 係 に係
- イ た金額の百分の九十五に相当する金 農業共済組合連合会が支払うべき保険 金の 額 から、 保険 金額に第百三十五条第六号イの農林水産大臣 が定める率を乗じて得た金額 を差 引 て得
- 口 経過総保険金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額 の百分の九十五に相当する金 5 0
- 第百三十七条の二 るところにより、 政府は、 当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険料を分割して支払わせることができる。 農業共済組合連合会が保険規程の定めるところによりその組合員から保険料を分割 して徴収するときは、 農林 水産省令 0 定
- 第百三十八条 .険関係に関し必要な事項を通知しなければならない 農業共済組合連合会は、農林水産省令の定めるところにより、 農林 水産大臣に対 Ļ 当該農業共済組合連合会とその組合員 لح 0 間 に 存 する
- け 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、 ばならない。 農業共済組合連合会は 農林水産省令の定めるところにより、 これ を農林水産 屋大臣に 通 知 しな
- 水産 三十 大臣 九 条 に 通 農業共済組 知し なけ 合連合会は、保険金の支払をすべき原因が発生したと認めるときは、 ればならない。 農林水産省令の定めるところにより、 遅 滞 なくその 旨 を農
- 旨 兀 次に掲げる場合には、 政府は、 農林水産省令の定めるところにより、 再保険金の全部又は 部につき、 その支払の責めを免れることができる。

- 一 農業共済組合連合会が法令又は保険規程に違反して保険金を支払つたとき。
- 二 農業共済組合連合会が損害額を不当に認定して保険金を支払つたとき
- 三 農業共済組合連合会が正当な理由がないのに再保険料の払込みを遅滞したとき。
- 兀 農業共済組合連合会が第百三十八条又は前条の規定による通知を怠り、 又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

第百四 + 条 農業共済組合連合会は、 再保険に関する事項について不服があるときは、 農漁業保険審査会に審査を申し立てることができる。

② 前項の場合には、第百三十一条第二項の規定を準用する。

第百 四十一条の二 同項中 第一 政府の再保険事業には、 項の規定による督促」とあるのは、 第八十七条の一 |第六項及び第八十八条から第九十条まで並びに保険法第十一条の規定を準用する。 「再保険料の納入の督促」と読み替えるものとする。 この場合に

另二節 保険事業

第百四十一条の三 保険するものとする。 政府は、 特定組合が第八十三条第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げる共済事業によつてその組合員に対して負う共済責任

第百四 係る保険事業の保険関係が存するものとする。 特定組合とその組合員との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係が存するときは、 十一条の四 政府と当該特定組合との間に、 特定組合とその組合員との間に農作物共済の共済関係が存するときは、 当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。 共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による 政府と当該特定組合との間に当該共済関係につき当該共済事業 種

- 3 あつてはその共済目的の種類ごとに、 保険関係が存するものとする。 特定組合とその組合員との間に果樹共済の共済関係が存するときは、 政府と当該特定組合との間に、 当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業 収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごと、 樹体共済に
- 4 特定組合とその組合員との間に畑作物共済の共済関係が存するときは、 業の保険関係が存するものとする。 畑作物共済保険区分という。)ごとに、 政府と当該特定組合との間に、 当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険 農林水産大臣が都道府県の区域ごとに定める畑作物共済の共済目的の X 1分(以
- (5) 特定組合とその組合員との間に園芸施設共済の共済関係が存するときは、 組合との間に、 当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。 第二項に規定するもののほか、 当該特定組合の事業年度ごとに、 政 府と当該

第百四十一条の五 政府の保険金額は、次の金額とする。

- 金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金 共済に係るものにあつては、共済目的の種 類ごと、 農作 物 共 済 共 済 事故等による種別ごと及び特定組合ごとに、 その総共済 金 額 から、 総共
- 二 家畜共済に係るものにあつては、その共済金額の百分の五十に相当する金
- 果樹共済のうち、 収穫共済に係るものにあつてはイの金額、 樹体共済に係るものにあ つては
- 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び特定組合ごとに、収穫異常責任共済金額の百分の九十に相当する金
- ロ 共済目的の種類ごと及び特定組合ごとに、樹体異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額
- て得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額 畑作物共済に係るものにあつては、 畑作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、その総共済金額から、 総共済 金額に畑作物通常標準被害率を
- 園芸施設共済に係るもののうち、 前条第二項に規定する保険関係に係るものにあつてはイの 金額、 同条第五項に規定する保険関係に
- 口の金額
- その共済金額から、 た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額その共済金額から、共済金額に特定組合の園芸施設共済に係る共済事業の共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める率を 乗じて
- 口 算定される金額の合計額 が定める率を乗じて得た金額の合計額から、当該事業年度内に経過した共済責任期間に対する共済金額として農林水産省令で定めるところにより特定組合ごと及びその事業年度ごとに、当該事業年度内に共済責任期間の全部又は一部が含まれる共済関係に係るイの共済金額にイの農林水産大 (以下経過総共済金額という。) に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千 分の八百五十五に

相当する金

農作物共済に係る保険料については、農作物異常共済掛金標準率から、その率に病虫害に対応する部分の割合として農林水産大臣が定める割合を乗じに農作物異常共済掛金標準率(第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により水稲につき病虫害を共済事故としな 得た率を差し引いて得た率)を乗じて得た金額に相当する金額とする。 0) 府の農作物共済に係る保険料は、 共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び特定組合ごとに、 済

- のにあつては、 政府の家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの(第百十二条第二項ただし書の規定により共済規程で別段 その合計したものに第百二十四条第三項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。 の定めをした共 済 掛 金期 間 に
- に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして農林水産省令で定めるところにより算定される率) 対応するものとして農林水産省令で定めるところにより算定される率)、次条第一項第二号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五 保険金額に、 項第一号の率 第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害 次条第一項第二号イの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率 (同条第三項、 第六項、 第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、 (同条第三 を乗じて得た
- 共済金額に 第百十五条第 一項第三号の率 (同 条第六項、 第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係につ ては

- 家畜異常事故による損害に対応するものとして農林水産省令で定めるところにより算定される率)を乗じて得た金
- 3 政府の果樹共済に係る保険料は、収穫共済に係るものにあつては第一号、樹体共済に係るものにあつては第二号に掲げる金額とする。 収穫共済区分ごと及び特定組合ごとに、収穫異常共済掛金の百分の九十に相当する金額
- 共済目的の種類ごと及び特定組合ごとに、 樹体異常共済掛金の百分の九十に相当する金額

共済目的の種類ごと、

- 4 百 五 政府の畑作物共済に係る保険料は、 十五に相当する金額とする。 畑作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、 その総共済金額に畑 作 物保険料基礎率を乗じて得た金額の千
- (5) 常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、 :標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、農林水産大臣が定める。前項の畑作物保険料基礎率は、畑作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率 のうち、 畑 作 物 通
- 6 係に係るものにあつては第二号の金額とする。 政府の園芸施設共済に係る保険料は、第百四十一条の四第二項に規定する保険関係に係るものにあつては第一号の金額 同 条第五 項 に規定する保 険
- (の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に第百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)共済金額に園芸施設保険料基礎率甲を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額(第百二十条の二十一ただし書の規定によ で別
- 経過総共済金額に園芸施設保険料基礎率乙を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額
- た金額を超えるもののその超える部分に対応するものとして、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、農林水産省令で定める一前項第一号の園芸施設保険料基礎率甲は、特定園芸施設等の共済事故による損害のうち共済金額に前条第五号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得 年間における地域別の被害率を基礎として、 農林水産大臣が当該地域別に定める。
- うべき共済金の額 第六項第二号の園芸施設保険料基礎率乙は、特定組合ごとに、農林水産省令で定める一定年間における各年度の特定組合責任被害率 大臣が定める率を乗じて得た金額)の合計額を経過総共済金額で除して得た率をいう。 分の率を基礎として、 (その金額が共済金額に前条第五号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合にあつては、共済金額に同号イの農林 農林水産大臣が定める。)のうち、 園芸施設通常標準被害率を超えるもの (特定組合が支払 その 超ええ

第百四

- 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び特定組合ごとに、「十一条の七 政府の支払うべき保険金は、次の金額とする。 の総額から、 当該農作物に係る総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額 特定組合が支払うべき共
- 家畜共済に係るものにあつては、イ又は口の金額

口

- 支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金に相当する金額 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金 の百分の五十に相当する金 額 家畜異常事 より
- する金額 死亡又は廃用(これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。)により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金の うち農林水産省令で定めるところにより当該共済事故による損害で診療技術料等以外のものに応じて算定される金額の百 (家畜異常事故に該当するものを除く。 第三項において同じ。)又は傷害により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済 1分の五 十に相当する金 百 五. 一十に相

家畜異常事故により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金に相当する

- 果樹共済のうち、 収穫共済に係るものにあつてはイの金額、樹体共済に係るものにあつては口の金額
- 差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額 が定める金額 共済目的の種類ごと、 収穫共済区分ごと及び特定組合ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額から、 (特定収穫共済にあつては、その金額が農林水産大臣が定める金額を超えるときは、 当該果樹に係る収穫通常責任共済 農林水産 金額 大臣
- 百分の九十に相当する金額 共済目的の種類ごと及び特定組合ごとに、 特定組合が支払うべき共済金の総額から、 当該果樹に係る樹体通常責任共済金額を差し引いて得 た金
- 兀 係る総共済金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額 畑 作物共済に係るものにあつては、 畑作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、 特定組合が支払うべき共済金の総額から 畑作 物 共済保険区分に
- るものにあつてはロの金額 園芸施設共済に係るもののうち、 第百四十一条の四第二項に規定する保険関係に係るものにあつてはイの金額、同条第五項に規定する保険関 係 に係
- の千分の八百五十五に相当する金額 特定組合が支払うべき共済金の額から、 共済金額に第百四十一条の五第五号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得 た金 額
- 口 に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額 める率を乗じて得た金額を超える場合にあつては、 特定組合ごと及びその事業年度ごとに、 特定組合が支払うべき共済金の額 共済金額に同号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額) (その金額が共済金額に第百四十一条の五第五号イの農林水産大臣 の合計額から、 経過総共済 金額 が定
- 2 関係の成立の時までに定めるものとする。 家畜共済に係る保険関係において、政府が支払うべき保険金の額を前項第二号イの金額又は同号ロの金額のどちらの額とするかは、 特定 組合が そ 0) 保
- 3 第一 第二号 口の金額の保険金を支払う保険関係におい て政府が支払うべ き保険金に は 第百十六条第一項ただし書の規定を準用す Ź

保険に関する事項」とあるのは 九条第三号中「組合員」とあるのは 「農業共済組合連合会」とあるのは いるのは 1十二条 「保険料」と、 政 府の保険事業には、第百二十九条第三号及び第百三十七条の二から第百四十一条の二までの規定を準用する。この場合において、 「保険関係」とあるのは 「保険に関する事項」と、 「特定組合」と、「共済規程等」とあるのは「共済規程」と、 「特定組合」と、「保険規程」とあるのは「共済規程」 「共済関係」と、 「再保険事業」とあるのは 「保険金」とあるのは「共済金」と、 「保険事業」と読み替えるものとする。 ر ج 「保険料」とあるのは 第百三十七条の二から第百四十一条の二までの規定 「再保険金」とあるのは 「共済掛金」と、 「保険金」と、 「再保険料」 第百二 再

第五章の二 監督

7 るかどうか 十二条の二 を知るために必要があるときは、 行政庁は、 組合等又は農業共済組合連合会が法令、 組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計 法令に基づいてする行政庁の処分、 定款又は共済規程等若しくは保険規程を守 (共済事業を行う市町村 にあ 当該 って

くは 共済事業に係る業務若しくは会計。以下この条及び次条において同 会計の状況を検査することができる。 じ。 に関し必要な報告を徴 l, 又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若し

第百四 十二条の三 行政庁 は、 組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計の状況につき、 毎年一 回を常例として検査しなけ ń ば なら

第百 処 匝 分、 当該農業共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。 定款又は共済規程若しくは保険規程に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体の検査を行うべき旨を請求したときは、一条の四(組合員が、総組合員の二十分の一以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づいてよ 法令に基づいてする行 当該 行

第百四十二条の五 会計が法令、 法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程若しくは保険規程に違反すると認めるときは、当該農業共済団体に対し、の五(行政庁は、第百四十二条の二の規定により報告を徴し、又は前三条の規定により検査を行つた場合において、農業共済団体 農業共済団体の業務 必要な措置の業務又は

採るべき旨を命ずることができる。

体に対し、これらの事業につき、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。行政庁は、前項の規定によるほか、この法律の規定による共済事業又は保険事業を適正かつ効率的に行わせるため特に必要があるときは、 農 業 共 済団

第百 に ると認めるときは、 おいて、 十二条の五の二 共済事業を行う市町村の当該共済事業に係る業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は共済事業の実施に関する条例に 都道府県知事は、第百四十二条の二の規定により報告を徴し、又は同条若しくは第百四十二条の三の規定により検査を行つた場合 当該市町村に対し、必要な措置を採るべき旨を指示することができる。 違 反

町 村に対し、 都道府県知事は、 当該事業につき、 前項の規定によるほか、この法律の規定による共済事業を適正かつ効率的に行わせるため特に必要があるときは、 業務の執行方法の変更その他監督上必要な指示をすることができる。 共 済事業を行 う市

第百四 (の全部又は一部の改選を命ずることができる。 十二条の六 農業共済団体が第百四十二条の 五. の規定による命令に違反したときは、 行 政庁は、 当該農業共済団体に対 期間を 指 定 して、 そ 0) 役

2 農業共済団体が第百四十二条の五の規定による命令に違反したときは、農業共済団体が前項の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当 当該命令に係る役員を解任することができる。

3 行政庁は、 当該農業共済団体の解散を命ずることができる。

決議又は選挙若しくは当選の \mathcal{O} 選 匹 一十二条 挙が法令、 の七 法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、 行政庁は、 取消を請求した場合において、 組合員が総組合員の十分の一 以上の同意を得て、 その違反の事実があると認めるときは、 総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代 その議決又は選挙若しくは当選の決定の日から一 当該決議又は選挙若しくは当選を取 箇月以内に当該 り消すことがで

五章 の三 独 <u>1</u> 行政法人農林漁業信用 基金の農業災害補 償関 係 業務

第百四十二条 全な運営に資するため、 の八 独 立 、これらの事業に係る保険金又は共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)は、農業共済組合連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済事 次に掲げる業務を行う。 健

- る資金の貸付け 農業共済組合連合会又は組合等が農作物共済、 家畜共済、 果樹共済、 畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払に関して必要とす
- に対し負担する債務の保証 農業共済組合連合会又は組合等が農作物共済、 家畜共済、 果樹共済、 畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払に関して金融 機関

前二号の業務に附帯する業務

信用基金は 前項の規定により行う業務に必要な資金に充てるため、農業共済組合連合会又は組合等から金銭の寄託を引き受けることができる。

第百四 とができる。 中央金庫、 1十二条 かの九 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の業務を併せ行う農業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融機関に委託九(信用基金は、業務方法書で定めるところにより、前条の規定により行う業務(以下「農業災害補償関係業務」という。)の一部 計するこ 農

- に委託することができる。 信用基金は、 業務方法書で定めるところにより、 組 合等に係る資金の貸付け又は債務の 保証の業務の 部 を当該組 配合等の 所 属する農業共済組 合 連 合会
- 3 第一項に規定する者は、
- 4 農業共済組合連合会は、 当該業務を行うことができる。 第百二十一条の規定による保険事業及び第百三十二条の二第一他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、 一項の規定による共済事業のほか、当該業務を行うことができる。 か、 第二項の 規定による委託 を受

第百四十二条の十 済、 畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払以外の目的に使用してはならない。十二条の十一農業共済組合連合会又は組合等は、信用基金から貸付けを受けた資金又は信用基金の 信用基金から貸付けを受けた資金又は信用基金の保証に係る借入金を農作物共済、 家畜共 済 果樹

2 農業共済組合連合会又は組合等が前項の規定に違反して同項の資金又は借入金を他の目的に使用したときは、 より、 当該農業共済組合連合会又は組合等に対し、 貸付金の弁済期前の償還、 違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。 信用基金は 業務方法書で定めるところ

第百 一十二条 なければならない。 の十 信用 基金は、 農業災害補償関係業務に係る経理については、 農業災害補償関係勘定を設けて、 その他 の業務に係る経理と区 一分し て整

第百 兀 十二条の十二 信用基金は、 農業災害補償関係業務に関して、 農業災害補償関係資金を設け、 政府、 農業共済組合連合会及び特定組合が当該農業災

·償関係資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する額をもつてこれに充てなければならない。

- 2 農業共済組合連合会及び特定組合は、前項の農業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資する場合に限り、 信 用 基金に出資することがで
- 3 項の 農業災害補償関係資金に係る持分については、 農業共済組合連合会又は特定組合でなけ いれば、 その譲渡しを受けることができない。

第百 四十二条 第百四十二条の九第一項の指定をしようとするとき。1十二条の十三 農林水産大臣は、次に掲げる場合には 次に掲げる場合には、 財務大臣に協議しなければならない。

- 農業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法 (平成十四年法律第百二十八号)第十六条第一項の承認をしようとするとき

法又は農業災害補償法」とする。 あるのは「前条各号に掲げる業務及び農業災害補償関係業務」と、 十五条各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる業務及び農業災害補償関係業務」と、同法第十六条第一項中「前条各号に掲げ百四十二条の十四 農業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二条第二項及び第二十三条第 同法第二十条第一項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証務及び農業災害補償関係業務」と、同法第十六条第一項中「前条各号に掲げる業務」と

六章 補

組合等及び農業共済組合連合会に、 損害評価会を置く。

- 2 害評価 会は、 前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、共済規程等又は保険規程の定めるところにより当該農業共共済規程等又は保険規程の定めるところにより、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審 理 事又
- 3 共済事業を行う市町村の長が選任した委員をもつて組織する。 損害評価会は、 済団体の
- 4 前三項に規定するものの外、 損害評価会の組織及び運営に関し必要な事項は、 政令で定める。
- 第百四· 該 都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置かないことができる。 十三条の二 都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。 ただし、 当該 都道府 県の区域をその区域とする農業共済組合連合会が な 場合には
- を調査審議する。 都道府県農業共済保険審査会は、第百三十一条第一項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほ か、 都 道 府県知事の諮問に応じて次の事
- 農業災害の発生、 予防及び防止に関する事 項
- 共済掛金、 共済金額、 保険料及び保険 金額 (政府と特定組合との間に存する保険関係に係るものを除く。 0) 適正化に関する事 項

政令で定める。

その他この法律の運用に関する重要事項 項 に規定するもののほか、 都道府県農業共済保険審査会に関し必要な事項は、

3

前

第百四十四条 農林水産省に農漁業保険審査会を置く。

- 三十七条第一項及び漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百四十七条の十三第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 農漁業保険審査会は、第百四十一条第一項 (第百四十二条において準用する場合を含む。)、 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百
- 前二項に規定するもののほか、 農漁業保険審査会に関し必要な事項は、 政令で定める。

第百四 十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会(全国の区域をその地区とするものに限る。)の共済に付することができる。 よつてその組合員に対して負う責任及び第百三十二条の二第一項の規定により行う事業によつて同項に規定する者に対して負う責任を農業協同組合法第、百四十五条 農業共済組合連合会は、第百二十一条第二項の規定により行う事業(果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業を除く。)に

前項の規定は、 特定組合が行う第八十三条第一項第七号に掲げる共済事業及び第百二十条の二十八第一項の規定により特定組合が行う事業につい て準

第百四十五条の二 :の処分」とある場合を除いて、組合等については都道府県知事、農業共済組合連合会については農林水産大臣とする。 第二章及び第五章の二の規定中「行政庁」とあるのは、第五十三条及び第五十三条の二第一項の場合並びに 「法令に基づいてする行政

第百四十五条の三 この法律(第八十五条第四項)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、 とされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。(第八十五条の七において準用する場合を含む。)、第百三十一条第一項及び第百四十三条の二第二項を

第七章 罰則

第百四十六条 る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを二十万円以下の罰金に処する。百四十六条(第百四十二条の二の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同条、 第百四十二条の三若しくは第百四十二条の四の 規 定によ

2 農業共済団体に対しても同項の刑を科する。 農業共済団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその農業共済団体の業務に関して前項の違反行為をしたときは、 行為者を罰する外、 その

第百四十七条 次の場合には、 農業共済団体の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

- この法律の規定により行政庁の認可を受けなければならない場合にその認可を受けなかつたとき。
- 一 この法律による登記をすることを怠つたとき。
- 三 農業共済団体が法律の規定により行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
- 四 第三十三条の規定に違反したとき。

六 五 五. 条第 項、 第三十六条第一項又は第三十七条の規定に違 反したとき。

又は正当な 第三十九条第一項若しくは第四十条第一項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべ 理由がないのに第三十九条第二項若しくは第四十条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。 き事項を記載せず、 若しくは不実の 記載をし、

第四十一条第四項(第四十五条第四項において準用する場合を含む。)又は第四十二条の三第四項の規定に違反したとき。

十十九八七七 第四十九条又は第五十条第二項の規定に違反して農業共済組合の合併をしたとき。二 第四十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第五十五条又は第五十七条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、 又は不実の記載をしたとき。

第五十五条の二第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

第五十五条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。第五十五条の二第一項又は第五十五条の四第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

十十十五四三 第 五 十六条の規定に違反して農業共済団体の財産を分配したとき。

第九 一十九条の二第一項又は第百三十条の規定に違反したとき。一十一条(第百三十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第九

したとき。 第百条 (第百三十二条第一項において準用する場合を含む。) 又は第百一 条 (第百三十二条第 項において準用する場合を含む。 の 規定 に違 反

法令又は定款に違う

|反して剰余金を処分し、又は共済金額を削の規定による命令に従わなかつたとき。 減し たとき。

百 兀 十八 条 第 四条第二項の 規定に違反した者は、 これを十万円以 下 の過料に処する。

附 則

百 匝 十九 条 の法 律 は、 公布 0 日 カン 5 これを施 施行する。

第百五 定は、 これを適用し 第十二条第一 な 項 \mathcal{O} 規定により 食糧管理特別会計が、 昭和二十二年度にお いて負担する水稲 \mathcal{O} 共 済掛金に係る負担金に うい て は、 同 条第三 項 \mathcal{O}

第百 知 の規定の 五. 十条の 事が、 そ 適 の耕地の 用については、 だついては、米穀の需給事情にかん.次の耕地に該当する耕地(以下新規! 造 成の 経緯その他の事情 **事情にかんがみ、当分の間、その耕作を行なう者の水稲の耕作(以下新規開田地等という。)において行なう水稲の耕作は、** 照らしその者が当 ル 間、、 該 耕 地を水稲 の耕作 の目的に供することにつき農林水産省令で定めるやむをえな 作の業務に含まれな、第十五条第一項第 ないものとする。 一号及び第十六条第 ただし、 一項 都道府 へただし 事

が存するも のと認めて指定した新規開田 地等において行なう水稲の耕作については、この限りでな

- 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十九号)の施行の日以後にその造成が完了した
- 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律の施行の際現に耕地である土地であつて、 において水稲の耕作が行なわれたことのないも その施行の日の前農林水産省令で定める一 定
- ものがあり、 作に係る水稲のうちに新規開田地等 情にかんがみ、 に係る水稲のうちに新規開田地等(前項ただし書の規定により都道府県知事が指定したものを除く。以下この項において同じ。)において耕作される第百四条又は第百四条の二第三項の場合において、これらの規定により組合等との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕 又はその者の業務とする耕作に係る水稲のすべてが新規開田地等において耕作されるものであるときは、 当分の間、 その者と当該組合等との間に農作物共済の共済関係は、 存しないものとする。 当該水稲については、

事 第九十五条の規定による指示をした特定組合及び第百三十二条第一項において準用する第九十五条の規定による指示をした農業共済組合連合会に対し (の収支の安定を図るため、毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、農林水産大臣の定める特定の疾病による家畜の損害につ|十条の三|| 国庫は、当分の間、家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、この法律の規定による共済事業、保険事業及び再保険 れらの規定により負担する費用の一部に相当する金額の交付金を交付することができる。

- 数に関する計画を定め、これにつき農林水産大臣の承認を得なければならない。 項の交付金の交付を受けようとする特定組合及び農業共済組合連合会は、農林水産省令の定めるところにより、 当該指示に係る処 置 の内容及び
- 第一項の交付金に相当する金額は、 毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特 別会計に繰り入れ

農作物共済 Ŧī. 雪害その他気象上の原因 十条の三の二 の共済事故とすることができる。 %上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物農作物共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものについては、当分の間、共済規程 共済規程等で定めるところにより、 の減収又は品質の低下を伴う生産金 風 水害、 干 額 害、 の減 冷 少

第百 ところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を超えない範囲内において、 合員又は農作物共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額 十条の三 特定農作物共済限度額(基準生産金額に、百分の九十を超えない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産 <u>の</u> 三 前条に規定する生産金額の減少を共済事故とする農作物共済の共済金額は、 農作物共済の共済目的 申し出た金額とする の種類等ごと及び農業共 省令で定める 組 を下 合の

- 前項の基準生産金額は、 その者が過去 るものを含む。 次条において同じ。 定年間において収穫した当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の生産金額 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者ごとに、)を基礎として、 組合等が定める金額とする。 (当該農作物に係る収入金額 農林水産大臣の定める準 で農林水産 省 則 令で に従
- ③ 第一項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。

達しないときに、 に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。 条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の農作物の生産金額がその特定農作物共済限 び組合員等ごとに、 十条の三 兀 その特定農作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、 第百五十条の三の二に規定する農作物の減収又は品質の低下 合等は、 前 |条第一項に規定する農作物共済については、第百九条第一項の規定にかかわらず、農作物共 (農林水産省令で定めるものに限る。) がある場合に 共済金額の特定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金 済 の共済目 医度額に 第 九十

その農林水産大臣が定める金額)」とする。 収又は品質の低下を伴う生産金額の減少」と、第八十五条第四項中「成立する」とあるのは「成立する第百五十条の三の三第 十七: 十一条の七第一 |外の」と、第百六条第一項中「次の金額」とあるのは「次の金額及び第百五十条の三の三第一項に規定する金額」と、第百三十七条第一号及び第百四 十条 水の三 一号及び第百四十一条の七第一項第一号の規定の適用については、第八十四条第一項第一号中「鳥獣害」とあるのはの三の五 第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済についての第八十四条第一項第一号、第八十五条第匹項 項第一号中「差し引いて得た金額」とあるのは「差し引いて得た金額(その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつて 一項に規定する農作 「鳥獣害による農作物の減 第百六条第 項、 -物共済 第 旨三

とあるのは「第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済」と、「第百二十条の二第一項の規定による申込み」とあるのは「第百四条の二第一項若「第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済については、第百二十条の十の規定を準用する。この場合において、第百二十条の十中「果樹共済」 くは第二項の規定による申出」と、「果実の加工」とあるのは 数量又は品質 (特定収穫共済にあつては、果実の数量、品質又は価格)」とあるのは「収穫物の数量、品質又は価格」と読れ規定による申出」と、「果実の加工」とあるのは「農作物に係る収穫物の加工」と、「当該果実」とあるのは 品質又は価格」と読み替えるものとする。 「当該収穫物」と、 「果実

百 掲げる金額を共済金として組合員等に支払うことができる。 物共済について、 共済について、当分の間、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場の収支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組合等は、当該政令で定める共済目的の種類に係る第百九条第一項又は第一十条の四 農作物共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものに係る過去の共済事故の発生状況、当該政令で定める共済目的の 合には、 二項に規定する農 種類に係る農作物 当 ⊺該各号

の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、)がその耕地の基準収穫量の百分の二十を超えた場合 .林水産省令で定める率を乗じて得た金額 当該政令で定める共済目的の種類に係る第百九条第一項に規定する農作物共済については、 第百六条第一項第一号に掲げる金額に、 共済事故による共済目的の減収量 (同項に規定する減収量をいう。以下この項において同じ 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び当該農 その減収量のその基準収穫量に対する割合に応じて 作 物 共 済

 \mathcal{O} 当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量の合計が当該耕地ごとの当 当該政令で定める共済目的の種類に係る第百九条第二項に規定する農作物共済については、 共済 の共済目 に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額 的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の十五を超えた場合 第百六条第一 農作物共済の共済目 項第二号に掲げる金額に、 的 の種類等ごと及び組合員等ごとに その のそ

定により同 項第 一号又は第二号に掲げる金額をその共済金として支払うことを定めた組合等についての第百七条第三項、 第 百二十三条第 項

2

定 の適用については、 第百二十四条第一項第一号、第百三十六条第二項、 前項の規定の適用がなかつたものとみなしてこれらの規定を適用する。 第百四十一条の五第一号、 第百四十 条の六第一項及び第百四十一条の Ł 第 項 第 一号 の規

第百 得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。 金額を超えるときは、 下 五 類等ごと及び組合員等ごとに、 「農作物収穫皆無耕地」という。)がある場合であつて、これらの規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる 五. 組合等は、 第一号に掲げる金額に同条第二項又は第三項の規定により共済規程等で定められる割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて 第百九条第二項又は第三項に規定する農作物共済については、 当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地で共済事故により収穫のないもの 当分の間、これらの規定にかかわらず、 農作物共済の 共 済 の自動

める事由のある農作物収穫皆無耕地については、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める割合)に相当する数を乗じて得た金額 合計の百分の七十(第百十条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかつたこと又は発芽しなかつたことその他農林水産省令で定第百六条第一項第二号又は第三号の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の

二 第百九条第二項又は第三項の規定を適用して算定して得た金額

第百五十条の五 ることができる。 の 二 肉 豚 は、 当 分の間、 出生後第八月の月の 末日を経過した後においても、 共済規程等で定めるところにより、 家畜共済の共済目 的 とす

第百 つて、 その者の飼養する肉豚で出生後第二十日の日を経過したものを一体として組合等の家畜共済に付することを申し込み、 員又は家畜共済資格者 五 十条の五 成立するものとする。 の 三 5者(肉豚の飼養頭数を適正に確認することができる見込みがあるものとして農林水産省令で定める基準に適合する者に限る。前条の規定により共済目的とされる肉豚に係る家畜共済の共済関係は、第百十一条第一項の規定にかかわらず、農業共済組合 組合等がこれを承諾することによ 農業共済組合の組合 。 が、

と読み替えるものとする。 前項の規定による承諾には、 第百十一条の四の規定を準用する。 この場合において、 同 条中 「第百十一条」とあるのは、 「第百五 +· 条 の 五の三第 一項

第百五· されることとなつた肉豚につき既に包括共済関係が成立していたときは、 済関係は、 十条の 消 五. の四 滅するものとする。 前条第一項の規定により成立する家畜共済の共済関係 当該特定包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、 (以下特定包括共済関係という。) の成立の際、その成立により家畜共済に付 その成立してい た包括共

第百 係に係る家畜共済に付されるものとする。 五 での当該 十条の 、特定包括共済関係に係る共済責任が始まつていないときは、その共済責任の始まつた時)に、当該肉豚は、当該組<五の五 組合等との間に特定包括共済関係の存する者の飼養している肉豚が出生後第二十日の日を経過したときは、 その者が当該特定包括共済関係の成立の後に農林水産省令で定める特別の事由により出生後 合等の当 その時 第二十日 該特定包括共済関 時 に当 の日を経 該組

過した肉豚を飼養するに至つたときも、また同様とする。

- 第九十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により特定包括共済関係に関し権利義務の承継があつた場合にお 義務を承継した者がその承継前から引き続き出生後第二十日の日を経過した肉豚を飼養していたときは、 当該肉豚についても、 また前項前段と同 て、 当該権 |様と
- 3 なくなるものとする。 `に当該特定包括共済関係に係る肉豚につき養畜の業務を営む者でなくなつたときを除く。) は、 組合等との間に特定包括共済関係の存する者が当該組合等の当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付した肉豚を飼 当該肉豚が種豚となつたときも、 また同様とする。 その時に、 当該肉豚は、 養しなくなつたとき(その 当該家畜共済に付した肉 者 |豚で 「 が 同

五 十条の 五. の六 第百十一条の八の規定は、 組合等との 間に特定包括共済関係の存する者について準用する

第百五十条の 生じたときは、 基準期間中における当該異動を組合等に通知しなければならない。 五. の七 その時の属する基準期間)時の属する基準期間(農林水産省令で定める基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。以下同じ。)の終了後、組合等との間に特定包括共済関係の存する者は、当該特定包括共済関係に係る肉豚に農林水産省令で定める異動(死亡 (死亡を除く。 遅滞なく、 を 当

つたときは、 組合等との間に特定包括共済関係の存する者は、 遅滞なく、 その旨を組合等に通知しなければならない。 第百五十条の五の五 第一 項 後段の規定により当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付され た 肉 豚 が

第百 済資格者が申し出た金額とする。 金額を下らず、 五 十条の五の八 その時における共済価額の百分の八十を超えない 特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、共済掛金期間開始の時における共済価額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得 範囲内において、 共済規程等で定めるところにより、 農業共済組合の 組合員又は家畜

済金に相当する金額だけ減額するものとする。 特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、 共済金が支払わ れたときは、 その 時 の属する基準期間 の 次の基準 一期間 0 開 始 の時 に、 その 支払 わ れた

3 替えるものとする。 は 特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額には、 「第百五十条の五 の八第一項」と、 同条第四項中「第百十一条の六第一項又は第二項」とあるのは 第百十四条第二項及び第四項の規定を準用する。 この場合において、 「第百五十条の五の五第一項又は 同 条第二項中 第二項」 「前項」 と読み とある

4 共済金額は、 前項において準用する第百十四条第四項の規定又は第百二十条において準用する保険法第十条の規定による変更後の特定包括共済関係に係る家畜 項の最低 割合を乗じて得た金額を下らず、 第一項及び第百十四条第六項の規定にかかわらず、 その時における共済価額の百分の八十を超えない範囲内において定めなければならない。 共済目的の異動の時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時における共済 |共済

豚 百 の 価 額を合計した金額とする。 五. \mathcal{O} 九 特定包括共済関係に係る家畜共済の共済価額は、 組 合員等ごとに、 当 該組合員等が現に飼養している当該特定包括共済関係に 係

る肉肉

② 前項の肉豚の価額には、第百十四条の二第三項の規定を準用する。

間ごとに、 の時における共済価額に対する割合(その割合が百分の八十を超えるときは、百分の八十)を乗じて得た額(その額が、 水産省令で定めるところにより、 五. 共済金額に応じ及び第百十五条第二項の地域別その他農林水産省令で定める区分により農林水産大臣の定める額を超える場合にあつては、 特定包括共済関係に係る家畜共済に係る共済金は、第百十六条第一項の規定にかかわらず、 共済規程等で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の当該共済事故が発生した時の属する基準 当該共済事故に係る肉 組合員等ごと及び共済掛金 に 期 ょ 間

のは「肉豚」と、「第一項の規定」とあるのは「第一項又は第百五十条の五の十第一項の規定」と、「同項」とあるのは第百十六条第三項の規定は、特定包括共済関係に係る家畜共済に係る共済金について準用する。この場合において、同項・ 同項第一号中「第一項第一号」とあるのは「第一項第一号又は第百五十条の五の十第一項」と読み替えるものとする。 中 「第一項又は 「包括共済 第百五十 対象家畜 ことあ の 五

③ 第一項の肉豚の価額には、第百十四条の二第三項の規定を準用する。

その

農林水産大臣の定める額)とする。

第百 第五項の規定により家畜共済の共済金額が」とあるのは「第百五十条の五の八第一項の規定による特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額 の共済掛金期間の終了 五. 同条第二項中 十条の五 の 十 「第百十一条の八第一項」とあるのは「第百五十条の五の六において準用する第百十一条の八第一項」と、一 第百十八条第二項から第四項までの規定は、特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金の支払について の時における共済金額から」と読み替えるものとする。 について 同条第三項中「第百十四条で準用する。この場合におい 直

第百 係」と、同条第二項中「一年(肉豚に係るものにあつては、 は「共済掛金期間」 一項中「第百十一 合を含む。)」とあるのは 十五 同条第三項中「共済掛金期間 十条の 条の八第一項」とあるのは 十九条第一項第六号中 条第一項及び第三項の規定の適用については、第八十四条第一項第三号中「から出生後第八月の月の末日までの」とあるのは「を経 五. の 十 二 条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係」とあるのは「第百五十条の五の五第一項又は第二項の規定により特定包括共済関 と、 特定包括共済関係に係る家畜共済についての第八十四条第一項第三号、 第百十五条第一項中「及び同条第二項」とあるのは「、 「第百五条第五項、第百十三条の二若しくは第百二十条の五(第百二十条の十八及び第百二十条の二十五において準用する場 「第百五十条の五の七」と、 「第百五十条の五の六において準用する第百十一条の八第一 (肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。 同項第七号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百五十条の五の三第一項」と、 第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間) 同条第二項及び第百五十条の五の二」と、 項」とする。 第九十九条第一項第六号及び第七号、 第百十四条第一項において同じ。 同 項及び同条第三項)」とあるのは「一年」 第百十二条並) 」とあるの 第百十二条第 過した」と、 中

で定 う樹園地ごとに、 めたときは、 五. の十三 第百二十条の六第一項各号に掲げる金額のほか、収穫共済の共済目的一 収穫共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものについては、当 農業共済組 合の 組合員又は果樹共済資格者が、 共済規程等で定めるところにより、 一分の間、 の種類等ごと及び収穫共済の共済目的 農林水産省令で定めるところにより組 標準収穫金額 (果実の単位当 の種類等たる果樹の栽培 たり価額に、 合等が共済規程 当該

産 低割合を乗じて得た金額を下らず、 山 省令で定めるものにあつては、百分の六十を下らず百分の七十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合) 地 の当 た金額を収穫共済の共済金額とすることができる。 該 収 穫共 済の共済目 的 の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金 標準収穫金額の百分の六十(第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林 額を いう。 以下この項において同じ。 を超えない)に共 済規 範囲内に 程等で おいて、 定 める

- 2 項の果実の単位当たり価額は、 農林水産大臣が定める金額とする。 収穫共済の共済目的 の種 類等ごと及び農林水産 大臣 0) 定める地域ごとに、 過去一 定 年間に お ける果 実 0 平 均 価 を基
- 3 項 の 標準収穫量は、 農林水産大臣の定める準 - 則に従 1 組 合等が 定めるものとする。
- ④ 第一項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。
- (5) は 穫共済の共済目的の種類等の細区分」とする。 「当該細区分」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは 収穫金額(」とあるのは「標準収穫金額(当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、」と、「当該収二十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項及び第二項 「数を乗じて得た金額の合計 額」と、 第二項中 「当該収穫共済の 「収穫共済の共済目的の種 の規定の 適用につ 共済目的 類等」とあ の種類等」とある いては、 第一 る 項 中

5 百 穫量に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。 つては、 五.)がその基準収穫量の百分の四十 収穫共済 条の の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。 百分の三十を下らず百分の四十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合) 五 の 十 の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、共済事故による共済目的 几 組 合等は、 前 条第一項 (第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるも の規定による申 出 に係る金額を共済金額とする収穫共済につい を超えた場合に、共済金額に、 ては、 第百二十条の八第 その減収 以下この 項 の規定 の減収量 量の 頃に その おいて (そ カュ 基準 のに カゝ \mathcal{O} わ

3 合計額からその樹園 「収量」とあるのは「共済目的の減収金額」と、「基準収穫量から」とあるのは 第百二十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項の規定の適用については、 .分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。 項の基準収穫量は、 金 0) 」とあるのは 合計 基準収穫量 額 とする。 の」とあるのは 地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額 「当該樹園 組合等が前条第三項の規定により定められた標準収穫量に農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。 .地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。) の 「基準収穫金 額の合計額 の」と、 「減 収量の」とある 「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準収穫金額 (当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、」と、 のは 「減収金額 **の** と 合計額」と、 「基準収 以下この項にお 「穫量に」とあるの 「数量」とあるのは「金 同項中 「その いて同じ。) 共 八済目的 は 対樹園地 (当該

が 共済規 0 六 が程等で: 畑 作物 定めたときは、 共 済 の共済目的 第百二十 0 種類 -条の十 (農作物に限る。 ·四 第 項第一 号及び第二号に掲げる金額のほか、次のうち政令で定めるものについては、 次の 当分の間、 金額を畑作 農林水産省令で定め 物共済の共済金額とすることができ るところにより

該 以 畑作物 畑作物 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、 共済 済 0 共 共 済 目的の種類等に係る基準収穫量の百分の六十(政令で定める農作物にあつては、百分の七十)に相当する数を乗じて得た金 目 的 種類等ごと及び畑作物共済の共済目的 の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額 当 基準生 地 0 当

特定畑作物共済限度額

(基準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。

下同

金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、

)を超えない範囲内において、

申し出た金額

- ·係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき、 項第 号の単位当たり共済金額は、 畑作物共済 の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、 農林水産省令で定めるところに 当該畑作物共済の 共済目 より組合等 的 0 が共済 種
- 3

程等で定める金額とする。

- 4 ·則に従い、その者が過去一定年間において収穫した当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の生産金額(当該農作物に係る収入金額で農・第一項第二号の基準生産金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、農林水産大臣の定・第一項第一号の基準収穫量は、農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。 省令で定めるものを含む。次条第二項において同じ。)を基礎として、 組合等が定める金額とする。 林水 める
- (5) 第一項第二号の最低割合の基準は、 農林水産大臣が定める。

第百 共済 める事由 条第三項の規定により定められる基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数 五.)が当該基準収穫量の百分の四十(前条第一項第一号の政令で定める農作物にあつては、百分の三十)を超えた場合に、 十条の その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。 のとし、 の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減 のある耕地については、その差し引いて得た数量を、 第百二十条の十七第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で 組合等は、 前条第一項 第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、 実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうも 第百二十条の十六第一項の規定にか 同 一号の単 位当たり共 かわら 一(その のとす 済 金額 をい 地 \mathcal{O}

作物の減収又は糖度の低下とし、農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合において、 組 共済の 合等は、 うものとする。 生産金額を差し引いて得た金額に、 .畑作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済限度額に達しないときに、 共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、 前条第一 項第二号の規定による申出に係る金額を共済金額とする畑作物共済については、第百二十条の十六第一項の規定にかかわら 共済金額の特定畑作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金とし 第八十四条第一項第六号に規定する農作物の減収(てん菜その他政令で定める農作物にあ 第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等 その特定畑作物共済限度額から て当該組合員等に つては ず、 畑

旨 五. 条の 八 前 条第二項に規定する畑作物共済につい ての第八十四条第 一項第六号、 第百二十条の十八において読み替えて準用する第百二十条の十、

と、第百三十七条第五号及び第百四十一条の七第一項第四号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額(その金額が農林水産大臣が定める金額を超み替えて準用する第百二十条の十中「収穫物若しくは蚕繭」とあるのは「収穫物」と、「収穫物又は蚕繭の数量」とあるのは「収穫物の数量又は価格」る農作物の減収を伴う生産金額の減少」と、「及び糖度の低下」とあるのは「又は糖度の低下を伴う生産金額の減少」と、第百二十条の十八において読第百三十七条第五号及び第百四十一条の七第一項第四号の規定の適用については、第八十四条第一項第六号中「による農作物の減収」とあるのは「によ える場合にあつては、 その農林水産大臣が定める金額)」とする。

第百 若しくは第二項の規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、 合員等がさとうきびの栽培を行う耕地で共済事故により収穫のないもの(以下「さとうきび収穫皆無耕地」という。百五十条の九 組合等は、さとうきびに係る第百二十条の十六第一項又は第二項に規定する畑作物共済については、 かわらず、)がある場合であつて、同冬当分の間、組合員等ごとに、 同条第一 項又は第二 同条第一項とに、当該組 一項の規定に

)に相当する数を乗じて得た金額 5り発芽しなかつたことその他農林水産省令で定める事由のあるさとうきび収穫皆無耕地については、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める.単位当たり共済金額に、当該さとうきび収穫皆無耕地ごとの基準収穫量の合計の百分の七十(第百二十条の十七第一号の発芽期において共済事:2わらず、第一号に掲げる金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。 る割合

第百二十条の十六第一項又は第二項の規定を適用して算定して得た金

第百 第百十一条の二第一項の規定の適用については、当分の間、当該組合等との間に農作物共済の共済関係の存する者とみなす。 等が現に行つている畑作物共済においてその共済目的の種類としているさとうきびにつき栽培の業務を営むものは、第百二十条の十八において準 百五十条の十 組合等との間に家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済の共済関係の存する者(農作物共済の共済関係の存する者を除く。)で、当 甪 する

第百五 農業保険法 左の法律は、 これを廃止する。

昭和 十八年法 律第二十二号 (農業保険の保険料国 [庫負担金等の交付及分担等に関する法

畜保険法

第百五十二条 この 法律施行後でも、 この法律施行の際現に存する農業保険組 なおその効力を有する。 合、 農業保険組合連合会及び家畜保険組合については、 前条に掲げる法律は、 同 条の規定 か か

第百五 にかかわらず、この法律施行後でも、 らず、この法律施行後でも、なおその効力を有する。但し、第三項に規定するものに関しては、この限りでない。(この法律施行の際現に農業保険法に基いて存する共済責任関係、保険責任関係及び再保険責任関係については、 第三項に規定するものに関しては、この限りでない。 同 法は、 第百五十一 の規

2 この法律施行 0 際現に農業保険法に基いて水稲に係る共済責任を負担 ける市 町村農業会につい ては、 当 該共済責任開始の時 に、 当 該 市 町村農業会とそ

は、当該市町村農業会はこれを農業共済組合と、当該市町村農業会の所属する農業保険組合連合会はこれを農業共済保険組合とみなし、この法律を適 会員との間にこの法律に規定する農業共済組合とその組合員との間における水稲に係る共済関係と同様の共済関係が成立したものとみなす。 この場合

- 3 滅する。 この法律施行の際現に農業保険法に基いて存する水稲に係る共済責任関係、 保険責任関係及び再保険責任関係は、 その責任 |開始の時 にさ かの ぼ つて消
- 4 前三項の規定施行に関し必要な事項は、 命令でこれを定める。

第百五十四条 なおその効力を有する。十四条 第百五十二条に掲げる家畜保険組合の行う家畜保険事業に関しては、家畜保険法は、 第百五十一条の規定にかかわらず、 この法律施行後で

第百五十五条 その成立の時に当該農業共済組合が、これを承継する。農業共済組合が成立したときは、その区域の全部又は一部をその区域とする市町村農業会の共済事業に関する権利義務は、 命令の 定めると

第百五十六条 成立の時に解散するものとし、当該農業保険組合連合会、農業保険組合及び家畜保険組合の再保険事業及び保険事業に関する権利義務は、命令の定める、百五十六条(農業共済保険組合が成立したときは、その区域の全部又は一部を区域とする農業保険組合、農業保険組合連合会及び家畜保険組合は、その ところにより、 その成立の時に、 当該農業共済保険組合が、これを承継する。

第百五十七条 にした行為の処罰については、 でも、 なお この法律施行前 従前の例による。 (第百五十二条に掲げる組合及び連合会については、同条の規定により効力を有する農業保険法及び家畜保険法の失効前) この法律施行後 (同条の組合及び連合会については、 同条の規定により効力を有する農業保険法及び家畜保険法の 失効後

第百 五十八条 農業家畜再保険特別会計法の一部を次のように改正する。

8一条中「農業再保険事業及家畜再保険事業」を「農業共済再保険事業」に改め、「通ジテーノ」を削る。「農業家畜再保険特別会計法」を「農業共済再保険特別会計法」に、「勅令」を「政令」に改める。

第十三条 第三条中 ノ規定ニ依ル交付金、」を加える。 「農業再保険事業」を「農作物共済及蚕繭共済ニ関スル再保険事業」に改め、 「一般会計及」を削り、 「再保険金、 0 下に 「農業災害補

第四条中 「家畜再保険事業」を「家畜共済ニ関スル再保険事業」に改める。

第五条中 「農業再保険事業」を「農作物共済及蚕繭共済に関スル再保険事業」に、 「家畜再保険事業」 を「家畜共済 ニ関スル再保険事業」 に改める。

二項中 「純再保険料」を 「再保険料」に改める。

内閣 ハ毎年度此ノ会計 ノ予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベ

施行後でも、 農業災害補償法第百五十三条第一項に規定する再保険責任関係及び なほ従前の例による。 同 法第百五十四条の規定に基く家畜保険事業に係る再保険事業については、

第百五 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五条中 「農業保険組合連合会、農業保険組合、 家畜保険組合」を「農業共済保険組合、 農業共済組合」 に改める。

農業災害補償法第百五十二条に掲げる農業保険組合連合会、 農業保険組合及び家畜保険組合については、 この法律施行後でも、 なお従前の例による。

十条

第六条中 「農業再保険特別会計」を「農業共済再保険特別会計」食糧管理特別会計法の一部を次のように改正する。 に改める。

 \bigcirc 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)

この項本文の規定により交付した手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。 水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき手当金の全部若しくは 得た額)を手当金として交付する。ただし、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者その他の農林 家畜の所有者)に対し、それぞれ当該各号に定める額(当該動物の死体が利用価値を有する場合には、その評価額を当該各号に定める額から差し引いて 十八条 国は、 次に掲げる動物又は物品の所有者(第十七条の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜については、その命令のあつた時における当該 一部を交付せず、 又は

(略)

物の評価額又は死産若しくは流産をする前における当該胎児の評価額の全額 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、 薬浴又は投薬を行つたため死亡した動物又は死産し、若しくは流産した動物の胎児にあつては、当該検査、注射、 第六条第一項、第三十一条第一項又は第四十六条第二項若しくは第三項の規定による検査、 薬浴又は投薬の時における当該動 注

ŋ ては、 第一項第一号に規定する家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者その他の農林水産省令で定める者に対し 国は、 交付した特別手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。 農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、 次に掲げる家畜又は物品の所有者に対し、 前項の手当金のほか、 それぞれ当該各号に定める額を特別手当金として交付する。 又はこの項本文の規 **沈定によ**

第十六条の規定により殺された患畜にあつては、患畜となる前における当該家畜の評価額の三分の二

十六条の規定により殺された疑似患畜にあつては、 疑似患畜となる前における当該家畜の評 価額の五

分の

三 第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病の病原体により汚染し、 物品にあつては、焼却又は埋却前における当該物品の評価額の五分の一 又は汚染したおそれがあるため第二十三条の規定により焼却 Ļ 又 は 埋 却 した

3 \ 5

定家畜に係る補償金等)

第六十条の二 けた者に対し、 国は、 その生産に要する費用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補償しなければならない。 その所有する指定家畜を第十七条の二第五項の規定による命令に従つて殺し、 又は同条第六項の規定により殺されたために損失を受

2 • 3

産業協同 組 合 法 (昭和二十二年法律第百三十二号) (抄)

組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

7九項を除き、以下この節において同じ。) のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導組合員(農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。 次項及び第四項並びに第十 条の五十第三項 及び

組合員の貯金又は定期積金の受入れ組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設 (医療又は老人の 福 祉 に関するものを除く。

設

七六五四三 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施

農業の

目

的

に供するための

土地の

売渡し、

貸付け若しくは交換又は農業水利

施 設の

設

置

0

設

くは管理

組合員の生産する物資の 運 搬、 加工、 保管又は 販売

農村工業に関する施設

共済に関する施設

医療に関する施設

 $\begin{array}{c} + + + + + \uparrow \downarrow \downarrow \\ = - - \end{array}$

組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の農村の生活及び文化の改善に関する施設老人の福祉に関する施設

前各号の事業に附帯する事業

- 2 業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者)の委託を受けて行う農業の経営の事業を併せ行うことができる。 合員又は会員に出資をさせる組合 。 以 下 「出資組合」という。)は、 前項に規定する事業のほ か、 組 合員 (農業協 同 組合連合会にあ つては、 そ の農
- 3 ŋ 渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、 組合員の委託により、 次の各号に掲げる不動産を貸付け の方法により 運 用 すること又は 売
- 又は採草放牧地をいう。 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地 第十一条の五十第一項第一号及び第三号において同じ。) (農 地法 (昭 和二十七 年法律第二百二十九号) 第二条第 項 に に規定 でする農
- に係るも 前号に規定する土地に併せて当該信託をすることを相当とする農林水産省令で定めるその他の不動産で信 \mathcal{O} 託の引受けを行う際その 委託をする 0 所
- 4 合員又は会員に出資をさせない組合 (以 下 「非出資組合」という。) は、 第一 項の規定にか カコ わらず、 同項第三号又は第十号の 事 業を行うことが で
- (5) 出資組合は、

きない。

- 下同じ。 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等(農地その他の土地で農業以外の見資組合は、第一項に規定する事業のほか、次の事業の全部又は一部を併せ行うことができる。)の売渡し若しくは貸付け(住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。)又は区画形質の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等(農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるも 画形質の変 をいう。 更 の事 以
- 設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。)の事業 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ 及びその借入れに係る土地の貸 付け **当** ī該土地 の 区 画形質を変更し、 又は 住 宅 そ 他 \mathcal{O} 設 を
- 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付 の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。)の事業 け (当 7該土地 の区画形質を変更 ĺ 又は住 宝宅その
- 第一 項第三号の事 業を行う組合は、 組 合員のために、 次の事業の全部 又は 部 を行うことができる。
- 手形の割引
- 為替取引
- 債務の保証又は手形の引受け
- 三の二 有価証券 0 売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。 (第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。 又は有価証 券関連デリバ ティブ取引(書面取次ぎ行為に限る。 第六号の二及び第七号に お
- 兀 有価証券の貸付け
- 五. に係る国債等の募集の取扱 国債、 地方債若しくは政府 保 証 債 (以下この号におい · て 国債等」 という。 の 引受け (売出 L \mathcal{O} Í 的 をもつてするものを除く。 又は当該 引
- 金銭債権 (譲渡性貯金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。 0) 取得又は 譲渡
- 六の二 指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するもの 定目的会社が発行する特定社債 (特定短期社債を除き、 資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をも に限る。)その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの (以下この号に 銭

いて「 定社債等」という。 の 引受け (売 出 し \mathcal{O} Í 的 をもつてするものを除く。 又は当該引受けに係る特定社債 等の 募 集 0 取

短期社債等の取得又は

有価証券の私募の取

業を営む者(同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。次号及び第十一条の十二において「外国銀行」という。農林中央金庫その他主務大臣の定める者(外国の法令に準拠して外国において銀行法(昭和五十六年法律第五十 (昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀 を除く。)の業務 (同号に に掲げる

代理又は媒介であつて、 主務省令で定めるものに限る。

十 の 二 振替業

両替

十二 店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。)であつて主務省令で定めるもののうち、 業に該当するもの以外のも 第六号に掲 る事

十二の二 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)の媒介、 して主務省令で定めるもの(第六号及び第十二号に掲げる事業に該当するものを除く。) 次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち第一項第三号の事業を行う組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認めら 定 一金利、 一その他これに類似するものをいう。 の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの 通貨の価格、商品の価格、算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定、リバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるもの 次項第七号において同じ。)の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将 れる取 来の 引と

十 五 十四四 二に掲げる事業に該当するもの以外のもの 権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十二号の二に掲げる事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。 有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金 差金の授受によつて決済されるものに限る。 次号において同じ。) であつて、 第三号 の債

有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、 取次ぎ又は 代

前各号の事業に附帯する事業

第一 金融商品取引法 項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度におい (昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業 て、 次の事業を行うことができる。

金融商品 関 品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、 の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事 同項各号に定める行為を行う事業 前 項の規定により行う事

成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事

七六五 方債 又 は 社 債その他 の債券の募集又は管理の受託

担保付 債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担 保 付社債に関する信 託

算定割当)であつて、 量 を取得 主務省令で定めるもの 若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、 取次ぎ若しくは 代 理を行う事 業 (前 項 の規 定 行う

- #六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十二項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。)その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行(農林水産省令で定めるものに限7一項第十号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第 (農林水産省令で定めるものに限る。 第二条第 二項に規定する保険会社を の事業を行うことができる。 いう。 下 同
- 9 第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十二項の

削社。 式等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社

信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第百三十九条の十二 一第 項に規定する短期投資法人債

保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債

八七六五四三 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項に規定する特定短

社

農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

:予約権付社債券の性質を有するものを除く。) に表示されるべき権 その権利の帰属が社債、 5有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外 国 法 人 0 発 行 する 債 新

各権利の金額が一億円を下回らないこと。

口 元本の償還について、 権利の総額の払込みのあつた日から一年 未満の日とする確 定 期 限の 定 めがあり、 カゝ つ、 分割払の 定 つめが な いこと。

利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

れ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引、同法第三十三条第二項に規定する書面ブ取引」、同項第十二号、第十五号及び第十六号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」又は同項第十二号の二の「デリバ 十二項に規定する店頭デリバティブ取引、同法第二十八条第八項第四号に掲げる行為又は同法第二条第二十項に規定するデリバティブ取 第六項第三号の二及び第十二号の二の「有価証券関連デリバティブ取引」、同項第三号の二の「書面取次ぎ行為」、 「デリバティブ取 同項第 頭取次ぎ行: 十二号の「店頭デリ 引」とは、それぞ 同法第二条第 引をいう。 ´ ティ

第六項第五号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

13 第六項第六号の二の 等について、 六項第六号の事業には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、 金融商品 特定目的会社」、「資産流動化計画 取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う事業を含むものとする。 特定短期社債」とは、それぞれ 資産の流動 同項第六号の三 化に関する法 一の事 第二 は 一条第 期

項 項 第七項 又は第八項に規定する特定目的会社、 資産流動化計画、特定計画」、「特定社債」又は 特定社債又は特定短期社債をいう。 扱 1 を

(14) 第七 号の 価 証 券の 私募の 取扱い」とは、 有価証 券の私募 (金融 商 品 取 引法第 二条第三項に規定する有価証 券の私募を いう。 0 取

- (15) 第六項第十 振替業」とは、社 債、 式等の振替に関する法律第二条 第四項に 規定する口座管理 機関として行う振 替 を
- (16) 用については、 第七項第四 政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、 号から第六号までの事業に関しては、信託業法(平成十六年法律第百五十四 信託業法第十四条第二項ただし書の規定は、 号)、担保付社債信託法その他の政令で定 適用 る 令
- るものに限る。)を利用させることができる。ただし、 を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における同項各号の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員 一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における同項各号の規定による施設にあつては、 第一 同じ。)は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一(政令で定める事業については、政令で定める割合) 外の者の事業の利用分量の額 組合は、 項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合であつて、 定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設(第六項第三号及び第四号並びに第七項第五号及び第六号の規定による施設並 (第一項第二号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。 第六項第二号から第十七号まで、 組合員に対する資金の貸付けその他資金の運用状況、その地区内における農業事情その他 第七項及び第八項の規定による施設並びに第一項第三号 を超えてはならない 以下この 主務省令で定 条に の事業 びに第 おい
- 第一号の規定による施設を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、前項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度に 経済事情等からみて、 令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該施設を利用させることができる。 ける当該施設に係る組合員以外の者の事業の利用分量の額が、当該事業年度における当該組合の貯金及び定期積金の合計額に百分の二十以内にお 資金の安定的かつ効率的な運用を確保するため、前項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に第一項第二号及び第六項
- 行政庁は、農業協同組合について前項の指定を行おうとするときは、主務大臣の意見を聴かなければならない。
- 0) 貸付けをすることができる。 組合は、 第十七項の規定にかかわらず、 組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、 定款の定めるところにより、 次の各号に 掲 げ る資金
- 法人に対する資金の貸付け 地方公共団体又は地方公共団 体が主たる構成員若しくは出資者となつているか若しくはその基本財産の 額の過半を拠出している営利を目的 とし な
- 農村地 域における産業基盤又は生活環境の整備 帰のため に必要な資金で政令で定めるも のの り貸付け (前号に掲げるものを除く。
- 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け
- 令で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。 組 合は、 一売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の 第十七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、 定款の定めるところにより、 組 合員その 組 合員 他 の生産する 0 農林 水産
- 第一項第二号、 て貸し に係る土 第一項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金 付ける場合におけるこれらの者、同項第三号の事業にあつては組合員と同 業にあつては組合員と同一の世帯に属する者、 の引受けを行い、又は当該借入れをする際に組合員又は組合員と同 第十号若しくは第十二号、 入れ の際に組合員又は組合員と同 第二項、 第二項、 一の世帯に属する者の所有に係るもの 第三項又は第五項の事業の利用に関する第十七項ただし書及び第十八項の 第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同 一の世帯に属する者であつた者 一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人、 の所有権を取得した者を含む。 (同項第 <u>ー</u>の 世帯に属する者及び当 二号の事業にあつて は、 これを組 同項第十号又は 定の 該 適 委託を を担 合員と 用 当該 に 保

- に掲げるもの並びにこれらの事業又は同項第三号の事業に附帯する事業並びに第六項及び第七項の事業のほか他の事業を行うことができな 第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、 同 項、 第二項 及び第五 |項の規定にかかわらず、 第 項 第二号の事業及び 同項第四 号の事業 うち次
- 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、 当該物件を使用させる事業
- イ お 契約の対象とする物件 いて契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。 (以下この号において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。 0) 中 途に
- 口 定 に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、 める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。 使用期間において、 50. 以した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省・リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価 l 令 で 額
- 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めが ないこと。
- 前号に 掲げる事業の代理又は媒介
- 24 他 第一 !の事業を行うことができない。 項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、 同 項、 第二 項 及び第五項の規定にかかわらず、 同号の事業に附帯する事業及び第 八項の 事業 0) ほ カ

0 保険 法 (平成二十年法律第五十六号)

告知義務

第四 項」という。)について、 お (以下この 7 I知事 章

害保険契約の締結時 の書面交付

- 第六条 保険者は、 損害保険契約を締結したときは、 遅滞なく、 保険 契約者に対し、 次に掲げる事項を記載し た書面を交付し しなけ れ ば なら
- 保険者の氏名又は名
- 保険契約者の氏名又は名称
- 被保険者 の氏名又は名称その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 保険 事故
- 六五四三二 その 期間
- 保険 金額 (保険給付の限度額として損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において内に発生した保険事故による損害をてん補するものとして損害保険契約で定める期 (保険給付 以下この章において同じ。 又は保険金額の定めがな ときはその旨

間

七 これを特定するために必要な事項 保険の目的物 (保険事故によって損害が生ずることのある物として損害保険契約で定めるものをいう。 以下この章において同じ。 があるときは、

十十九八一 第九条ただし書に規定する約定保険価額があるときは、 その約定 保険 価 額

保険料及びその支払の方法

第二十九条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、 その旨

損害保険契約を締結した年月日

書面を作成した年月日

項の書面には、 保険者(法人その他の団体にあっては、 その代表者)が署名し、 又は記名押印しなければならない。

、保険価額について約定した一定の価額(以下この章において「約定保険価額」という。)があるときは、この限りでない。 者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、その超過部分について、当該損害保険契約を取り消すことができる。ただし第九条 損害保険契約の締結の時において保険金額が保険の目的物の価額(以下この章において「保険価額」という。)を超えていたことにつき保険契約

保険価額の減少)

:減少後の保険価額に至るまでの減額を、保険料についてはその減額後の保険金額に対応する保険料に至るまでの減額をそれぞれ請求することができる。条 損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額又は約定保険価額について

(危険の減少)

第十一条 対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。 損害保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、 保険契約者は、 保険者に対し、 将来に向かって、 保険料について、 減少後の当該 危 険に

、保険者の免責

第十七条 損害についても、 保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わない。 同様とする。 戦争その他の変乱によって生じた

2 関する前項の規定の適用については、 責任保険契約(損害保険契約のうち、被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するものをいう。 同項中 「故意又は重大な過失」とあるのは、 「故意」とする。 以下同じ。 に

損害額の算定

第十八条 略

2 補損害額は、 定保険 価額があるときは、てん補損害額 当該保険価額によって算定する。 は 当該約定保険 価額によって算定する。 ただし、 当該約定保険価 額が保険価額を著しく超えるときは、 て

(重複保険)

- の全額 損害保険契約によりてん補すべき損害について他の損害保険契約がこれをてん補することとなっている場合においても、 (前条に規定する場合にあっては、同条の規定により行うべき保険給付の額の全額)について、 保険給付を行う義務を負う。 保険
- 2 を行い、これにより共同の免責を得たときは、 二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額 ;る各保険者が行うべき保険給付の額のその合計額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)を超えて保険給付そのうち最も高い額。以下この項において同じ。)を超える場合において、保険者の一人が自己の負担部分(他の損害保険契約がないとする場合にお二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額(各損害保険契約に基づいて算定したてん補損害額が異なるときは 当該保険者は、 自己の負担部分を超える部分に限り、 他の保険者に対し、各自の負担部 分につい

(保険給付の履行期)

- 保険給付を行う期限とする。 確認をすることが損害保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、 保険給付を行う期限を定めた場合であっても、 当該期限が、 保険事故、てん補損害額、 保険者が免責される事由その他の保険給付を行うため 当該期間を経過する日をもって
- (な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、 保険給付の 請 求があった後、 当 該請求に係る保険事故及びてん補損害 額 \mathcal{O} 確 認 をするために必
- 3 かった場合に 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者又は被保険者が正当な理由 は、 保険者 は、これにより保険給付を遅延した期間 について、 遅滞 \mathcal{O} 責任を負わ ない。 なく当 □該調 査 を妨げ、 又はこれ に応じ

責任保険契約についての先取特権)

- 責任保険契約の被保険者に対して当該責任保険契約 0 保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、 保険給付を請求する権利に 0 て先
- 2 保険者に対して保険給付を請求する権利を行使することができる。 被保険者は、 前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をし た金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があっ た 金 額 \mathcal{O} 限 度に て
- 3 りでない。 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、 譲り渡し、 質権 の目的とし、 又は差し押さえることができない。 ただし、 次に掲げる場合は、
- 第一項の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、 規 定により被保険者が保険給付を請求する権利を行使することができる場合 又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合

(請求権代位

- 第二十五条 の条において「被保険者債権」という。)について当然に被保険者に代位する。 が取得する債権(債務の不履行その他の理由により債権について生ずることのある損害をてん補する損害保険契約においては、 保険者は、 保険給付を行ったときは、 次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、 保険事故による損害が生じたことにより被保険者 当該債権を含む。 以下こ
- 一 当該保険者が行った保険給付の額
- 被保険者債権の額 (前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、 被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額
- 分を除いた部分について、 前項の場合において、 同項第一号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、 当該代位に係る保険者の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。 被保険者は、被保険者債権のうち保険者が同項の規定により代位 した

(保険契約者による解除)

第二十七条 保険契約者は、いつでも損害保険契約を解除することができる。

(告知義務違反による解除)

- 第二十八条 保険者は、 保険契約者又は被保険者が、 告知事項につい て、 故意又は重大な過失により事実の告知をせず、 又は不実の告知をしたときは、 損
- 害保険契約を解除することができる。
- 2 保険者は、 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、損害保険契約を解除することができない。
- 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。 損害保険契約の締結の時において、 保険者が前項の事実を知り、 又は過失によって知らなかったとき。 以 下 保険媒介
- 三 保険媒介者が、 者」という。)が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。 保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が第 一項 の事実 の告 知をせず、 又
- 締結の 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の 時から五年を経過したときも、 同様とする。 原因があることを知った時から一 箇月間行使しないときは、 消滅す ź。 損害保険契約

(重大事由による解除)

- 第三十条 保険者は、 次に掲げる事由がある場合には、 損害保険契約を解除することができる。
- 保険契約者又は被保険者が、 保険者に当該損害保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、 又は生じさせようとしたこ

- 被保険者が、 当該損害保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- 前二号に掲げるもののほか、 保険者の保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第三十一条 損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

- 2 保険者は、次の各号に掲げる規定により損害保険契約の解除をした場合には、 当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。
- この限りでない。 第二十八条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故による損害。 ただし、 同項の事実に基づかずに発生した保険事故による損害については

二 (略)

前条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害

(保険料の返還の制限)

第三十二条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

保険契約者又は被保険者の詐欺又は強迫を理由として損害保険契約に係る意思表示を取り消した場合

一 (略)

(消滅時効)

第九十五条 保険給付を請求する権利、 保険料の返還を請求する権利及び第六十三条又は第九十二条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利 は

- 三年間行わないときは、時効によって消滅する。
- 2 保険料を請求する権利は、一年間行わないときは、時効によって消滅する。

〇 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

第二条 (略

②~⑧ (略)

- ⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
- においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの 法律又はこれに基づく政令により都道府県、 市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、 (以下「第一号法定受託事務」という。) 玉

(略)

10 る法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。 てそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほ か、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律につ 政令に定

(11) **1**7

別表第 第 一号法定受託事務 (第二条関係

備 考 この 表の下に 欄の用語の意義及び字句の意味は、 上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(略)	+		農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)	(略)	法
(略)	されている事務	一条第一項及び第百四十三条の二第二項を除く。)の規定により都道府県が処理することと	この法律(第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。)、第百三十	(略)	事務

0 租 一税特別 措 置 法 昭 和三十二年法律第二十六号)

肉用牛の 売却による農業所得の課税の特例

合計が千五百頭以内であるときは、当該個人のその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。 牛に該当する場合には五十万円未満とする。)である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。)であり、かつ、その売却した肉用牛の る肉用牛又はその売却価額が百万円未満(その売却した肉用牛が、 各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛 十五年法律第二百九号) 一十五条 家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)第二条第三項に規定する家畜市場、 (所得税法第二条第一項第三十五号に規定する事業をいう。)を営む個人が、 第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされてい 財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、 昭和五十六年から平成二十九年までの各年におい (家畜改良増殖法 財務省令で定める乳 (昭 頭 数の 次

農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却 当該個人が飼育した生産後一年未満 間の肉用

中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却

当

該個

人が飼育した肉用牛

.した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部 税対象飼 項に規定する個人が、 育牛が含まれているとき 同項に規定する各年において、 (その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものであるときを含む。) 同項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合にお は、 当該個人のその売却をした て、 その売 分の

合計額とすることができる。 の属する年分の総 所得金額に係る所得税 の額は、 所得税法第二編 第二章から 第 四章までの規定により計算し た所得税 の額によらず、 次に掲げ る 金 \mathcal{O}

- 飼育牛に その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないも 該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合における当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額の合計額に百 のの 売却 分の五を乗じて計 価 額及び 免 税 対
- いるその年分の総所得金額につき、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章の規定により計算した所得税の額に相当する金額その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛に係る事業所得の金額がないものとみなして計算 した場合にお
- るものを除く。)をいう。 前二項に規定する肉用牛とは、 農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号)第百十一条第一項に規定する肉用牛等及び乳牛の雌 等 、政令で定 \Diamond
- があり、かつ、これらの規定に規定する肉用牛の売却が第一項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額その他財務省令で定第一項又は第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定に規定する事業所得の明細に関する事項 んめる事での記載

を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

- 5 ると認めるときは、 定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、その提出がなかつたこと認めるときは、当該記載をした書類及び同項の証する書類の提出があつた場合に限り、税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その その提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、 169、第一項又は第二項の規定を適用することができる。 その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない 第一項の 同 |様と のあ
- 6 とする。 第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第二十五条第二項(肉用牛の売却による農業所得その年分の所得税について第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算に んは、 額の計算については、 0 課 税の 特 司 |号中
- 政令で定める 第一項及び第二項に 定めるも Ō のほ か、 第 項 の規定により免除される所得税 の額の計 算方法その他同 項及び第 項 0 が規定 0 適 用 に 関 ľ 必要な事 項 は

農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例

第六十七条の三 乳牛に該当する場合には 年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛 新飼育牛 を超える場合には、 の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額 る肉用牛又はその売却価額が百万円未満 (家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされて 農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人が、昭和五十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間内の 千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。 五十万円未満とする。)である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。)があるときは、 (その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、 (当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭)に相当する金額は、 当該売却をした日を含む事業年度 の 当該農地所 所 数の合計が千五百 財務省令で定める のうちに免税 日を含む 適格法 計算

上、損金の額に算入する。

- 農業協同 項に規定する肉用牛とは、 引法 組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却 第二条第三項に規定する家畜 農業災害補償法第百十一条第一項に規定する肉用牛等及び乳牛の雌等(政令で定めるものを除く。 市場、 中央卸 売市 場その 他 政令で定める市 場におい 当該農地所有適格法人が飼育した生産 て行う売却 当該 農地 所有適 格 後 法)をいう。 人が 年 未 育 L た 用 用
- 3 財 務省令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、 金の額に算入する金額の計算に関する明細書並びに免税対象飼育牛の売却が同項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価 項の規定は、 確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、 適用する。この場合において、 同項の規定により損金の額に算入される金額 かつ、 当該 確 定 申告書等 は 当 額 その他 |該申告
- ると認めるときは、 税務署長 丸は、 前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、 当該記載をした書類並びに同項の明細書及び証する書類の提出があつた場合に限り、 その記載又は添付がなかつたことに 第一項の規定を適用することができる。 つい てやむ を得ない 情

係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

- 5 業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「、 度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「、千五百頭」とあるのは「、当該計算した頭数」とする。業年度が一年に満たない第一項の農地所有適格法人に対する同項の規定の適用については、同項中「が千五百頭」とあるのは 「が千五百頭に当 該事
- 6 項の月数は、 暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7

- オー項の 用については、 規定の適用を受けた同項の農地所有適格法人の同項の規定により損金の額に算入された金 これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。 額 は、 法 人税法第六十七 条第三 項 及 び 第 五. 項 \mathcal{O} 規 定
- 8 益積立金 第二項から前項までに定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額 額 の計算その 他同 項 の規定の適用に関し必要な事項 は 政令で定める。 \mathcal{O} 計 算方法、 第一 項 \mathcal{O} 規 定 0 適用を受け た 同 項 0) 農 地 所 有 適 格 法 人 0

展地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例)

- この項において同じ。 水産 省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。)である肉用牛に該当するものをいう。 の 《の合計が千五百頭を超える場合には、 所 .各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛(家畜改良増殖法第三十二条の二第 屋大臣の 連 有適格法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額 十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間内の日を含む各連結事業年度において、 得 承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛(第六十七条の三第一項に規定する肉用牛をいう。 百 の金額の計 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第三項に規定する農地)又はその売却価額が百万円未満(その売却した肉用牛が、 算上、 損金の額に算入する。 千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。 (当該売却をした日を含む連結事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用 財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、)に相当する金額は、 当該期間内に次の各号に掲げる売 以下この条において同じ。 当該売却 をした日) があるときは、 一項の規定による農林 を含 却の方法に 所 有 適格 む 連 結 用牛の頭 当該農 より当 事 人 財務 以下
- 同 引 組 合又は農業協同 第 二条第 三項に規定する家畜 組 合連合会のうち 市場、 政令で定めるもの 中央卸 売市場その に 委託 他政令で定める市 して行う売却 場において行う売却 当該 農 地 所有適格 法 人が 当 該 餇 農地所有適 育した生産後 格 法 人が 年 未 餇 満 育 た 用 用

- 2 その他財務省令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、 その他財務省令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当にその損金の額に算入する金額の計算に関する明細書並びに免税対象飼育牛の売却が同項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額 の規 定 は、 連結 確 定申告書等に同 項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があ 適用する。この場合において、 同項の規定により損金の額に算入される金額は、 ŋ, カン ~つ、 当該 連結 確定 申告
- 3 税務署長は、 中告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。 前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、 その記載又は添付が なかったことについてやむを得 な
- 千 五 連結事業年度が一年に満たない第一項の連結親法人又はその連結子法人に対する同項の規定の適用については、 があると認めるときは、 百頭に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「、千五百頭」とあるのは「、 当該記載をした書類並びに同項の明細書及び証する書類の提出があつた場合に限り、 第一項の規定を適用することができる。 同項中 当該計算した頭数」とする 「が千五百頭」とあるのは が
- 5 項の月数は、 暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 6 第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとする。 第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、 法人税法第八十一条の十三第二項 及び
- る場合における連結利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、 第二項から前項までに定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法、 政令で定める。 第一項の 規 定の適用により損金の額に算入される金

7

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)(於

 \bigcirc

(定義)

この法律において、 次の各号に掲げる用語 の意義は、 当該各号に定めるところによる

一~三十六 (略)

告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。 確定申告書 第二編第五章第二節第一 款 ||及び第| 二款 (確定申告) (第百六十六条におい て準用する場合を含む。 0) 規 定による申告書 (当該申

三十八・三十九 (略)

び確定申告書に係る修正申告書をいう。 青色申告書 第百四十三条 (青色申告) (第百六十六条におい て準用する場合を含む。 の規定により青色の申告書によつて提出 する確定申告書

四十の二~四十八 (略)

(略)

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)

第四 格のない 社団等は、 法人とみなして、 この法律 (別表第 一を除く。 の規定を適用する。

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税

第十一条 として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)については、所得税を課さない。 益、差益及び利益の分配(貸付信託の受益権の収益の分配にあつては、当該内国法人が当該受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の額条 別表第一に掲げる内国法人が支払を受ける第百七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息

2 •

別表第 公共法人等の表 (第四条、 第十一条関係

(略) (略)	農業共済組合連合会	農業共済組合	(略) (略)	

法人税法 昭 和四十年法律第三十四号)

この法律において、 次の各号に掲げる用語の 意義は、 当該各号に定めるところによる。

一 5 五. 略

六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。

七〜十二の六の六 (略)

十二の六の七 連結親法人 第四条の二(連結納税義務者)の承認を受けた同条に規定する内国法人をいう。

十二の七 連結子法人 第四条の二の承認を受けた同条に規定する他の内国法人をいう。

十二の七の二~十二の七の六(略)

て同じ。)又は連結親法人との間に完全支配関係がある連結子法人相互の関係をいう。十二の七の七 連結完全支配関係 連結親法人と連結子法人との間の完全支配関係 第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。 以下この号に

十二の八~三十

確定申告書 第七十四条第一項 (確定申告) 又は第百四十四 条の六第一項若しくは第二項 (確定申告) の規定による申告書 (当該申告書に係る

限後申告書を含む。)をいう。

連結確定申告書

第八十一条の二十二第一項

(連結確定申告)

0)

規定による申告書

(当該申告書に係る期限後申告書を含む。

を

三十三~三十六 (略)

三十七 て提出する第三十号、 青色申告書 第百二十一条(青色申告)(第百四十六条第一項 第三十一号、第三十三号及び第三十四号に掲げる申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいう。 (青色申告) において準用する場合を含む。) の規定により 青 色 の申告書によつ

三十七の二~四十四 (略)

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)

人格のない社団等は、 法人とみなして、 この法律 (別表第二を除く。)の規定を適用する。

(事業年度の意義)

た各期間 めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下この章において「定款等」という。)に定めるものをいい、十三条 この法律において「事業年度」とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間(以下この章において「会計期間」という。)で、 指定した会計期間若しくは第四項に規定する期間をいう。 定款等に会計期間の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間又は第三項の規定により納税地の所轄税務署長が (最後に一年未満の期間を生じたときは、 その一年未満の期間)をいう。 ただし、これらの期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分し 法令又は

- 税地の所轄税務署長に届け出なければならない。 法令及び定款等に会計期間の定めがない法人は、 次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日以後二月以内に、 会計期間を定めてこれ を納
- に該当していた普通法人又は協同組合等については当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。 内国法人 設立の日 (公益法人等又は人格のない社団等については収益事業を開始した日とし、 公益法人等 (収益事業を行つてい な いも 0) に 限 る。
- のない社団等については、 おいて開始し、 外国法人 恒久的施設を有する外国法人になつた日又は恒久的施設を有しないで第百三十八条第一項第四号 若しくは第百四十一条第二号(課税標準)に定める国内源泉所得で同項第四号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日(人 同条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとな (国内源泉所得) に規定する事業を国内
- 3 当該法人に対し、 「項の規定による届出をすべき法人(人格のない社団等を除く。)がその届出をしない場合には、 書面によりその旨を通知する。 納税地の所轄税務署長は、 その会計 期間、 を指 定
- 号に規定する収益事業を開始した日又は同項第二号に規定する国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日の属する年について 第二項の規定による届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、 これらの目) から十二月三十一日までの期間とする。 その人格のない社団等の会計期間は、 その年の 月一 日 同

(みなし事業年度)

匹 次 の各号に規定する法人(第五号から第七号までにあつてはこれらの規定に規定する他の内国法人とし、 第八号、 第十二号、 第十三号及び第十

同号に規定する連結親法人とする。)が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、 をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。 号にあつて はこ れらの規定に規定する連結子法人とし、 第十一号及び第十六号にあつてはこれらの規定に規定する連結法人とし、 前条第一項の規定にかかわらず、 当 第十 一該各号に定 -四号に、 る期 つて 間

- の期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの 内国法人(連結子法人を除く。)が事業年度の中途にお いて解散 間 (合併による解散を除く。)をした場合 その 事 業年 ·度 開 始 \mathcal{O} 日 カコ 5 \mathcal{O} 日 まで
- 第四条の二(連結納税義務者)に規定する他の内国法人の事業年度の中途において最初連結親法人事業年度(各法人が事業年度の中途において合併により解散した場合(第十号に掲げる場合を除く。) その事業年度開始の (各連結事業年度の連 日 いら合併 の目 0 結 前 日コ \mathcal{O} する法 間
- 人税を課される最初の連結親法人事業年度(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。 おいて同じ。 人事業年度開始の日の前日までの期間)をいう。以下この号において同じ。)が開始した場合(第五号に掲げる場合を除く。) その事業年度開始の日 以 カゝ らその 下この項 最初 及び次項 結親
- 号までに掲げる場合を除く。) その連結親法人事業年度開始の日からその終了の日までの期間連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度開始 の日及び終了の日でない 場 合 (次号 から
- 五. ま 二に規定する内国法人が第四条の三第六項 (第四条の二の承認を受けた場合には、当該期間を除く。) 第四条の二に規定する他の内国法人との間に完全支配関係(同条に規定する政令で定める関係に限る。 いでの 度 (同条第六項に規定する連結申請特例年度をいう。 期 間、 その連結申請特例年度開始の日からその終了の日までの期間及びその終了 (連結納税の承認の申請の特例)の規定の適用を受けて同条第一項の申請書を提出した場 以下この項及び次項において同じ。)開始の日の前日の属する事業年度開始 の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了 以下この条において同じ。 の日 合 が Ō 連結申 から当 日まで 0) 前 特条の 間 日
- 年度開始の日から当該前日までの期間及び当該加入日からその連結親法人事業年度終了の日までの期間つた場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該完全支配関係を有することとなつた日(以下この号において「加入日」という。 第四条の二に規定する他の内国法人が連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係 0) 前日の属する事業
- での期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間(第四条の二の承認を受けた場合には、当該期間を除 の申請書を提出した法人に限る。)との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなつた場合 下この号において「加入日」という。)の前日の属する事業年度開始の日から当該前日までの期間、当該加入日からその連結申請特例年度終了 第四条の二に規定する他の内国法人が連結申請特例年度の中途において同条に規定する内国法人(第四条の三第六項の規定の適用を受けて同 当該完全支配関係を有することとなつた日 条 日項 Ħ ま
- で及び第十五号から第十八号までに掲げる場合を除く。) その連結事業年度開始の日からその有しなくなつた日(以下この号は連結子法人が連結事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合 いう。) 前 日までの 期 別, 当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の その連結事業年度開始の日からその有しなくなつた日(以下この号において「離脱 属 する事 (次号から第十三号ま 業年 -度終了 日と 。 日 ま
- 開 法 始 人が連結事業年度の中途において破産手続開始 0 決定の 日の 翌日 からその連結事業年度終了の日までの期間及び の決定を受けた場合 その その 終了 連結事業年度開始の 0 Ħ の 翌日 から当 該 日 翌日 いら破っ (T) 属する事業 産手続開 始 不年度終 0) 決定 了 0 日 日 ま まで で 0) 0) 期 間 間

- 確 法 定 人 の日 0 連 ま 事 0 中 途 にお いて合併 により 解 散 Ļ 又 は 残 余 財 産 が 確定 し た場 合 そ 0 連 結 事 業年 度 開 始 0 日 カュ 6 合併 \mathcal{O} 日 0 前 日 又 は 残
- びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間 関係を有することとな 度の中途におい 連結親法人と内国 て当該内国]法人(普及 つた日(以下この号において「支配日」という。 法人との間 通法人又は協同 だ当該内国法人による完全支配関係を有することとなつた場合は協同組合等に限る。)との間に当該内国法人による完全支配。 。 の 前日までの期間、 当該支配日からその連結事業年度終了 関 その連結事業年度開始の 係が生じたことによ ŋ 日 連 Ō か結 の日までの期間及から当該完全支配がよ人が連結事業
- での期間 連結子: ·法人の連結事業年度の中途において連結親法人が合併により解散した場合 その連結事業年度開始の日から合併解散の日の翌日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年·法人の連結事業年度の中途において連結親法人が解散(合併による解散を除く。)をした場合 その連結事業年· 結事業年度開始 -度終了の 0 日 日 から ま の解 期散 間間の 日 ま
- の日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日まで 連結 子 期 間の 日の 前 日 「まで 0 期 合
- 十四四 始の日から連結子法人がなくなつた日(以下この号において「離脱日」という。)の前日までの期間及び当該離脱日か・四 連結親法人の連結事業年度の中途において連結子法人がなくなつたことにより連結法人が当該連結親法人のみとな での期間 前日までの期間及び当該離脱日からその連結事業に結法人が当該連結親法人のみとなつた場合。そのご 年度終了 の年 日度 ま開
- 十 五 ととなつた日の前日までの期間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日までの第-五 連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が公益法人等に該当することとなつた場合 期 ^{期間}及びその終了の その連結事業年度 の日の翌日な民開始の日 かか らその 5 当 該 翌日 Iの属す
- 下七 連結法-の期間、その り明間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了おいて当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたとき その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の-六 連結親法人と内国法人(公益法人等に限る。)との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、連結法人の連結事業年度る事業年度終了の日までの期間 Ō 前 日 中 日 まで まで 途 に
- [及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までのおいて「取消日」という。)の属する連結事業年度開始の日から当該取「連結法人が第四条の五第一項(連結納税の承認の取消し)の規定によ 規定により第 期 消 間 日 四条の二の承認を取り消された場合 \mathcal{O} 前 日 [までの 期 間、 当 該 取 消日からその その 連 遅結事業年5の取り消され り消され 度 (終了 た日 0 日 下この ま で 0 期号
- 十八 連結子 法人が第四条の 五. 第三項の 承認を受けた場合 その 承認を受けた日 \mathcal{O} 属する 連結親法人事業年 - 度終了 \dot{o} 日 \mathcal{O} 翌日 いら当 該 캪 日 0 属 高する事
- 十九 内国法人である公益法人等又は人格年度終了の日までの期間 において含をい、この公益法人等が事業年度の中途において普通去この強に規定する場合に該当する場合を除く。) 人若しくは協同組合等に該当すその開始した日から同日の属団等が事業年度の中途において 団等が事業年度 1該当することとなつた場合又は普通法人若しくは1日の属する事業年度終了の日までの期間 て新たに 収 益事業 と終了の 学業を開 労
 出 よでの期! 八格 \mathcal{O} な V 社 団等 に あ つ は 前 条
- において 及び そ の該当することとなつた日からその事業年度終 公益法人等に該当することとなつた場合 人若しくは協同 その事業年 了 0 Ħ r ま で の - 度開始の日 期 間 からこれら の場合のうち V ず れかに該当することとなつた日 協 同組 合等が 事 前 業 日 にまでの \mathcal{O} 中

- 算 中 \mathcal{O} 法 人 \mathcal{O} 残 余 財 産 が 事 業年 度 0 中 途 に お 11 て 確 定 L た場場 合 (第 + 号に 揭 げ る場合を除く。 その 事 業 年 度 開 始 0 日 カン 6 残 余 財 産 0) 確 定
- 日 からその事業 算中の内国 法 年度終了の日までの 人 (連結子法人を除 期 が 事 業 年 度 \mathcal{O} 中 途 に お 7 継 続 た 場 合 その 事業年 度 開 始 0 日 カコ 5 継 続 0 日 0 前 日 ま で 間 及び
- いつた日 恒久的 の前日までの期間及びその有することとなつた日 施設を有しない外国法人が事業年度 の中途に からその事業年度終了の日までの期おいて恒久的施設を有することとな することとなっ 間 た場合 その 事 業 年 度 開 始 \mathcal{O} 日 カン 5 そ σ 有することと
- とな ょつた日までの期間及四 恒久的施設を有す 及びその有しないこととなつた日の翌日からその事業年度終了の日までの する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこととなつた場 期間 合 その 事 業 年 度 開 始 \mathcal{O} 日 カン 6 そ Ō 有 な
- 日 開 五 から 始 恒 人的施設を有しない外国法人が、 又は当該事業を廃止した場合 期間、当該事業の開始の日から当該事業の廃止の日までの期間及び同日の翌日からその事業年度終了間(当該事業の開始の日の属する事業年度の中途において当該事業を廃止した場合には、その事業年その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日又は当該事業の廃止の日までの期間及びこれ、事業年度の中途において、国内において新たに第百三十八条第一項第四号(国内源泉所得)に規定 たする事 開 \mathcal{O}
- 2 (は同項第七号に規定する加入日をいう。以下この項において同じ。) の前日の属する事業年度に係る第七十四条第一項(当することとなつた場合を除く。) において、当該他の内国法人のこの項の規定の適用がないものとした場合に加入日第四条の二に規定する他の内国法人が、前項第六号又は第七号に掲げる場合に該当することとなつた場合(同項第八号) 日 から当 期間 「該事業の開始の日の前日までの期間、当っその事業年度終了の日までの期間(当該・ 第八号又は 地の所轄税務署長に規第一項(確定申告)の (前項第六号に規定する又は第十一号に掲げる場 0) 規定による の度 加 合 日 までの 入日
- する内 生じたときは、 げる場合の区分に応 当該加入日から当該加入日の前日の属する月次決算期間 国 《合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を、当該他の内国法人の事業年度とみなす。」法人との間に当該連結親法人又は内国法人による完全支配関係がある場合 前条第一項 その一月未満の期間)をいう。以下この号において同じ。 (法人の会計期間 かある場合 前条第一項及び前項第六号又は第七号の規定に) の末日まで継続して当該他の内国法人と連結親法人又は をその 開 始 の日以 後一月ごとに区分した各期間 (最後に カゝ 前 かわらず、次間項第七号に関 月 未満 0 期 次規定を

次の各号に

書の提出期限となる日までに、この項の規定の適用

を受ける旨その

他

財

務省令で定める事項を記載し

た書類

を納税地

提

出

たとき

掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- 前項第六号に掲げる場合に該当することとなつた場合 当該加入日の前日の属する事業年度 期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間 開 始 \mathcal{O} 日 か ら当 該 前 日 0 ス属するこ 月 次 決算 期 間 \mathcal{O} 末 日 ま
- 前日 第七号に の日後である場合には、 の属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度 掲げる場合に該当することとなつた場合において、 当 該 必連結申 請 特例年度終了の日の翌日の属 第四条の二の承認 する連結親法人事業年度終了の日) を受けたとき 当 該 加 入日 ま 終了の日 0 での 前 日 期 0 間 属 (当該 はする事 翌 日 が 連 開 結 申 始 請 \mathcal{O} 特例 日 カコ
- 日 年 了 0) 日までの期間 る場合に該当することとな 属する月次決算期間 及びその終了 の の目の 末日までの期間 つた場合において、 翌日 から 当 (ハにおいて「加入前野で、 第匹条の三第一項 該 翌日 . の 属 する事 業 期間 年度終了の の申請が却下されたとき 」という。 日まで)、当該 の期間 末日 (当該 当該加入日 の翌日から当 末日 の翌日 0) 前 が 該 日 連 갶 \mathcal{O} 結 日 する連結 年度 年 度

了の 日 である場合には、 加 入前期間及び当 コ該末日 0 翌日から 当 □該翌日 .の属 する事 業年度 終 了 0 日 ま で 0 期 間

前 掲げる場合以外の場合 前項第六号又は第七号の規定は、 適用し ない。

(連結事業年度の意義)

間 度 び次項において同じ。 五. (各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。次項において同じ。)は同号に定める期間とする。 (その末日が連結親法 連結親法人事業年度の中途において第四条の五第一項(連結納税の承認の取消し)の規定により第四 この法律 お 人事業年度終了の日である期間を除く。)は連結事業年度に含まないものとし、 開始の日からその終了の日までの期間とする。ただし、 いて「連結事業年度」と は、 連 結 混法人の 連 結親法人事業年度 第一号から第三号までに掲げる法人にあつてはこれら (当該連結法 人に係る連結親法人の事業年度を 第四号に掲げる法人にあつては最 条の二 (連結納税義務者) 0 いう。 承認を取 の号に 初連 下こ ŋ 定 事業年 んめる期 消 され 0 項

た連結子法人 その連結親法人事業年度開始の日からその取り消された日の前日までの期間

法人事業年度開始の日から解散の日(合併による解散の場合には、合併の日の前日)又は残余財産の確 連結親法人事業年度の中途において解散 (合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。)をし、 確定の日までの期間又は残余財産が確定し た連結子 法 人 そ 0) 連 結

法人事業年度開始の日からその有しなくなつた日の前日までの期間 連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなつた連結子法人(前二号に掲げる法人を除く。 そ \mathcal{O} 連 結

この項及び次項において同じ。)を有することとなつた同条に規定する他の内国法人(第四条の三第十一項第一号 て「時価評価法人等」という。)を除 時価評価 連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係 法人及び当該時価評価法人又は同条第九項第一号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有するも ⟨°) 当該完全支配関係を有することとなつた日からその連結親法人事業年度終了の日までの期 (第四条の二に規 定する政令で定める関係に (連結納税の承認 (T) · 請 . 限 次 る。 い項にお 以

2 等で加 わ おいて同じ。 十四条第二項 入月 加 入月 次決算日(連結親法人との間に完全支配関係を有することとなつた日の前日の属する同号に規定する月次決算期間の末日をいう。)が同条第一項第五号に規定する連結申請特例年度終了の日以前であるものを除く。 次決算日 (第一号に係る部分に限る。) の翌日から当該翌日の属する連結親法人事業年度終了の (みなし事業年度) の規定の適用を受ける法人(同号ハに掲げる場合に該当するもの及び時価評 日までの 期間とする。 0) 最初連結事業年度は 前 項 第 和四号の 規定にかり 価 法 カン 項人

命附金の損金不算入)

第三十七条 人の各事業年度 業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の の所得 の金額の計算上、 損金の 額に算入しない。 額 次 項 の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。 礎として政令で定めるところにより計 算した金額を超える部 0 合計額のうち、 分の そ 金 0)内国法 額 は 当 の当 該 内 国

2 · 3 (略)

4

の 項及び 次項において同じ。 場合におい て、 同項に規定する寄附金の)その 他 特別 の法律により設立され 額 のうちに、 公共法 た法 な人、 人のうち、 公益法人等 教育又は科学の振興、 (別表第二に掲げる一般社団法人及び一 文化の向上、 社会福 祉 般財 へ の 団 貢 献 人を除 他公益 以 0) 増 下

のを除く。)の額があるときは、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎と 進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金 て政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額) ただし、 公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。 は、 第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入し (前項各号に規定する寄附金に該当するも

5~12 (略)

(各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第六十六条 次項及び第三項において同じ。)又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、 内国法人である普通法人、一般社団法人等 (別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。 各事業年度の所得の金額に百分の二十

三・二の税率を乗じて計算した金額とする。

2~6 (略

別表第二 公益法人等の表(第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係

名称	根 拠 法
(略)	(略)
農業共済組合	農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)
農業共済組合連合会	
(略)	(略)

○ 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)(抄)

人格のない社団等に対するこの法律の適用)

人格のない社団等は、 法人とみなして、 この法律 (第十二条の二及び別表第三を除く。 の規定を適用する。

(国、地方公共団体等に対する特例)

第六十条 (略)

2 (略)

3 取りを行つた時期については、 りを行つた時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、 課税仕入れ及び課税貨物の保税地域 から

の引

4 税期間 三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕除することができる課税仕入れ等の税額(第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計額は、第 ŋ 定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、 税貨物の保税地域からの引取りの日(当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、 を受けた日)の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を除く。 れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。 かつ、 費税を納める義務が免除される者を除く。)が課税仕入れを行い、 若しくは の課税標準額に対する消費税額 当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額 地 方公共団 体 (特別会計を設けて事業を行う場合に限る。 (第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。 又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、 別表第三に掲げる法人又は人格 (第二十八条第一 当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決 第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、 この場合において、 項に規定する対価の額をいう。 以下この項において「特定収入」という。 のない社団 次項及び第六項において同じ。) 等 当該金額は、 (第九条第一 当該課税仕入れの)の合計額に当該特 当該課税期間 項 本 文 0 日 規 から控)があ 定の通 又は 定 に

0~7 (略)

ける第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

る法人又は人格のない社団等に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、 十二条第 前各項に定めるもの 項、 第四項若しくは第六項又は第四十五条第一 のほ か、 国若しくは地方公共団体 (特別会計を設けて行う事業に限る。 項の規定による申告書の提出期限の特例、 政令で定める。)又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めるも その他国若しくは地方公共団体、 別表第三に 0 掲げ \mathcal{O} 第

別表第三(第三条、第六十条関係)

次の表に掲げる法人

二(略)	(略)	農業共済組合連合会	農業共済組合	(略)	名称
	(略)		農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)	(略)	根 拠 法

 \bigcirc

登

録

免許

税

法

昭

和

四十二

年法律第三十五号)

(公共法人等が受ける登記等の非課税)

第四条 (略)

2 限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等(同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに

別表第三 非課税の登記等の表 (第四条関係)

(略)								業共済組合連合会	二十三 農業共済組合及び農	(略)	名称
(略)								法律第百八十五号)	農業災害補償法(昭和二十二年	(略)	根拠法
(略)	設の用に供する土地の権利の取得登記	供する建物の所有権の取得登記又は当該施	の規定による損害の額の認定の業務の用に	用規定)において準用する場合を含む。)	定の準則)(同法第百三十二条第一項(準	二 農業災害補償法第九十八条の二 (損害認	得登記	該建物の敷地の用に供する土地の権利の取	一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当	(略)	非課税の登記等
(略)						のに限る。	務省令で定める書類の添付があるも	該当するものであることを証する財	第三欄の第一号又は第二号の登記に	(略)	備考

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号)(抄)

(信用基金の目的)

第三条 (略)

2 業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。 金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)に基づき、 信用基金は、 前項に規定するもののほか、農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号)に基づき、 日五十八号)に基づき、漁業共済団体が行う漁農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険

(資本金)

第五条 (略)

2~5 (略)

6 政府並びに政府及び都道府県以外の者は、 第二項の認可があった場合において、 信用基金に出資しようとするときは、 第十五条各号に掲げる業務のそ

れぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

(運営委員会の設置及び権限)

第十一条の二 信用基金に、第十五条各号に規定する農業信用保険業務、 害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務ごとに、 運営委員会を置く。 林業信用保証業務及び漁業信用保険業務並びに第十二条第二項に規定する農業災

2·3 (略

(業務の範囲)

第十二条 (略)

その他必要な事項は、 いう。)及び漁業災害補償法第百九十六条の三に規定する業務(以下「漁業災害補償関係業務」という。)を行う。この場合において、 信用基金は、第三条第二項に掲げる目的を達成するため、農業災害補償法第百四十二条の八の規定により行う業務 それぞれ農業災害補償法及び漁業災害補償法で定める。 (以下「農業災害補償関係業務」と この法律の特例

(積立金の処分)

第十六条 変更の認可を受けたときは、 務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定によるに係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主(十六条)信用基金は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度 その変更後のもの) の定めるところにより、 当該次の中期目標の期間における前条各号に掲げる業務の財源に充てることが

2 · 3 (略)

(報告及び検査)

第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、 は、信用基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、 所に立ち入り、 その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、 林業・木材産業改善資金助成法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認めるとき 書類その他の必要な物件を検査させることができる。 受託者の事務

2·3 (略

(出資者原簿)

第二十二条 (略)

2 出資者原簿には、 第十五条各号に掲げる業務に係る出資ごとに、 各出資者について次の事項を記載しなければならない。

- 氏名又は名称及び住
- 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の 移転 の年月 日

出資額

3 (略)

第二十三条 に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、 |十三条 信用基金は、(残余財産の分配) 解散した場合において、 その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、 それぞれ、 その出資額に応じて分配するものとする。 第十五条各号に掲げる業務

2 (略)

(主務大臣等)

第二十四条 する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項(給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。)については、 この法律及び信用基金に係る通則法における主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣 に関するものを除く。)については、農林水産大臣)と(農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関

2. 3 (略)

 \bigcirc 特別会計に 関する法律 (平成十九年法律第二十三号) (抄)

第百二十四条 漁業共済保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。百二十四条(食料安定供給特別会計は、農業経営安定事業、食糧の需給 食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、 農業共済再保険事業等、 漁 船 而 再 保 険 事業 及び

2 • (略)

4

百四十一条の四の規定による保険事業をいう。 この節において「農業共済再保険事業等」とは、 農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号) 第百三十四条の規定による再保険事業及び同法第

5 • 6 (略)

人勘定区分

分する。

第百二十六条 食料安定供給特別会計は、 農業経営安定勘定、 食糧管理勘定、 農業共済再保険勘定、 漁船再保険勘定、 漁業共済保険勘定及び業務勘定に区

(歳入及び歳出)

第百二十七条 (略)

2

歳入

3 農業共済再保険勘定における歳入及び歳出は、 次のとおりとする。

ロ〜へ (略)

イ <u>ٿ</u> 農業共済再保険事業等の再保険料等 (農業災害補償法第百三十六条の再保険料及び同法第百四十一条の六の保険料をいう。 以下この節において同

1 歳出

じ。 農業共済再保険事業等の再保険金等(農業災害補償法第百三十七条の再保険金及び同法第百四十一条の七の保険金をいう。 の規定による交付金 以下この節において同

ハ 農業共済再保険事業等の再保険料等の還付金ロ 農業災害補償法第十三条(同法第十三条の六 (同法第十三条の六において準用する場合を含む。)

4 • 5

ニ〜ト

6

業務勘定における歳入及び歳出 は、 次のとおりとする。

歳入

ハ 農業共済再保険勘定からイ・ロ (略) の繰入金

= **\ \ ** (略)

二歳出 農業経営安定事業、 食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、 農業共済再保険事業等、 漁船再保険事業及び漁業共済保険事業の事務取扱費

口 (略)

(一般会計からの繰入対象経費)

第百二十九条

3 2

農業共済再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、 農業共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の二から第十三条の五までの規定により国庫が負 次に掲げる経費とする。

担するもの

二 農業共済再保険事業等の事務取扱費で国庫が負担するもの

4·5 (略

(他の勘定への繰入れ)

第百三十条 (略)

2 再 業務勘定における経費の財源に充てるために必要な額に相当する金額は、 保険勘定及び漁業共済保険勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。 毎会計年度、 農業経営安定勘定、 食糧管理勘定、 農業共済再保険勘定、 漁船

(積立金)

第百三十四条 立てるものとする。 に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剰余金のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み百三十四条 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号

一農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子

二·三 (略)

2 農業共済再保険勘定、 政令で定めるところにより、 漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には 当該各勘定の積立金から補足するものとする。

3 (略)

(証券等)

/ = F = 7.75 ×

第百三十六条 (略)

2

3 農業共済再保険勘定、 漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定における借入金対象経費は、

農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費

次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、

当該各号に定める経費

二·三 (略)

とする。

この場合においては、同条第二項の規定は、 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができる金額は、 適用しない。 次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、 当該各号に定める金額を限度とする。

支弁するのに不足する金額 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の 還付金を

略

(融通証券等

第百三十七条 (略

る。 農業共済再保険勘定、 漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定においては、 当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができ

附 則

(食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定の歳出の特例)

第四十一条 当分の間、 第百二十七条第三項の規定によるほか、 農業災害補償法第百五十条の三第一 項の交付金は、 農業共済再保険勘定の歳出とする。

(農業災害補償法の一部改正)

 \bigcirc

民法の

部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成二十九年法律第

号)

(抄)

第 百四十一条 農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十八条中「払戻」を「払戻し」に、「三年間これを行わない」を「これらを行使することができ第八十七条の二第六項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわらず、 「これらを行使することができる時から三年間行使しない」 に、 「因つて」を

時効中断」を「時効の更新」に改める。

よつて」に改める。

第百三十一条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」 に改める。

(農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第二百四十二条 農業災害補償法第百三十二条第一項及び第百四十一条の二において準用する場合を含む。)又は第百三十一条第二項 一項において準用する場合を含む。)に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、 施行日前に前条の規定による改正前の農業災害補償法(以下この条において「旧農業災害補償法」という。)第八十七条の二第六項 (旧農業災害補償法第百四十一条第 なお従前の例による。 旧

 \bigcirc 農林 水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) (抄)

(所掌事務)

第四条 農林水産省は、 前条第一項の任務を達成するため、 次に掲げる事務をつかさどる。

一~三十二 (略)

三十三 農業災害補償、 森林保険並びに漁船損害等補償及び漁業災害補償に関すること。

三十四~八十六 (略) (略)

(設置)

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、 それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。 別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、 次の表の上欄に掲げるものとし、

(略) (略)
農漁業保険審査会